

令和5年6月15日（木）

場所 委員会室

○出席委員

委員長	古濱 薫	委員	青木 淳子
副委員長	中川 貴大	〃	矢部 新
委員	高柳貴美代	〃	上村 和子
〃	遠藤 直弘		

○委員外出席者

陳情者	山本 隆夫
-----	-------

○出席説明員

市長	永見 理夫	福祉総務課長	小鷹 学
副市長	竹内 光博	(兼)福祉交通担当課長	
教育長	雨宮 和人	生活福祉担当課長	左川 倫乙
		しょうがいしゃ支援課長	長田 健
政策経営部長	宮崎 宏一	高齢者支援課長	馬場 一嘉
市長室長	吉田 徳史	地域包括ケア推進担当課長	加藤 尚子
秘書広報担当課長	山崎 瞳	保険年金課長	高橋 昇
政策経営課長	簗島 紀章	健康まちづくり戦略室長	橋本 和美
行政改革・情報政策担当課長	山本 俊彰		
資産活用担当課長	小宮 智典	児童青少年課長	畠山雄一郎
課税課長	波多野敏一	保育幼児教育推進課長	川島 慶之
収納課長	古川 拓朗	子育て支援課長	前田 佳美
行政管理部長	藤崎 秀明	まちの振興課長	田代 和広
総務課長	津田 智宏	(兼)特命担当課長	
建築営繕課長	近藤 哲郎	環境政策課長	鈴木 孝
(兼)新学校給食センター 開設準備室整備担当課長		ごみ減量課長	清水 紀明
建築営繕課主幹	加藤 志穂	都市計画課長	町田 孝弘
文書法制課長	吉田 公一	道路交通課長	松平 忠彦
法務担当課長	妹尾 祥	下水道課長	蛭谷 常久
(併)教育部主幹		国立駅周辺整備課長	関野 達也
職員課長	中道 洋平	富士見台地域まちづくり担当課長	三澤 英和
防災安全課長	関 知介	南部地域まちづくり課長	立川 浩平
検査担当課長	江村 英利	都市農業振興担当課長	堀江 祥生
市民課長	毛利 岳人	(併)農業委員会事務局長	

教育部長	橋本 祐幸	学校給食センター所長	土方 勇
教育総務課長	石田 進	(兼) 新学校給食センター	
教育施設担当課長	島崎 健司	開設準備室事業担当課長	
(兼) 新学校給食センター		公民館長	清水 周
開設準備室調整担当課長		図書館長	氏原 恵美
教育指導支援課長	荒西 岳広		
指導担当課長	川畑 淳子	オンブズマン事務局長	佐伯 真
生涯学習課長	井田 隆太		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲
(併) 行政管理部主幹	



○会議に付した事件等

1. 議 題

- (1) 陳情第7号 国立第二小学校改築工事に関して中庭におけるスロープの再考を求める陳情
- (2) 陳情第8号 国立第二小学校改築工事に伴う樹木の保存を求める陳情
- (3) 第50号議案 国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案
- (4) 第51号議案 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案
- (5) 第57号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算(第3号)案
(歳入のうち所管する部分、総務費、教育費)

2. 報告事項

- (1) (仮称) 国立市食のまちづくり推進計画の策定状況について
- (2) 令和4(2022)年度施策等評価結果報告書及び市の対応について
- (3) 損害賠償等請求事件について

審 査 結 果 一 覧 表

番 号	件 名	審 査 結 果
陳 情 第 7 号	国立第二小学校改築工事に於いて中庭におけるスロープの再考を求むる陳情	5 . 6 . 1 5 不 採 択
陳 情 第 8 号	国立第二小学校改築工事に伴う樹木の保存を求むる陳情	5 . 6 . 1 5 不 採 択
第 5 0 号議案	国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案	5 . 6 . 1 5 原 案 可 決
第 5 1 号議案	国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案	5 . 6 . 1 5 原 案 可 決
第 5 7 号議案	令和 5 年度国立市一般会計補正予算（第 3 号）案 （歳入のうち所管する部分、総務費、教育費）	5 . 6 . 1 5 原 案 可 決

午前 10 時開議

○【古濱薫委員長】 おはようございます。改選後、新しいメンバーでの初めての総務文教委員会です。市民に寄り添ったよい審査ができるよう、御協力をよろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開きます。

議題に入ります前に、改選後初めての委員会でございますので、さきの会議において、御紹介を受けた方を除きまして、本日出席されております説明員の方々の御紹介をお願いいたします。

初めに、市長部局についてお願いいたします。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 それでは、私のほうから、まず市長部局の出席説明員を紹介させていただきます。最初に、オンブズマン事務局でございます。オンブズマン事務局長、佐伯真でございます。

次に、政策経営部でございます。市長室長、吉田徳史でございます。秘書広報担当課長、山崎瞳でございます。政策経営課長、蓑島紀章でございます。行政改革・情報政策担当課長、山本俊彰でございます。資産活用担当課長、小宮智典でございます。課税課長、波多野敏一でございます。収納課長、古川拓朗でございます。

次に、行政管理部でございます。総務課長、津田智宏でございます。教育部新学校給食センター開設準備室整備担当課長と兼任となりますが、建築営繕課長、近藤哲郎でございます。建築営繕課主幹、加藤志穂でございます。文書法制課長、吉田公一でございます。教育部主幹と兼任となりますが、法務担当課長、妹尾祥でございます。職員課長、中道洋平でございます。防災安全課長、関知介でございます。検査担当課長、江村英利でございます。市民課長、毛利岳人でございます。

次に、健康福祉部でございます。都市整備部福祉交通担当課長と兼任となりますが、福祉総務課長、小鷹学でございます。生活福祉担当課長、左川倫乙でございます。しょうがいしゃ支援課長、長田健でございます。高齢者支援課長、馬場一嘉でございます。地域包括ケア推進担当課長、加藤尚子でございます。保険年金課長、高橋昇でございます。健康まちづくり戦略室長、橋本和美でございます。

次に、子ども家庭部でございます。児童青少年課長、畠山雄一郎でございます。保育幼児教育推進課長、川島慶之でございます。子育て支援課長、前田佳美でございます。

次に、生活環境部でございます。都市整備部特命担当課長と兼任となりますが、まちの振興課長、田代和広でございます。環境政策課長、鈴木孝でございます。ごみ減量課長、清水紀明でございます。

次に、都市整備部でございます。都市計画課長、町田孝弘でございます。道路交通課長、松平忠彦でございます。下水道課長、蛭谷常久でございます。国立駅周辺整備課長、関野達也でございます。富士見台地域まちづくり担当課長、三澤英和でございます。南部地域まちづくり課長、立川浩平でございます。都市農業振興担当課長、堀江祥生でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 続いて、教育委員会について御紹介をお願いいたします。教育部長。

○【橋本教育部長】 続きまして、教育委員会の出席説明員について御紹介させていただきます。教育総務課長、石田進でございます。新学校給食センター開設準備室調整担当課長と兼任となりますが、教育施設担当課長、島崎健司でございます。教育指導支援課長、荒西岳広でございます。指導担当課長、川畑淳子でございます。生涯学習課長、井田隆太でございます。新学校給食センター開設準備室事業担当課長と兼任となりますが、学校給食センター所長、土方勇でございます。公民館長、清水周でございます。図書館長、氏原恵美でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 以上で説明員の紹介を終わります。

次の議題に関係しない説明員の方は、退席していただいて結構です。
それでは、議題に入ります。



議題(1) 陳情第7号 国立第二小学校改築工事に関して中庭におけるスロープの再考を求める陳情

○【古濱薫委員長】 陳情第7号国立第二小学校改築工事に関して中庭におけるスロープの再考を求める陳情を議題と致します。

ここで、陳情第7号について、お手元に配付しておりますとおり、陳情者より陳情訂正願が提出されておりますので、先例に倣い、本会議の承認を得ることを前提に審査いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、文中の訂正箇所は、陳情訂正願のとおりでありますので、御確認をお願いいたします。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

この際、御報告いたします。趣旨説明に際しまして、陳情者のパネルの使用を許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いします。趣旨説明は簡潔にお願いいたします。

○【山本隆夫陳情者】 東に住む山本と申します。今日は、7号、8号、2件の陳情を提出しております。よろしくお願いいたします。すみませんが、着席してお話をさせていただきたいと思います。

では、始めさせていただきます。国立第二小学校改築工事に関して中庭におけるスロープの再考を求める陳情でございます。

陳情の趣旨を申します。国立第二小学校改築工事は、工事契約を経て今年の4月に着工しました。校舎の中庭に設置が予定されているスロープ、日本語で斜路と申しますが、に関して問題が依然として残されたままであることから、着工はしているんですけども、陳情を提出いたします。

国立第二小学校改築計画は、国立第二小学校改築マスタープラン協議会、これは教育関係者や近隣にお住まいの方、学校建築の専門家、国立市の職員によって構成された協議会ですが、で議論が交わされてまいりました。他の地域の小学校の先進事例の視察、学校づくりの理念の検討を経て、校舎配置の検討、諸室のゾーニングの検討から、校舎の配置の2案、これは現状のように北側に校舎棟を持ってくる案と、それから東側、今現在工事中の案ですが、東側案を比較検討するなど、第二小学校が今まで持ってきたよい形質を保ちつつ、これからの子供たちの小学校での生活を豊かにするための様々な検討を重ねてきたように伺っています。

そして、2019年、令和元年ですね、7月に国立第二小学校改築マスタープランが公表されました。校舎棟と体育館、地域コミュニティ施設棟を施設の東側に配置して、屋外運動場を西側に配置する計画の下、校舎棟には、学年ごとの普通教室と特別支援教室、特別教室をそれぞれまとめてグルーピングして配置しています。建物は3階建てとして、校舎を中心に中庭を設けて、採光・通風に配慮した屋内空間を計画しています。中庭に面して、カタカナの口ですね、口の字型に廊下を配置して、行き止まりがなくコンパクトな校舎として設計されているように思います。

2021、令和3年ですね、おとしの2月に公表された国立第二小学校・複合公共施設設計経過報告書に、校舎棟平面図の基本方針に関して、図1に抜粋してあります説明があります。そこには、この

1 階の平面図とともに、設計の狙いが書き込まれています。中心に中庭を設けた採光・風通しのよい学習空間をつくります。校舎棟平面計画の基本方針として、校舎棟には、管理諸室や普通教室、特別支援教室、特別支援学級、特別教室等を配置します。建物は3階建てとして、校舎の中心に中庭を設けて、採光・通風のよい屋内空間を実現します。中庭に面してコの字型に廊下を配置して、行き止まりがなく、コンパクトな校舎としますと述べられています。

ところが、昨年、2022年11月25日、27日の近隣の住民、それから第二小学校に通われている父母の方に対する実施設計概要の説明会で、スロープを中庭に設置する計画が出てきます。教育委員会の担当者の説明によると、2022年、令和4年ですね、去年5月に教育委員会の担当者が、国立市内のしょうがいしゃ団体の1名の方に改築計画案を説明する際に、スロープの設置について望ましいとの意見が提示されたということを聞いています。そして、教育委員会は、フルインクルーシブを進める国立市の方針に基づいて、中庭にスロープを設置する改築設計案を作成して、市役所と市議会で設計変更及び工事金額の増額の承認に至ったとの説明をしています。

これは下に図面が載っています。ちょうど、2ページの改築設計案ですね。基本設計案に対して、その中庭にちょうどスロープを当て込んだ図面になっていまして、中庭が少し狭くなっています。この計画案、平面図、それから断面図等を見まして、スロープを廊下の四周に配置することには、次のような問題があるというふうに私は思います。

1 番目、中庭の面積、これが2021年、つまり、2ページのマスタープランでは212.25平方メートル、これは、縦が15メートル、横が14.15メートルなので、これを掛けると212.25平方メートルに対して、昨年の11月の案では79.165平米。縦が9.625メートルで横が8.225メートルと、約63%も減少するわけです。つまり、中庭の面積は約3分の1になるわけです。スロープを中庭に設置することで、中庭が持つ視覚、心理的な影響を被り、物理的な影響も大きいと言えるのではないのでしょうか。

2 番目、教室の周囲の廊下の採光は、スロープのために相当程度減失します。1階をスロープで下りるためには、約1周半回ると聞いております。採光の、つまり、窓から光を取る効果ですね、はさらに小さくなります。

3 番目、自然換気は中庭の窓を開けることによって、廊下にも爽やかな空気が流れるわけなんです。が、内側にスロープが回りますと、そのスロープの窓を開閉するための動作も必要になってきます。先生に任せるんでしょうかね。中庭の窓から約3メートルの距離があるために、換気効果が減殺されます。

4 番目、スロープが設置されると、廊下から中庭への視界がかなり制限されます。登下校時や授業の休み時間に、そして時には友とともに、中庭や向かいの廊下、そして時には空を見上げる風景は、小学校の子供にとっては特に大事だということで、この基本設計案、マスタープラン協議会がこの平面図をよしとして採用してきたのではないのでしょうか。

また、スロープを設置したとき、中庭の部分に室内のスロープを設置したとき、スロープを走る子供の安全を配慮する必要があります。私は子供の頃に廊下を走らないようにと何回も注意されたものの、時々そのルールを破った覚えが私にはあります。悪戯鬼だったんでしょうかね。スロープを走らないようにと注意しても、子供は守るのでしょうか。まして、先生がそばにいないときには。このスロープの勾配が13分の1の斜路の勾配ですから、ある程度緩やかではありますが、走れば相当の速度が出て、けがや重大な事故も予想されます。また、スロープの平面図が、ちょうど四角形の各辺になっているので、折れ曲がるときに90度に折れ曲がるわけです。そこで、スロープの勾配がすぐになって

きているので、スロープを下りる人と上がる人が非常にぶつかる可能性、危険性はあると思います。

私は、スロープを設置する意義は、確かにそれはあるとは思いますが、しかし、マスタープラン協議会において、検討の第一段階で設置を予定していなかったスロープを改築計画に採用するためには、元のマスタープランのコンセプトを大事にしながら、スロープの安全性、位置や勾配、形状、そして設計変更費用、増額工事費などを検討していく必要がありました。教育委員会の検討段階において、上記の1から4、そして、さらにはスロープの安全性などについて十分に検討したのでしょうか。

中庭に面して設置する計画のスロープは、基本のコンセプトにあるように、廊下と中庭をつなぐ重要な建築の要素、エレメントということができます。しかも、これまでの小中学校で、室内スロープの実施例は皆無に近くて、パースだけではなく模型を製作して、空間デザインや詳細の検討を進める必要があると思います。教育委員会の担当者にお話をさせていただいて、模型による検討を当然したんだらうと尋ねましたら、残念ながらしていないということなんです。この大事な中庭を、ある意味では台無しにするかもしれない可能性もあるスロープを設置するに当たって、きちんと模型も作っていないと。これはいかななものかと思いました。

さらには、マスタープラン協議会の委員の中で、唯一の学校建築設計の専門家を務められた委員がいらっしゃいます。この方はなかなかすばらしい方です。中庭のスロープについて私はちょっと聞いたんですね。彼は、中庭のスペースに室内スロープを設置することについて、教育委員会や連絡協議会の方から全く耳にしていないというお答えでした。スロープの設置にそれなりに説得力があったとしても、マスタープランを作成する段階で検討をしていないスロープのような機能空間を組み込む際には、ほかの機能空間との相互関係の中で位置や安全、詳細を含めた検討が必須です。少なくともマスタープラン協議会における学校建築の専門家と意見を交わして修正案を作成していく必要がありましたし、望むらくは、マスタープラン協議会全員を集めての協議が必要であったと思います。

そこで、私は以下を求めます。陳情事項。スロープの設置に関して、至急にマスタープラン協議会の委員の方々と対応策を議論していただきたい。すなわち、スロープを設置することの是非、そして、もしスロープを設置する場合には、どこにスロープを設置したらよいかということです。そして、近隣の方々や保護者、市民に対して説明することを強く要望いたします。小学校は、これからの国立のまち、そして社会をつくっていく子供たちが生活する大切な場です。市民の皆もこれからの小学校をしっかりと考えて、改築計画を作成していきたいと思います。以上です。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】 すみません、ちょっとマイクがこっちなものですから、こちらに向けなくて失礼します。陳情ありがとうございました。本陳情の内容とほぼ似たような再考を求める陳情が3月議会に出されておりまして、私も総務文教委員でしたので、かなり詳細な事実経過などを長時間かけて陳情者にも伺い、当局にも確認したところでございます。恐縮ですが、今回の陳情者は、その3月議会の常任委員会の陳情をめぐる議事録などは、もしくは経過などは、聞いたりお読みになったりした上での陳情というふうに考えてよろしいでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 2月の議会ですね。3月じゃないですね、多分、私の記憶では。酒井さんという市民の方が陳情を出したと思うんですよね。私はその様子を、インターネットの録画がホームページのほうで参照できますので、それを拝見しました。（「あ、はい、はい」と呼ぶ者あり）それで、私は本来、この第二小学校の改築工事の件では、もう4月に着工しているわけなので、もう着工始まっているわけですね。ですから本来は、その設計内容を変更するというのは、時がちょっと遅いとい

うか、時期を逸しているというおそれは、私は懸念は持っています。ただ、私が先ほどお話ししましたように、この学校のいい設計の狙いとかコンセプトが、今回のスロープによって非常に損なわれるのではないかということに懸念を持ちまして、陳情を提出した次第です。

○【上村和子委員】 インターネットでお聴きになったということで、それを踏まえたけれども、疑義があるということで出していただいたと分かりました。じゃあ、ちょっと安心いたしました。

では、3月議会の、3月だったと思います、常任委員会の審査は。私がメインで質疑しましたので、私自身の中の、もうこの件に関しての整理は終わっているのですが、ちょっと確認したいのですが、陳情書の3ページの中に、の最初に、本陳情のなぜスロープを検討したかという、多分、これ前提というか、きっかけに当たるのでしょうか。ちょっと確認したいのが、「教育委員会の担当者の説明によると、2022年（令和4年）5月に教育委員会の担当者が、国立市内のしょうがい者団体の1名の方に改築計画案を説明する際に、スロープの設置について望ましいとの意見を提示されたとのことです」、この4行が大変気になるんですね。私たちが、議事録に残っている、担当者と確認した事実内容と違うからです。

そういうことでちょっとお伺いいたします。ここの部分ですが、教育委員会の担当者の説明によると、お聞きになったそうですが、この教育委員会の担当者の説明は、いつ、誰に聞いたのでしょうか。日時きちんとじゃなくてもいいですよ。感覚で。

○【山本隆夫陳情者】 山本です。5月の20日ぐらいですかね、に島崎さんという課長から伺いました。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。5月20日というのは、ついこの間とっていいですよ。5月20日ということでは、担当者の島崎、担当責任者です。我々が3月の常任委員会で説明を受けた人間と同じです。その人が違う説明をしたのかどうかが大変気になりますので、確認いたします。

陳情者はそのときに、そもそもスロープを考えることになったのが、5月に教育委員会の担当者が、国立市内のしょうがいしゃ団体の1名から意見が出されたから検討に入ったというような説明を受けたという解釈でよろしいでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 私はその辺の子細を、本当は詳しくつまびらかに知っているわけではありません。インターネットの中継及び知人の説明等を聞いて、とにかく初めに、室内スロープの話が出たのは、場合によっては教育委員会の方かもしれません。あるいは、しょうがいしゃ団体の方かもしれない。ただ、少なくとも、マスタープラン協議会の方とか、あるいは建築の方から出てきた案ではない。そこにやはり市議会議員の方も目を凝らして見てもらいたいと思います。やはりね、マスタープランで2年以上にわたって、マスタープラン自体は約8か月か9か月、活動を月に一遍か1.5回やってマスタープランを作成したわけですから。そこで必要な諸室、いろんな教室とかですね、職員室とかも含めて諸室の検討とかいろいろなことを進めて、建物の配置の仕方等を鑑みてマスタープランを作成したわけですから。そこに新たにスロープを持ってくる時、そのときには相当の積み上げが必要ではないかと。それから、マスタープランの委員に対しての質問も必要ではないかというふうに私は思います。

○【上村和子委員】 ということは、陳情者は、お書きになったこの4行について、これが事実かどうかは分からないということでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 山本です。何か私、裁判所で尋問されているような雰囲気です……（「いえいえいえ」と呼ぶ者あり）何か前のね、酒井さんのときも、上村さんは尋問するような。逆に、どうい

う問題点がこの中庭スロープにはあるのかということ、市議会議員としての立場でやっぱり考えてもらいたいということもあって、この陳情を私は提出したつもりです。

○【上村和子委員】 ですから、私、今ここで、陳情者の言っていることは全て議事録に残りますので、何でもおっしゃりたいことはおっしゃっていただきたいですし、私自身はこの陳情書が全てですので、陳情書中の一言一句、これは議員としてしっかり読ませていただきます。そういう中で、間違った解釈、間違った事実認識に基づいての陳情審査はあり得ないと思っています。

ですから、そのきっかけとなった、ここで私が知りたいのは、陳情者はそもそも、スロープという話が出てきたのは、2022年5月の教育委員会の担当者が、しょうがいしゃ団体に説明をする際に初めて出てきたという認識があつてというふうにも読めるんです。それより前に出てこないからです。だから、これはとても大事な、陳情者にとっては、二小のスロープがなぜ設置されることが検討されるようになったのかの大事な歩目の事実認識ですから、これは小さなことではありません。特にしょうがいしゃ団体にとっては切実な問題です。ですから、この部分は、担当者の説明によるとお聞きになったということですから、少なくとも私はこれ、裁判所ではありませんので、陳情者の認識をお伺いしているんです。陳情者は、そもそものスロープというのがどうして生まれたかというのは、この2022年のこのときに初めて出てきたというふうな認識でお書きになったということでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 私、そのスロープがどのように出てきたかということについて、やはり疑問を持ったので、教育委員会の担当課長と面談をしてお聞きしました。その結果、今の、私、ここに記述しております5月ですね、去年の、2022年5月にそういう話が出て、しょうがいしゃ団体の方も、我々前向きだということで、教育委員会とか国立市としては、フルインクルーシブということもあるので、この室内スロープを計画の中に入れていこうかということで前向きになったということをお伺いしました。以上です。

○【上村和子委員】 3月の議会の中での審議の中で、しょうがいしゃ団体、確かに二小のマスタープランの協議会の中では、バリアフリーに関しての議論というのがそれほどできていませんでした。マスタープラン協議会の役目は、基本構想・基本計画をつくることにありました。その後、それに基づいて市が検討し、その素案を基に住民説明会を開いた。住民説明会だけではなくて、議事録からです、市担当者が、自らが、新しい校舎のバリアフリーについて、市内のしょうがいしゃ団体2団体に意見を聴いたのが2021年12月です。そこで聴いているわけです。市自らが聴きに行ったわけです。調査です。そのときに1団体から出た。そこから教育委員会で検討が始まった。そして、その段階でいろんな視察をして積み上げて、2022年5月、陳情者がお書きになった、ここに至ったときには、議事録ちゃんとありますが、しょうがいしゃ団体以外の5団体、また、市内のしょうがい児の保護者の方々から、スロープの設置の有効性及び望ましい使用について御意見を頂いて賛同いただきました。

私が、では、どの団体に言ったのですかとお聞きしました。そこでこういう話が、インターネットをお聴きになったのであれば、しっかり語られていると思いますが、お話を聴かせていただいた団体ですが、肢体しょうがいしゃの団体、発達しょうがいしゃの団体、精神しょうがいしゃの団体、しょうがいのあるお子さんの保護者の団体、聴覚しょうがいの団体さんにお話を聴かせていただきました。そこで全て賛同、批判の声はなかったというのが答えてあります。議事録にも残っております。

この議事録以外のことを、5月20日に陳情者に担当者がこのような説明、陳情書に書かれてあるような説明をしたのだとしたら、私の怒りは陳情者に向かうのではなく、教育委員会に向かいます。間

違った答弁しているからです、3月議会に。陳情者に対してではありません。これは重大な事実の問題です。審査ができません。今この場で、私は、事実はどうかということだけは確認しておきたい。そうでないと、陳情審査すらできません。ここで、ちょっと暫時休憩をしていただきたい、事実確認をしていただきたいと思います。（「一言いいですか」と呼ぶ者あり）

○【山本隆夫陳情者】 私が書いているこの3行か4行のことが、全くの真の事実ではないかもしれないです。多少の違い、あるいは、今おっしゃるように、5か月違えば大分違うというお話かもしれないんですけど、私が室内スロープについて疑義を申し立てている、その根拠はこれだけではないですよ。いわゆる安全性とか、あるいは中庭の見え方、それから子供たちの生活の在り方、それについて全般的なお話をしているわけです。それについてきちんと私は議論をしていただきたいということで、何か私1人が、裁判官の、裁判の中で1人が責められて、いや、何か私、市役所にもきちんと説明してもらいたいと思っているのに、何か個人の攻撃に陥っているような私は懸念があるというふうに思います。

○【古濱薫委員長】 暫時休憩に致します。

午前10時37分休憩



午前11時20分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。上村委員。

○【上村和子委員】 すみませんでした。暫時休憩の中で委員の話を全員聞きまして、議事録の中で、今回の議事録の中で疑義を明らかにしていくということを確認しましたので、続けさせていただきます。

じゃあ、引き続き質疑を致しますけれども、では、先ほどの質疑は、これをもって疑義に、当局に確認するのは後ほどの審査と致しますが、現時点で陳情者に確認をしておきます。先ほど何回かやり取りを致しまして、私のほうの事実確認のほうもお示しいたしましたが、それを踏まえも、なお、この陳情書に書かれてある2022年5月に教育委員会の担当者が、国立市内のしょうがいしゃ団体の1名の方に改築計画案を説明する際に、スロープの設置について望ましいとの意見を提示されたとのこと。この部分の文章については、このような事実認識に陳情者が今もいるということによろしいでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 100%の確信は持ってないんだけど、教育委員会の担当課長とお話したことと、それから、インターネット中継の3月ですか、の議会の傍聴した範囲で私の理解するところであります。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。ということは、このことがきっかけとなって、スロープの検討が始まったという意味というふうに解してよろしいでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 これは、教育委員会の担当者とか、あとは設計に関わっている方の内心に関することですから、その方がそれぞれが、いつからスロープを考えていたかというのは、私は5月ということは規定できないと思います。ただ、しょうがいしゃ団体からそういう要望が出てきた時期というものを教育委員会の担当課長に伺ったらこういう話が出てきたので、公的にはこの話が5月という時点があるんだろうという認識です。

○【上村和子委員】 すみませんね、恐らく、審査になったときに、私がこう、何かしつこく聞いて

いるのがちょっと糾弾みたいに聞こえたらごめんなさい。どうしてかという、ここでちゃんと聞いておかないと、陳情者の認識に基づいて質疑をするときにずれてはいけませんのでね、お聞きしている次第なんです。私が分かりが悪くて申し訳ないですね。

つまり、陳情者の認識としては、2022年5月の、このしょうがいしゃ団体の1名の方が、スロープがあるといいですねというような意見が出されたことをきっかけに、教育委員会からの、教育委員会において、じゃあ、スロープを検討しようかというような公の検討が始まっていったのではないかと、いうふうに思っていらっしゃるということですのでよろしいでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 基本的にはそれでいいんですが、ただ、スロープの話が、しょうがいしゃ団体の方から出たのか、それとも、教育委員会の担当者から出たかというのは、教育委員会の担当者として、私、話したときは、はっきりしませんでした。きちんと明快に3月の議会でも答弁されてないように私は思います。ですから、私はここを曖昧にちょっと表現しているんですけども、とにかく5月の打合せの段階で、スロープについては望ましいというお話がしょうがいしゃ団体の方からあったということは、私は事実だと思います。以上です。

○【上村和子委員】 ということは、すみませんね、このお書きになったところの陳情書を読むと、2000……、どこだったっけな。ちょっと待ってくださいね。2022年11月25日、27日の実施設計概要の説明会で、スロープを中庭に設置する計画が出ていますと。それまではなかったとおっしゃるんだと思うんですけども。ということは、この話、この陳情書の趣旨からいくと、5月ですから、その半年前に、半年前の5月に教育委員会の担当者が、しょうがいしゃ団体の1名にスロープがあったほうがいいんじゃないですかと言われて、そこから6か月ですか、6か月で計画を全面的に中庭につくり直したというように読めるんですけども、そういう認識でお書きになったということですのでよろしいですか。

○【山本隆夫陳情者】 はい、基本的にはよろしいです。ただ、ここは子細まで、紙幅の制限もありますので、書いておりませんが、5月にそういうスロープの設置が望ましいという話があって、9月でしたかね、図面化というのを教育委員会のほうではしていると。そして、11月ですか、に市議会と、それから予算、それで市役所内部の稟議もあるでしょう。そういった経過を取って、11月の実施設計概要の近隣の住民、保護者に対する説明があったというような認識です。

○【上村和子委員】 すみません、手間取りました。陳情者の認識が分かりました。これを、事実確認を後ほどちゃんとさせていただきます。

それと、この陳情事項の中にマスタープランの、マスタープラン協議会の委員の方々に、スロープを設置する場合は再考を今からでもぜひとか、スロープを設置する場合にはどこにスロープを設置したらよいかというようなことを聞いたほうがいいと。そして、近隣の住民の方々と市民に対して説明することを要望いたしますというふうに書いてあるのですが、実は、マスタープラン協議会がつくったマスタープランに対して、それを含めて素案ができた段階で、近隣住民や市民の方々に説明をしたりする際に、このスロープの問題とか、樹木の問題とか、北門の問題とかが出てきたわけですが、それを踏まえて最終案を当局が考え、つくり出したわけですが、それで、その結果、北門は陳情も出まして、マスタープラン等にはなかった、原案にはなかった、基本計画にはなかったところで、北門に関しては、近隣の住民からの意見でなくなりました。それで、スロープの設置については、つきました。それから、樹木伐採についても、その後のことで今、存続が起きています。

まさしくここにお書きになられた、マスタープラン協議会を経た基本計画に即したものの市民説明

会、住民説明会から出た意見を踏まえて、市は最終的な実施設計に入っていたわけですが、このプロセスは問題はなかったし、まさしくそのプロセスの中で、原案に対しての意見が市民たちから出て、そこで修正されていったという捉え方を私はしているのですが、その修正されたものを再度、またマスタープラン協議会に戻すべきだというお考えになっている根拠は何なんですかね。仕組みとしては、プロセスとしては、プロセスどおりやった結果だと思うんですけど、ここでもう一度マスタープラン協議会に戻したほうがいいと書かれている理由は何ですかね。

○【山本隆夫陳情者】 大事なポイントなのでお話ししたいと思います。マスタープランって、僕らよく使うんだけど、マスタープランの本はマストで、つまり、船ですね。風によって動く船からしたら、マストは帆柱なわけですよ。ですから、最初の検討案というよりは、この改築設計案、改築工事案の骨となるような検討会なんです。その会に来ていた、選ばれたなかなか優秀な建築家の方が、このような東側に、比較検討した上で、東側に校舎を持ってくる案がいいと。それで、ロの字型の中庭を有した校舎のプランというのをつくったと。

ですから、その、やっぱりそれを変えてはいけないと私は思わないですよ。もちろん、要求性能、あるいは諸室を、これを欲しいということになれば、設計は当然変えていかなければならないんだけど、マスタープランで設定した基本的な考え方というものをきちんと踏まえて、もしそれを導入したり、あるいはそれを、スロープを中庭に送り込むのであれば、機能上問題がないか、安全上問題がないかというのをきちんと検討していますかということを探ねるがために、私は陳情を提出しました。で、その答えというものが、まだ私、教育委員会の見解とか、それからお話、それから市民に対する説明にも、あるいは、改築工事設計概要にもきちんと述べられてないというふうに私は思います。以上です。

○【上村和子委員】 マスタープランの捉え方というところは、実は私も、マスタープラン協議会が、関係各位を集めてつくったのだから、それを尊重すべきだと実は議員としてずっと思っていました。しかし、その後、住民の方々から様々な意見が出てまいりました。それらを踏まえて、市当局が最終案をつくってきたところに住民とか当事者団体の意見などは十分入っていたというふうに私自身は評価しておりまして、マスタープラン協議会のマスタープランですから、あくまで基本構想、コンセプト、基本計画であって、そこは基本、土台にはなりますけれども、そこから最終案をつくる段階で住民の声を聴いて、それを加味して、行政が責任ですくい上げるというプロセスにおいては、問題ない。まず、これをちょっと、そこは確認しておきたいんですよ。そうでないと、毎回、駅前もそうですけども、マスタープランが全部だと、都市マストラ、マスタープランが全部根拠にされてしまうと、そこにマスタープラン協議会といっても、今回、10人ぐらいの委員さんで10回しか開かれてません、半年で。半年で。そのうちの4名ぐらいが市の職員さんですね。学者さんも、優秀だとおっしゃいましたが、1名しか入っておりません。校長と保護者代表と。

その中で、少なくともそのマスタープラン協議会の役割は、基本構想と、それから基本計画、それがもう目的であるということは明確にありました。それ以上のことはやっては逆にいけない組織であります。その目的に応じた役割を経て、その後、それを踏まえて広く住民に聴いて、声を取って最終案をつくったというところは、プロセス的には問題ない。ここはまず共有できますかという御質問なんですけど、でも、今回は、陳情者はもう一度マスタープラン協議会を開いて、ここでもう一遍ぜひお話しして、それをやってください、かけてくださいとおっしゃって、その後にまた近隣の住民の方々と市民に対して説明をしてくださって、こうループ、繰り返しを要求されているんですね。

で、そうなったときに、基本のこれはまちづくりのコンセプト、もう釈迦に説法だと思いますけれども、こういう基本の計画のプロセスにおいて、その段階に応じてやってきたものを、もう一度元に戻しなさいという新たな提案になるのでしょうか。それで、またやり直しして、またもう一回、近隣の住民とか市民に対して説明をしてくださいというお話なんではないでしょうか。繰り返しを要求されているということが、このまちづくりの……

○【山本隆夫陳情者】 何か、私1人が質問攻めに遭って、陳情者だからいいんだけど、何か陳情する意図をきちんと把握されてないような気がいたします。（「ああ、そうそうそう」と呼ぶ者あり）

まずですね、私がこの疑問を呈している4つの問題と安全性の問題について、どのように教育委員会、それから国立市役所が考えているか。それをきちんと市議会の——市議会というのは、市議会議員というのは、市政を監視する役目もあるはずですよ。そちらをされているのか。それで、住民当事者から要望が出てきたから、それはもうこれで、スロープは疑義がないものだということなんだけど、今申しました4つの疑念、疑問、いわゆる建築の基本的な中庭を設けるって、広い空を見上げられる、つまり、子供たちにとってはとても大事な空間になるわけです。これが50年、少なくとも50年はもつと思うんです。私はもう亡くなっているでしょうけども、その子供たちのことを考えると、やはりこの疑問についてはきちんと答えていただいて、うん、まあ、しょうがないかな、納得できるかなというようにやり取りをぜひしてもらいたいということで陳情を提出しました。

○【上村和子委員】 分かりました。ここの意図というか、すみません、私は陳情書の書かれてあるとおりに理解すればいいということですね。マスタープラン協議会の委員の方々に再度議論してもらって、さらにもう一度、ぜひ、それからスロープを設置する場合にはどこに設置したらよいかということをもう一度議論して、そしてさらにまた、近隣の住民の方々や市民に対して説明をすることを要望いたしますと陳情書に書かれてあるので、もう既に本体工事がスタートしましたが、それでも、今から止めて、これを止めて、再度このようなやり方で、未来、子供たちにとって大事な学校なのだから、再度、もう一度これを繰り返してほしいという、そういう願いの陳情であるということによろしいですか。ちょっと、一応、その思いを酌み取りたいので。

○【山本隆夫陳情者】 そのとおりでございます。（「はい、分かりました。それで結構です」と呼ぶ者あり）いや、一言しゃべらせてください。（「はい」と呼ぶ者あり）とても基本的なことなのに、これが市議会での、あるいは教育委員会での議論のほうできちんと答えられてない。あるいは、何か記録ありますかと言ってもないし、模型も、中庭の模型も作ってない。そういう中で、やはりそれをきちんと議論する場が市議会にあってほしいと思うし、それを期待していると。そういうところです。

○【上村和子委員】 はい、よく分かりました。では、またこの陳情に沿って審査いたします。

1から、中庭スロープができたことによる弊害、マスタープラン協議会で出されたときのコンセプトが覆っていくというところで、理由が4つ書かれております。それで、この中庭にスロープが設置されることによって、視覚心理的、それから物理的な影響が大きいと。そのところは考慮されたのか、これを具体的には伺っていきます。採光の面、自然換気の面、それから視野の面で、中庭や向かいの廊下を見上げる子供たちにとって、とても大事な教育的提供、それから危険性の問題。ということとは、スロープがないほうがいいのかというお考えでしょうか。これだけ確認しておきます。

○【山本隆夫陳情者】 陳情文にも掲載しておりますが、内部スロープ、いわゆる13分の1程度とか

15分の1程度のスロープがなければいいと私は申し立てないです。でも、設置するとしたら、この基本的な元の計画案にあった中庭にはめ込んだ、幕の内弁当にぽんと入れ込んだようなスロープではなくて、やはりきちんと検討してその場所を、場合によっては、外部に持ってくることもあるでしょう。それから、このようなスロープを持ってくる設計例というのは、本当、まれではあります。奈良県の御杖小学校という、非常にこれ有名な建築で、非常に評価されている建築物なんですが、それは、吹き抜けがこうあります。スロープが楕円形のあれを回っているんです、円形のところを。これは、吹き抜けの面積が約、今こちらで、第二小学校の中庭、原設計であった中庭の約4倍ほどの面積があります。そのぐらいのゆとりを持ってスロープを持ってくるならば、中庭にスロープを持ってくることもできたでしょう。そのぐらい基本に立ち返ってスロープを設ける私は価値はあるとは思いますが、そのぐらい基本に返って設計をやる時間は多分あったでしょうし、できたと思います。

○【上村和子委員】 今そのおっしゃっていたことですが、これからもう学校の建て替えというのが続いてくるわけなので、そこに至ったときにも同じように、やっぱりしっかりスロープの設置については、どこにどのように配置することが大事なのかという、スロープは否定されていないというお話でしたので、そういうしっかりした話合いが、マスタープラン協議会の段階から、模型も作って必要だった——だったって、過去形にしたらすごく、未来に向けてだったらすごく、まあ、ちょっと理解しやすいので、いうようなことで解すれば、スロープがないほうがいいという御意見ではないということがよく分かりましたので、スロープは設置……。どうなんでしょうか。スロープの設置については、スロープはあったほうがいいと私は思っておりますが、陳情者はそれに関してはあってもなくてもいい、議論する、造るのだったらこういう慎重な審議が必要であるというお考えでしょうか。ちょっとそこ確認をさせてください。

○【山本隆夫陳情者】 スロープの設置は、いわゆる公立の小学校、中学校の場合は、基本的な諸室、必要諸室には入ってはいないと思います。ですから、それを公立小学校、国立市立の小学校に導入するとしたら、皆さんの合意の下、いわゆる健常者も含めた合意の下、それから、前回の市議会で陳情された酒井さんのVEですね、いわゆる6,000万とか1億とか、工事金額が増えるでしょう。その辺の金額と、それから目的と、その辺の検討、比較検討をした上で、市民の方、それから国立市が決めていくということになるんじゃないでしょうか。

○【上村和子委員】 おっしゃってることの何をおっしゃっているかが分かりました。ちょっと、またね、追及されたと思われたらちょっと恐縮なんですけど、スロープをつけるに当たって、健常者の人も含めて理解が必要だというようなお話でしたけれども、その後、税金のかけ方ということと、そのスロープについては、今、学校の、小学校の通常学級の学校の設置の条件の中に入っていないから、それ以上やる場合には、健常者も含めての、あと、お金の面も含めての議論が必要であるというふうな御意見だと解したんですけれども、その場合、健常者としてしょうがいしゃ当事者の声というのはどのように考えていく場がつくれるのでしょうか。ちょっと、どういう場があれば、健常者と言われる人たちは絶対的に多いので、健常者の人の合意を取るということは、すみません、どういうことかというのをもう少し、ちょっと説明していただければ。

○【山本隆夫陳情者】 健常者と、それからしょうがいを一歩持たれている方とか、そういうのを含めて、私は多数決ではないと思います。健常者の方でも、やっぱり体の弱っている方とか、皆さんと一緒に学びたいという気持ちは少なからずあります。

ただ、中庭、つまり、教室がコの字型に配置されて、廊下があります。廊下から中庭を見る景色、

あるいは、授業にちょっと疲れて外を眺める気持ち、そういった空間というのは学校には必要なんですよね。教室だけで学校が成り立つわけじゃないです。そうすると、そういった廊下とか中庭とかも含めて、健常者にとっても、またしょうがいしゃにとっても大事な空間だと思います。ですから、しょうがいしゃの人にとっても、中庭の眺めが、目が遠くまで行くよと、あるいは遠くの木々が見えるよといったことは大きなことなので、その辺の検討を広い意味で、また深い意味でやっていくときに、また専門家の意見も知見も必要でしょうし、その辺の話し合いを多数決で決めていくというようなことは私は認識していないんですが、違いますでしょうか。（「いや、ちょっと分らなかったから。分らなかった」と呼ぶ者あり）

○【上村和子委員】　ここで健常者の方の意見もっておっしゃったことがちょっと分らなかったの、健常者の御意見、陳情者の言葉の中に健常者という言葉が入った、お金と、それが入ったので、それはどういう意味でおっしゃったのかなというところで確認をした次第です。ですから、今おっしゃったことで分かりましたので……（「一言お願いします」と呼ぶ者あり）どうぞ。

○【古濱薫委員長】　上村委員、質疑をしていただけると。

○【上村和子委員】　もう私の質疑は、もう私は終わりました。終わりましたが、何かもう一度とおっしゃって。

○【古濱薫委員長】　ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。それでは、当局に対して質疑を承ります。上村委員。

○【上村和子委員】　陳情者、ありがとうございました。それでは、この陳情書に即して審査をしていきたいと思います。私のほうが、暫時休憩してでも、やっぱりこの事実確認は重要であると思っておりました。陳情書の中の何度も繰り返しました、陳情者はね、少なくとも、5月20日ぐらいの教育委員会の島崎課長と話をして説明を聞いたところを整理すると、2022年の5月に教育委員会の担当者が、国立市内のしょうがいしゃ団体の1名の方に改築計画案を説明する際に、スロープの設置について望ましいとの意見が提示された。陳情者はこれを機に、恐らくこれを機にスロープの検討が入って、5か月後に中庭にスロープがつくという計画になったというような認識であるということを確認したのですけれども、では、教育委員会としての事実経過について、再度説明していただけますか。

○【島崎教育施設担当課長】　それでは、スロープの検討の経過でございます。さきの総務文教委員会で御答弁させていただきましたとおり、2021年の12月に市側から市内のしょうがいしゃ団体を訪問させていただきまして、バリアフリーのお話を御説明させていただいた際に、1団体からスロープの設置についての御要望を頂いたということが契機になってございます。以上でございます。

○【上村和子委員】　ということは、まず最初は、2021年の12月に2つのしょうがいしゃ団体に対してヒアリングをしたときに、1団体からスロープの話が出たということですが、これは市側の要請、市側が要請した。要請した理由は何ですか。恐縮です、3月議会の繰り返しになりますけれども、お願いいたします。

○【橋本教育部長】　これは、やはり我々が事業を進める中で、当然、施設の中で様々な特性を持たれている方がいますので、そういう中で、当事者の意見を聴きたい、これは聴くべきだというふうな中で、しょうがい団体の2団体のほうにお時間を取っていただいた、そういうふうな中で実施した、そういうふうな経過でございます。

○【上村和子委員】 それでは、2021年12月にバリアフリーについての意見を、これは実はしょうがいしゃ計画等で、当事者に関わることは当事者抜きにやらないでくれという原則がありまして、それに基づいて、しょうがいしゃ団体のほうにヒアリングを行ったときに、1団体からスロープのほうがいいんじゃないですかという話があったということがまず確認できました。

では、マスタープラン協議会の中では、スロープの設置というような話はあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 マスタープランの中で具体的にスロープというふうなことはございませんが、マスタープランの中ではバリアフリーに配慮した学校を造るというふうな趣旨の報告を受けており、それに基づいて教育委員会でマスタープランを策定したことになります。

○【上村和子委員】 そういう話、バリアフリーという形でまとめられていた。恐縮ですが、マスタープラン協議会の中に、車椅子の当事者の方々などは入っていましたでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 車椅子の当事者の方は入ってございません。以上です。

○【上村和子委員】 では、入っていないことが悪いわけではなくて、入っていないからこそ、当事者の話を聞くという形で当局がいろいろお聞きになったと思うのですが、具体的に、2021年の12月、しょうがいしゃ団体の1団体ですよね。1名ではありませんよね。1団体ですか。

○【島崎教育施設担当課長】 1団体でございます。

○【上村和子委員】 では、その2021年、始まりは2021年12月、市がヒアリングを行ったしょうがいしゃ団体2団体のうちの1団体からスロープの提案があった。これが市側の事実経過として押さえておきたいと思います。

それから、ここにお書きになった、陳情書に書かれている2022年の5月、ここまでの間、2021年12月から2022年5月までの間、国立市教育委員会はどうな検討をしてきたのですか。

○【島崎教育施設担当課長】 この間の検討についてでございますが、スロープを造るに当たって、屋内に造る、室内に造るということで、スロープの設置の目的、主たる目的というのが、フルインクルーシブ教育を視野に入れた日常使いのスロープなのか、それとも災害発生時等の防災の際に使う日常使いではないスロープなのか、どのようなスロープを造るのが望ましいのかというふうな、スロープの性質についての検討を重ねていったというふうなところでございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 非常時のときのスロープ、それから日常使いのスロープということで協議をした。それで、それを設置するに当たって、いろいろ調査、それから視察などは、いつ、どこのところでもどのようなところに行いましたか。

○【島崎教育施設担当課長】 検討を重ねる中で、市の教育大綱にございます、しょうがいの有無にかかわらず共に過ごすことができるというふうな施設整備を目指していくというふうなことに寄与するスロープが望ましいという検討を進める中で、令和4年の6月、7月に、参考と致しまして、東京都の特別支援学校2校について視察を行ってまいりました。以上でございます。

○【上村和子委員】 これは6月ですね、7月。特別支援学校の視察に行ったということですね。では、2022年5月、この5月には何をしたのですか。

○【島崎教育施設担当課長】 この段で、日常から使えるスロープを設置するのが望ましいというふうな市の考えを持っておりました。そのようなコンセプトでスロープの設置を設計していくことにつきまして、市内のしょうがいしゃ団体5団体様に意見を伺いました。そのほか、第二小学校の学校長に意見を伺いました。また、市内にしょうがい児の保護者の方からも、スロープの設置の有効性等に

ついて御意見を頂いたところでございます。以上でございます。

○【上村和子委員】 そのときに話を聞いたしょうがいしゃ団体は、どういう団体ですか。

○【島崎教育施設担当課長】 精神しょうがいしゃの団体さん、発達しょうがいしゃの団体さん、しょうがいをお持ちのお子さんの保護者の団体さん、聴覚しょうがいの団体さん、肢体しょうがいの団体さん、計5団体にお話をお伺いいたしました。以上でございます。

○【上村和子委員】 では、2022年この5月に、5団体のしょうがいしゃ団体に話を聞いた。そのときに、スロープの望ましいとの意見は1人からしか出なかったのですか。

○【島崎教育施設担当課長】 各団体さんから御賛同を頂き、否定的な御意見というのは頂いておりません。以上です。

○【上村和子委員】 身体しょうがい、肢体しょうがいだけではなく、精神、発達、聴覚しょうがい、それら全ての団体に聞いて、そこから反対の声はなかったということですね。ということは、この陳情書に書かれてある、教育委員会の担当者の説明によると、2022年5月に教育委員会の担当者が国立市のしょうがいしゃ団体の1名の方に改築計画案を説明する際に、スロープの設置について望ましいとの意見を提示されたということについては、陳情者のほうも耳で聞いた話であるし、詳細にこのところが、本当にそうかと言われると、言い切れないところもあるなどとお話をなされていたので、改めて確認しますが、このような事実はなかったということではよろしいですか。

○【島崎教育施設担当課長】 今御答弁させていただいた経過が、教育委員会での検討の結果となっております。以上です。

○【上村和子委員】 分かりました。ということは、少なくとも2022年5月に行われたしょうがいしゃ団体向けに、5団体とそれからしょうがいを持つ子供の親に聞いた、校長にも聞いた。このときに否定的な意見は出なかったというのが事実として、3月議会でもそのように説明がありましたので、そのように解します。

さらに、その後、6月、7月に、スロープがある特別支援学校を視察に行った。その前に、2021年12月から、しょうがいしゃ団体から要望があった後は、ふだん使いの、日常使いのスロープにするか、災害時のための避難用のスロープにするかの検討を行ってきた。この中で、陳情者が4項目出されておりますけれども、じゃあ、中庭を狭める形でスロープを設置しようというような案とか、それを設置したら採光の問題、光ですね、採光の問題とか、視覚、目で見える問題とか、自然換気の問題とか、それから、危ないというような問題があるという、この4つの指摘があるわけですが、4つのこの指摘された中身についての議論などは、いつ、どのようになさったのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 スロープの設置に当たって、中庭に与える影響とその問題点の議論というところですが、時期と致しましては、スロープを中庭に設置するのはどうかという設計の中で検討を進めた形になります。スロープの設置の目的と致しましては、共に移動することにより、登下校、教室移動、日々の移動において、しょうがいの有無にかかわらず、共に過ごして一緒に行動ができることによって、相互理解の促進というフルインクルーシブ教育の推進の観点でございます。

また、防災の観点から、避難所として学校は機能を持っておりますので、その際にエレベーターが止まっているとき等に有効に活用できるということから、ふだんから利用できるよう、屋内に設置するための中庭の外周に設計する計画と致しました。

本案以外の設置場所と致しましては、校舎棟と複合施設棟の間ですとか、施設の東側に設置するという案の検討も行いましたが、そういたしますと、ふだん使いが困難になるですとか、多くの既存樹

木を伐採する必要があるということから、マスタープランの理念に反してしまうというふうな可能性もあったので、検討する中でその案は採用できないというふうに考えたところでございます。（「何かあった？」と呼ぶ者あり）

ごめんなさい、あとですね、中庭をつくった経過なんですけど、まず、平面計画の検討がありまして、平面計画が正方形に近い形で南東側に校舎が配置されることになり、その形状を踏まえて採光・通風をよくするために、中央を吹き抜けにするというふうな中庭のある建物になりました。ですので、中庭というのは校舎の配置から生まれたものでございます。現時点において、中庭の明確な使用方法については、これというのはまだ決まっていないところで、今後の運用になっているというところでございます。

採光、通風、換気状況と致しまして、教室については採光の基準というのがありますが、廊下については基準はないというふうなところを聞いております。しかしながら、中庭スロープの設置によって、大きさは縮小されましたが、光と風を建物の中央に届けるという役割を担っておるというふうに認識しておりまして、適切な採光、視界が得られるように、中庭側の壁を大型のサッシによるカーテンウォール仕様としておりまして、また、安全に留意しながら、サッシを開けて換気ができる仕様としております。こちらで御懸念を頂いている影響については、適切な改修の対応をしているというふうに考えているところでございます。以上です。

○【上村和子委員】 ほかの委員もいろいろ聞きたいと思うので、私の中では、視覚的にスロープが入ることによって、ここで中庭を見上げるとか、空を見上げるとか、そういったものが特に大事なんだけど、廊下から中庭への視界が、スロープがあることによってかなり制限されるということをおっしゃっています。その教育的効果ですか、視覚が遮られることによって中庭が制限されることの影響が大きいとおっしゃっています。また、スロープがあることで、スロープがあることによって危ないのではないかという、日常使いの中で危ないんじゃないかというようなお話がありますけれども、この2つについては、どのような検討がなされたんでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 先ほどの視界につきましては、ちょっとお話をさせていただきました中庭側の壁を大型のサッシによって仕切りをするというふうなことで、採光ですとか視界が確保されるような仕様としております。

また、安全性についてでございますが、まず前提として、スロープに限らず、施設を危険に使用しないということをお願いしたいというふうなところはございます。ですが、その上で事故を防ぐという観点で、東京都の特別支援学校の仕様も参考としながら、四隅にある踊り場には緩衝材の設置、仕様をガラス素材による視認性の確保、手すりの設置などをしております。また、ガラス素材によって造ることによって視認性を確保するとともに、グラデーションガラスを入れてプライバシーの保護に努めるとともに、あと、飛散防止ですとか、そういったことにも配慮した建物ということで、安全性を確保するというふうにしております。以上です。

○【上村和子委員】 あと、こういう問題をマスタープラン協議会には陳情者は、建築の専門家が1人入っていたと言っておられて、こういったものをやるときには、やっぱり専門家の意見をちゃんと聴くことが大事なんじゃないかというふうな御発言でしたけれども、この結果、スロープを検討するに当たって、そのような専門家と言われる人の意見は聴かれたのでしょうか。それとも聴かないで、自分たち職員でつくったということでしょうか。どういふことでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 このスロープの設計に当たっては、専門事業者である設計会社の協力

を得て行っておりますので、専門的な知見を含めて検討を進めていったというふうに認識しているところでございます。

○【上村和子委員】 そういう専門的な、どこですか、設計会社ですか。設計会社の意見を踏まえてつくったということですね。はい、分かりました。分かりました。

それと、教育委員会の内部の中では、委員会というのは、教育委員会、狭義の教育委員会ですよ。4名か5名。4人で。そこに関しては、この件はどのように話されてきたのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 このスロープを設計するに当たって、昨年度の議会に、設計の委託料についての補正予算を計上させていただきました。その際に、教育委員会に予算案を提出させていただきました。議論を頂きました。その中で、よい施設を造ってほしいというふうな御意見を頂きまして、御賛同いただいた次第でございます。以上です。

○【古濱薫委員長】 質疑の途中ですが、ここで昼食休憩と致します。

午後0時5分休憩



午後1時4分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。遠藤委員。

○【遠藤直弘委員】 何点か質疑をさせていただきます。まず、もう一度確認なんですけれども、その経緯の中で団体の方、先ほど上村委員もずっとやっていましたけれども、要は1名の方のお話ではないというのは、間違いないということによろしいですね。

○【島崎教育施設担当課長】 スロープ設置の契機になったのは、2021年12月に1団体からの御要望が契機となっております。以上です。

○【遠藤直弘委員】 その後、5月に5団体から承認を得たということで、それも間違いなく、その後、第二小学校の校長先生にもお話ししたりとか、当事者の保護者からお話を聞いたりとかということのも間違いはない。

○【島崎教育施設担当課長】 そのとおりでございます。

○【遠藤直弘委員】 議会に報告したのは何月でしたっけ。

○【島崎教育施設担当課長】 議会に報告をさせていただきましたのは、令和4年の6月議会の設計費用の補正予算の件で御報告をさせていただきました。以上です。

○【遠藤直弘委員】 では、その団体の了承を得て、そして第二小学校の校長先生の話聞いた。その後、議会にもしっかりと報告をしたということですね。あと住民の説明会が11月というのは、間違いはないですか。

○【島崎教育施設担当課長】 そのとおりでございます。

○【遠藤直弘委員】 そのとき何人ぐらいいらっしゃったんですか。

○【島崎教育施設担当課長】 2日間、説明会を開かせていただきまして、延べで50名ほどお越しいただきました。以上です。

○【遠藤直弘委員】 来られた方というのは、属性というか、それはどういった方が多かった。

○【島崎教育施設担当課長】 広報させていただきましたのは、市民の皆様に対して広報させていただきましたので、どういった方でなければ入れないということは特にないと思うんですが、保護者の方にもお越しいただいたと認識しているところになります。

○【遠藤直弘委員】 これは保護者の方が主体ではなかったんですか、逆に。

○【島崎教育施設担当課長】 保護者の方が大勢いらっしゃるのではないかとこの想定はございましたが、どの方でなければ入れないとかいうふうな、そういう制限は設けてございません。以上です。

○【遠藤直弘委員】 分かりました。あと、陳情者の方もこだわっていらっしゃるのが採光の件ですよ。光が取れないということなんですけど、当初の使い方として、スロープがない状態とスロープがある状態で、今、プロの設計会社の方、専門家の方がこの設計をされているということですから、どれぐらい違うのかとか、そのような話とかってありますか。

○【島崎教育施設担当課長】 採光への影響についてでございますが、廊下部分、スロープ部分というのは採光の基準というのがございますので、前後の比較というのはございません。ただし、スロープをつけることによって採光が遮られてしまう、中庭が狭くなることによって採光の範囲が減ってしまうという可能性がございますので、それに対してガラス張りに中をすることによって採光が適切に取れるような対応をしているところになります。以上です。

○【遠藤直弘委員】 もう一回確認で、当初はガラス張りじゃなかったところがガラス張りになるということですよ。

○【島崎教育施設担当課長】 検討の中でコンクリート造りにするかという案がございましたが、設計を進めてスロープをつけるということがございましたので、その段でガラス張りにするという変更をしたところになります。

○【遠藤直弘委員】 努力もしていると、採光のほうのね。陳情者の方が、マスタープランの委員の方にもう一度議論してもらいたいというふうな陳情文の中であるんですけども、この辺りの、要は協議会の方に対しては何かアナウンスをしたりとかということはあるんですか。

○【島崎教育施設担当課長】 マスタープラン連絡協議会の方に具体的にアナウンスというのはございません。以上になります。

○【遠藤直弘委員】 市民の方もいらっしゃるの、その方には周知はしているということですね。

あともう1つは、なぜマスタープランの方たちには特別しなかったのか。何かありますか、理由が。

○【島崎教育施設担当課長】 マスタープランの委員の方々に特段御連絡を差し上げなかった理由と致しましては、マスタープランの中で各委員の方に議論をしていただく内容と致しましては、二小改築のコンセプト、平面計画案をつくっていただくということを担っていただくという形になります。その上で出していただいた報告書を市のほうで確認をさせていただいてマスタープランを確定いたしました。ですので、マスタープラン連絡協議会で御議論いただいたコンセプトに、今回の二小のスロープというのはバリアフリーを充実させるという面から抵触するものではないので、あえて議論を戻すということがあるマスタープラン連絡協議会にバックはしなかったという経過でございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員】 細かい設計まではマスタープランの中には入っていないので、コンセプトがしっかりと合っていたから戻さなかったということによろしいですね。

○【島崎教育施設担当課長】 そのとおりでございます。

○【青木淳子委員】 すみません、手挙げが遅くなりまして。何点か質疑をさせていただきます。やはりスロープ、この安全性ですけども、その検証、検討の過程をもう一度教えていただけますでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 公立の小中学校にスロープを設置するというのは、かなり新しい取組

と認識しておりまして、その参考と致しまして、教育委員会のほうで東京都の特別支援学校を視察させていただきました。その中で勾配ですとか、仕上げですとか、そういった仕様等々、その中で安全対策についても確認をさせていただいて、ぶつかっても危なくような緩衝材ですとか、あと人が通っているということを視認するための視認性を向上するための仕様。あとは踊り場を設置して速度が出過ぎないですとか、そういうふうな安全対策を学ばせていただきました。そういうプロセスを設計会社とも共有いたしまして、今回の案をつくらせていただいたという経過でございます。以上でございます。

○【青木淳子委員】 そのスロープを設置することはまれなことであるという御答弁でありました。視察をされているとお聞きしましたがけれども、その視察先で、スロープを設置された学校を視察されたときの感想を教えてください。

○【島崎教育施設担当課長】 視察をさせていただきましたのは東京都の特別支援学校ですので、今回建設する学校とは性質が違うものというところもあるかと思います。ただ、スロープの使用状況に関しましては、そちらに通っていらっしゃるお子さん方が登下校、移動の際にエレベーター以外の使用と致しましても日々の移動の手法として使っていらっしゃる、非常に有効なものと感じたところでございます。以上でございます。

○【青木淳子委員】 もう一点お伺いしたいんですけれども、このコンセプトの中に災害対策として災害時要援護者の避難経路の確保について検討するということが書かれてございました。この点に関しては、このスロープをどのようにお考えかお聞かせください。

○【島崎教育施設担当課長】 スロープについては、もし災害時に、いろいろな災害がございますのでケースがいろいろあると思うんですが、その際に使用できるような状態でしたら、一つの避難経路としては有効であると考えているところでございます。以上でございます。

○【矢部新委員】 今回のスロープの設置に関しては、大変新しい試みであるということで、その点が市民の方、あるいは陳情者の方から見て、手続上の正当性といったものに不明瞭さがあったということはあると思うのですが、今後、例えばこうした当事者の声の聞き取りとかヒアリング、そうしたものを制度化していく、そういったビジョンというのは、今のところあるのでしょうか。

○【橋本教育部長】 この第二小学校の建て替えというのは、国立市の中においては、ある程度初めてといいますか、これから老朽化に伴って各学校で建て替えが起きてくる、改築になってくると。我々もこの間、様々な市民の皆様とのコミュニケーション不足というところがあったのかなという反省を踏まえて、今後、学校施設の整備基本方針というのもつくっていきます。それとともにマスタープランから改築に至るまでのプロセスの中でしっかりとコミュニケーションをどう取っていくのか。そういうところは我々として今後に向かってしっかりと検討、整理していかなければいけないと考えているところでございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。遠藤委員。

○【遠藤直弘委員】 今回の陳情をお出しになられた方には、御苦労さまでした。今回の陳情は不採択の立場で討論をさせていただきます。

まず、先ほども質疑させていただきましたけれども、手続上全く問題ない形で進み、意見聴取をして、そして関係者からのヒアリングをして、そして議会にもしっかりと説明をして、教育委員会にも説

明をして、その中で視察も行い、住民説明も行い、そしてそれを経て今回のスロープが決定されているということが前回の陳情でも分かりましたけれども、今回の陳情でも改めて確認が取れました。

また、当初の案では中庭の使用の方法としては、確かに光が入るということでありましたが、しかし、どのような使用方法ができるのかというのは決まっていなかったという中で、ある意味、空地のところに工夫して、交流が持てる、そんなスロープができるようになるというのは、建物として、私はわくわく感を感じています。なので非常にいいものを造っていただきたいという期待感もございます。また、専門家等々の意見も聴きながら、設計会社がしっかりと設計をしているということもお伺いしました。ですので、間違いのないものができるのではないかと思います。

そして、マスタープランの協議会のほうへはなぜ説明しなかったかということも理解ができました。マスタープランの協議会は大枠のコンセプトをつくる場所であり、細かな設計をする場所ではないと。その中でバリアフリーというものをマスタープランの協議会の中で求めていたということで、それに沿ったことをしているということで、私も先ほど来、改築マスタープランを見させていただきましたが、そのような文言がありますし、また細かいことは書いていないというのは確認ができます。ですので、陳情者が言うようにマスタープランの協議会のほうに1回戻してというのは合理性がないのかなと感じますので、今回の陳情は不採択とさせていただきます。

○【上村和子委員】 私は不採択の立場で討論をさせていただきます。

本日、長いこと陳情者にはお聞きいたしました。問い詰められたように感じてしまったというような言葉は重く受け止めなければいけないと思っております。申し訳ありませんでした。私は陳情の趣旨がどこにあるのか、陳情者はどういう思いでこの文章を書いてきたのか。陳情は市民からの大切な政策提案でありますので、基本は毎議会、陳情を出される方々は陳情を通したいというか、伝えたいために事前に委員に、私たちに連絡を取ってこられます。そして、その中で時間を割いて何度もお話をしたり、伺ったり、事前のやり取りを致します。そういう中で話を踏まえながら陳情審査ができるわけですが、今回はそういうことが一切ありませんでした。それを問題と言っているわけではありません。

それは、私はこの陳情書に書かれていることが全てだと解しました。そういうことで私自身が理解できない部分、真意を伺いたく何点かお伺いいたしました。一番私が今回陳情者とのやり取りの中で確かめたかったところは、スロープが問題と思って出してこられたのか、スロープより中庭の空間が大事だという意味で出してこられたのか、そこがよく分かりませんでした。もしくはプロセスにおいて、しっかりプロセスを踏むべきところでプロセスを踏んでないまま突然スロープが出てきて、突然それが決まっていく経過のおかしさを問題にされているのかということがよく分かりませんでした。

陳情事項の中にお書きになられておりましたが、スロープの設置に関して、至急にマスタープラン協議会の委員の方々と対応策を議論していただきたいと書かれてありますが、実はマスタープラン協議会の皆さん方は、時限の協議会でありまして、二小建て替えに伴っての基本構想と基本計画に関わっての意見を取りまとめて報告をされた時点で、半年間のお仕事として役目を終えています。解散されているわけです。報告書が出来上がった時点で、お仕事の役割の終わりであります。そういう方々に再度を聞くということは、再度マスタープラン協議会を立ち上げなければ、実はできない話なのではないかと思っております。そういうことで、ここの理解が私はなかなかできませんでした。

通常、様々なものをつくるときには、このような形のものが開かれ、そしてそこでいろいろな案、4案ぐらい示され、4案の中のどれを取っていくかという協議がなされ、今回も東側の案でというと

ここでマスタープラン協議会が意見をされています。しかし、それはコンプリートされたものではなくて、それを踏まえて市役所が原案をつくり、そして住民説明会をやり、そこから出た意見で、さらに練っていくというような市民参加の手法を国立市は基本的にはつくってきております。そういう意味でマスタープラン協議会から出されたものに加えた原案の段階で、住民説明会で出たことにより、北門の問題、そしてスロープの問題、そして樹木の問題が市民から出されてきております。それはそれぞれに、それぞれ議会も関与しながら検討した結果のスロープの設置であります。

殊さらスロープの設置に関しましては、私は、これは当事者から出された意見であるということは、基本的には重視されなければいけないと思っております。これは感覚的な言葉ではなくて、国立市にはしょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言もありますし、条例もあります。そういう中で、当事者抜きに当事者のことを決めないという仕組みの中で福祉計画をつくっていく上において、バリアフリーの建物、道、そういったものを造る際には当事者の意見を聴いていくというのは当たり前のプロセスとしてありました。そのことがむしろマスタープラン協議会の中で十分に行われなかったこと、それが今回の問題につながってきております。

そういうことで、私は今後、マスタープラン協議会をつくるに当たっては、その部分、様々な人たち、多様な人たちが入るものとしてほしいというような意見を当時述べております。当初からしょうがいしゃが、当事者が入っていく、そのような学校づくりが必要だと考えるからであります。そういう意味で、今回のスロープは後手でありましたけれども、当事者にヒアリングして、その中で、肢体しょうがいだけではなくて、精神、発達、それから聴覚しょうがい、今回は目が御不自由な方の団体には行けませんでしたけれども、そういう団体に行き渡らなかったということですが、そういったところまで丁寧に聞き取りをして、そこからの反対意見はなかった。当然だと思います。建物がバリアフリー化になっていくことは、様々なしょうがいを持つ人たちにとっては、学校の建物そのものが拒否していない、差別していない、その表れでありますから、ユニバーサルデザイン、バリアフリーの建物としては歓迎すべきであると当事者が言うのは最も理解できます。

問題は、どちらかといういわゆる「健常者」の側です。健常者の側の理論で、未来に向けての学校の建物を考えていくということが、それが優先されるというようなことは、私は間違っていると思っております。学校は未来に向けて様々な人たちがやってきます。高齢者の人も来ます。車椅子の人もいます。つえをついている人たちもいます。耳が聞こえない人、目が見えない人、それから外国籍の人たちも色々来ます。そういう様々な人たちが来て、自由に動くことが保障されている。建物そのものがそういう建物になることが重要で、しかも自然と一体となったデザインを考えてくることが未来に向けての重要な公共施設の在り方だと私は思っております。

そういう意味で、今回、プロセスの中で何ら問題がないと私自身は思っておりますし、一つ間違っていたきたくないのは、私自身がスロープを提案したことは一度もありません。議員として提案したことは一度もありません。むしろ私はしょうがいしゃ団体が市からのヒアリングに答えて、スロープがあったほうが良いという話をしたということを後に聞いてびっくりしたぐらいです。そういう提案をしょうがいしゃ団体はしたのかと驚きました。そして、その提案を真摯に市役所が、教育委員会が受け止めて、そして、その話を進めて検討していったということを聞いて、私は驚くと同時に感動いたしました。私たち議員とかが関与するところなく、当事者団体と市役所と担当課長、本当に苦労したと思います。担当課長たちが真剣に見て回った結果のデザインであります。

確かに一番最初からスロープという案がマスタープラン協議会で出ていれば、このような問題はな

かったかもしれません。しかし、後手であっても手順を踏んだところでしっかりそのような意見が出て、その意見を聴きながら、極端に言いますと、1団体20人以上いると思いますけれども、これが1人であっても、この1人の意見を聴くということは非常に重要であります。そういう意味で、私は極端に言ったら、ここに書かれてある1名の方の提案であっても、それは重視すべきだという立場に立っております。それが人権に基づく施策であります。そういう意味で今回は、事実は違いました。しっかり練られ、しっかり検討して、そして国立市の担当職員、そして担当課長が自らが必死になってつくり上げて、丁寧なプロセスを経たと私は思っております。足らなかったのは、そのような具体的なプロセス、丁寧な協議、そのことをしっかり市民の皆様方に分かるように説明する。もしかしたらそのことが足りてなかったのかもしれない。

ぜひ、今回の陳情をきっかけに、今回、なぜスロープが屋内スロープとして生まれたのか。そのことをきちんと皆さんに分かるような、ここを見れば全部分かりますというような事実経過を丁寧に書いて、しょうがいしゃの人も知的しょうがいの人にも分かるような形で整理されてホームページに載せていただきたい。そのことを強く要望いたしまして、不採択の討論と致します。

○【矢部新委員】 不採択の立場で討論いたします。陳情者の方の趣旨と致しましては、早急に議論することということでしたけれども、こちらにスロープの設置の是非というところから入っていると、こうした点につきまして、各担当者からの報告及び上村委員、遠藤委員の質疑と意見でも十分明らかになっていることと思いますので割愛いたしますが、それに加えて、上村委員が言いましたように、そもそもの協議会自体がインクルーシブでなかったこと、新しい取組であることによって対応が後手に回っていること、これは否めないと思います。今後、公共施設の建て替えというのがどんどん増えていくと思われますので、当事者の声をどのように生かし、また、それを市民の方々にどう伝えていくのか。こうした枠組みづくりというのは今後の課題として認識していただきたいと要望しつつ、討論を終わります。

○【青木淳子委員】 今回の陳情を出していただきまして、大変に御苦労さまでございました。私もこの陳情を出していただいたことで多くの学びを得ることができたと思いますし、また、改めて二小のマスタープランをしっかりと読むことができたこと、大変ありがたく感じております。

その上で、陳情者がおっしゃっていらっしゃるマスタープラン協議会の委員の方に対応策を議論していただくということでございました。このマスタープラン自体、マスタープラン協議会の方が二小を改築するに当たり基本的なコンセプトを考えてこられた内容でございます。その5つのコンセプトはどのようなものか、もう一度私も振り返ってみました。そうしたところ5つのコンセプトがございまして、学びを生みだし共に育ち学び合う。2つ目が自然とふれあい豊かな心を育てる。3つ目が世代を超えて伝統を未来へつなげる。4つ目が絆を大切に地域と共に育つ。5つ目がいつでも誰でも安心安全に過ごせるといったコンセプトでございます。このコンセプトに照らし合わせて、今回、スロープの設置がこのコンセプトに合っているのかどうか、そういった視点で私は判断を致しました。

1つ目の学びを生みだし共に育ち学び合うという点、先ほど御説明がありましたけれども、フルインクルーシブ教育という観点から日常使いを考えた上でバリアフリーを設置するというところで、このスロープが設置されたということでございました。また、いつでも誰でも安心安全に過ごせるという中では、地域の方もそこで過ごすことを考えますと、子供たちの安全を守るとともに、地域の防災の核となる学校ということで、防災対策や災害対策などを計画に反映するということが具体的な計画方針に定められております。この点に関しましては、災害時において有効なスロープであることから、

マスタープランに示された内容にまさしく適合した設計変更であると考えております。

以上の点から、マスタープランに込められたコンセプトに対して基本的な考えに基づいたもの、何ら問題はないスロープの設置と考えますので、その思いを具現化されることになると考えて、陳情には反対と致します。

○【中川貴大委員】 本日は大変私も考える機会を頂戴いたしまして、陳情者の方には感謝を申し上げます。今回こちらの陳情につきましては不採択の立場で討論させていただきたいと思います。確かにマスタープラン協議会という部分につきまして、他の委員もおっしゃっていらっしゃいましたように、当事者の方がいらっしゃらないですとか、そういった部分につきましては、今後、様々な部分で考えていかなければいけないところもあるのかもしれませんが、このマスタープラン協議会自体も解散をしているということと、あと他の委員がおっしゃっていらっしゃったように手順もしっかりと順を追って決めていったという部分もございまして、最終的にもう既に4月に着工しているという部分もございまして、今回は不採択の立場で討論とさせていただきます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。



議題(2) 陳情第8号 国立第二小学校改築工事に伴う樹木の保存を求める陳情

○【古濱薫委員長】 陳情第8号国立第二小学校改築工事に伴う樹木の保存を求める陳情を議題と致します。

陳情者から趣旨説明をしたいとの申出がありますが、これを受けることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

この際、御報告いたします。趣旨説明に際しまして、陳情者のパネルの使用を許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、陳情者より趣旨説明をお願いいたします。なお、趣旨説明は簡潔をお願いいたします。

○【山本隆夫陳情者】 第8号の陳情についてお話しいたします。国立第二小学校改築工事に伴う樹木の保存を求める陳情です。

陳情の趣旨。国立第二小学校改築マスタープラン協議会が5年間にわたる検討を重ねて改築工事設計案をまとめ、国立第二小学校改築工事がこの4月に着工しました。70年以上の歴史ある国立第二小学校には、樹木を含む豊かな自然環境が形成されてきました。

しかし、国立市は改築工事に伴い既存の約170本ある中高木、小さい木を除いて中高木のうち約100本を伐採しなければならないと発表しました。これは一番最後のところに資料が載っています。改築時既存樹木撤去図を参照ください。

市民の声は様々ですが、ある保護者をはじめとする市民が集まり、「木々のいのちをなんとかつなげたい」思いの下、教育委員会と話し合いを重ねて「工事全般に支障のない範囲で」、それから「費用は当該市民のグループが負担すること」を条件に、5月1日に「国立第二小学校改築に伴う樹木の移植・育成に関する協定」を結びました。そして、まずは5月3日から6日にかけて約40本の樹木を移

植しました。市民のボランティアの方々と造園家の方々が5月の連休に、枝切り、根巻き、地下水脈の造成、移植位置の根切り、樹木の植付けなどの作業を6日までに取りあえず終了しました。市民の有志のグループが既存樹木の移植をしたことは評価されており、新聞やテレビでも紹介されているのを私は見聞きました。

既存の樹木の移植・保存に至る過程を振り返りたいと思います。国立第二小学校は、国立市の公立の小学校施設です。公立の学校施設を改築する際の、企画、基本、詳細設計の設計料はもちろんのこと、既存建屋の解体工事費と改築工事費は市の予算に組み込まれます。既存樹木の伐採や保存工事費ももちろん市の予算から出ます。であれば、既存樹木を一時的に移植して敷地内の別の場所に保存、活用することの工事費用は、事業主体の国立市が負担するべきです。また、資料「改築時既存樹木撤去図」を見ると、既存の樹木のうち保存する樹木は約70本で、伐採する樹木は約100本ですが、さらに伐採する予定の樹木を活用する方法を教育委員会は検討を重ねたのでしょうか。教育委員会から樹木保存の検討過程の資料が市民に残念ながら公表されていません。国立第二小学校改築工事計画図の外構配置図を見ると、保存する樹木をさらに増やすことが可能であるように思えます。基本計画、実施計画を進める際に、既存樹木の活用方法と移植・育成の費用を同時に検討しなければなりません。既存樹木の活用の検討を市民に説明していればよいのですが、これまでの経過はいかがだったのでしょうか。

私は、教育委員会・橋本部長が市議会議員各位に送った文書を手元に持っています。そこにはこうあります。今回マスタープランのコンセプトの一つである「自然とふれあい豊かな心を育てる」の具現化、実現したいイメージの一つである「樹木や芝生を大切に四季折々の自然が感じられる環境」の整備、加えて子供たちがSDGsに関してより理解を深め、環境教育の一助とすることを目的として、新校舎建設に当たり、工事に支障のない範囲で伐採を予定している樹木を可能な限り移植するため、令和5年5月1日付で市民団体である～つづく つながる～くにたちみらいの杜プロジェクト様と国立第二小学校改築に伴う樹木の移植・育成に関する協定を締結しましたとあります。そして、この本協定に基づいて、5月3日から5月6日までの期間に樹木の移植を取りあえずしたわけです。その文章に、さらに橋本部長は、仮移植し、一定期間経過後に、～つづく つながる～くにたちみらいの杜プロジェクト様と協議の上、仮移植したものを最終工事完成時の予定地に、検討の上本移植する予定だとあります。

改築工事が着工した今になって、既存樹木の移植・保存を市民の有志とクラウドファンディングで賄うことは、教育委員会が公共施設の改築工事における職責を十分に果たしていないと言えます。既存樹木の移植・育成にかかる費用をクラウドファンディングという市民の有志の寄附、浄財で賄う方法を、市の公共施設の改築工事に適用することには問題が明らかにあります。市民が税金を負担するに加えて、有志が樹木の移植・保全の費用を賄うときにクラウドファンディングを負担する人に何らかの権利が生まれてしまう懸念が生じます。

樹木はまちの景観を形成していくことから大切です。「国立市都市計画マスタープラン」、2018年6月に国立市都市整備部が発行しているものです。には次の記述があります。緑の拠点として、公園、学校、まさに学校です、公共施設。公園、学校や公共施設と一体的な地域の中心的な緑を「緑の拠点」に位置づけ、緑豊かなふれあい、交流の場として公園・緑地等の機能の維持・充実を図りますと高らかにうたっているわけです。これはとても重いことです。この考え方は、国立第二小学校の改築工事計画にも生かしていかなければなりません。教育委員会や都市整備部、そして市長永見理夫氏は、

果たして樹木の保全の検討を十分に、市民との合意形成に努めたのでしょうか。

樹木の保全を求める陳情ということで、国立市教育委員会は100本について伐採せざるを得ないという見解を出したんですが、その後今度は、くにたちみらいのプロジェクトのメンバーの方とできるだけ敷地内に完成時に移植すると、しかもそれを市民の負担でクラウドファンディングでやるということになりました。

私はこの協定を見まして、問題点がまず5つあると思います。1つ、有志くにたちみらいの杜プロジェクトは誰なんでしょう。第二小学校の児童の父母、あるいは卒業生が、どうして教育委員会は小学校という公共施設の樹木を、限定された市民との間で樹木の移植、本植を打ち合わせし決定できるのでしょうか。

2番目、樹木、これが現状の、今月6月の初めぐらいに現地第二小学校の東側の仮囲いの脇に仮移植された木の写真です。少し無残な写真のように私には思えます。2メートルほどの間隔で移植されています。ちょっとした強い風とか、台風のときには倒木する可能性もあると思いますし、それから虫等で枯れるおそれもあると思います。樹木の倒壊、枯れなどにより発生する損害については、その協定によりますと、くにたちみらいの杜が全責任を負うとあります。第7条です。しかし、二小改築工事敷地内に多くの木々があり、工事会社にも一定の責任が生じると考えられます。協定にそのことも明文化されるべきであると思えます。

それから3番目です。改築工事が完成するときに、仮移植した木々をどこに、本移植ですかね、本移植と協定には書いてありますが、どこに本移植するかは検討する必要があります。これは特定の市民団体と市の教育委員会だけで話し合って決めていいことではないと思います。この樹木自体が市民の共有財産でもあるし、第一義的には市が所有する財産であります。そこで、児童の父兄や近隣にお住まいの方、教師と議論して合意形成を図る必要があります。くにたちみらいの杜の有志と教育委員会の間だけの検討事項ではないでしょう。

4番目、本陳情に述べているように第二小学校という公共施設の既存樹木の活用、伐採も含みますが、既存樹木の活用については、責任費用は基本的には国立市にあると、所有物、それから工事の時間ということを鑑みまして国立市にあると考えます。国立市がその検討の土台をつくるべきだと思います。

5番目です。倒木の危険性について、くにたちみらいの杜の方に尋ねると——実際尋ねてみたんです。そうすると、専門家の指導だから大丈夫だと言うだけなんです。これは本当に、市の学校の建設敷地の樹木の安全性について専門家に任せていると、有志団体が任せているからといって、それをそのままのみにしていいのでしょうか。やはりきちんと市の責任において専門家の話も聞いて安全性を担保すべきだと思います。契約書や保証書を結んでいるのだろうか、教育委員会は把握しているのでしょうかとあります。

国立市の小学校や中学校は建て替えの時期を迎えつつあります。皆さんがおっしゃっているようにですね。それらの学校施設の改築工事の際に、再び既存樹木の移植や保存のために、税金にさらに加えて市民有志の浄財に頼りかねない懸念が生まれると思います。

国立第二小学校改築工事は、多額の税金を費やす事業であるとともに、私が伺っているのは43億円だと伺っているんですが、子供たちや保護者の方々の教育、生活、また近隣のコミュニティ活動にとって要と言える社会的基盤を、50年後の未来も見据えて進めるべき事業です。既存樹木の移植、保全についても、市民の主体的な参画を醸成しつつ、事業主体である国立市と教育委員会が責任と予算手

当てを図ってよりよいまちづくりを実現することを切望します。

そこで以下を求めます。陳情事項。国立第二小学校改築工事において、既存樹木の移植・保全に国立市は市民との合意形成を図り、移植・育成計画と移植・育成工事費用を主体的に負担する方途を検討することを要請します。以上です。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。陳情者に対して質疑を承ります。矢部委員。

○【矢部新委員】 陳情者の方にお伺いいたしますけれども、こちら陳情事項が合意形成を図ることと、費用を主体的に負担する方法を検討すること、こちらの2点であるという理解でよろしいでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 はい。

○【矢部新委員】 分かりました。2点ということで、この協定の内容については、こちらにもいろいろ市の担当局のほうに聞きたいことはあるのですが、まず、協定そのものの内容の問題と樹木の移転そのものに関する内容、趣旨としてもこちらの2点という理解でよろしいでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 はい、結構です。

○【遠藤直弘委員】 1点伺います。この陳情を出される上で、～つづく つながる～くにたちみらいの杜プロジェクトの皆さんとは合意形成が図られているのでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 いい御質問ですが、合意形成を簡単に図れるような相手ではまずないんですが、先週の土曜日から……（「どういう意味ですか」と呼ぶ者あり）私の答えを一応、評価するべきではないかもしれないけれども、それは聞いていただきたいと思います。

ただ、くにたちみらいの杜の方が旧国立駅舎で展示と映像を先週の土曜日からですか、5日間かな、6日間やっておられたと思うので、私は月曜日に伺って、その展示している方にも私の名前を名乗ってお話しして、それから映像を全部見たわけじゃないです、それから展示も全部見たわけじゃないんですけれども、お話はさせていただきました。

○【遠藤直弘委員】 その話した結果というのは、合意はできたということですか。

○【山本隆夫陳情者】 合意はできていないと思います。そこまで、旧駅舎の中での話だったので、私も1分とか30秒ぐらいで、こういうことで、私は今陳情を国立市に出しています山本ですというお話はさせていただいたということだけです。

○【上村和子委員】 お伺いします。しつこくならないように気をつけます。まず最初、国立第二小学校改築マスタープラン協議会が5年間にわたる検討を重ねて改築工事設計案がまとまりという表現が最初に入るのですが、マスタープラン協議会が5年間、この問題を検討したということでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 申し訳ない。それは私の間違った記述ですね。ですから、マスタープラン協議会はたしか8か月ぐらいの検討を実際にやって、その後、マスタープランが解散されたということよりも、どちらかというところコロナウイルスの感染の拡大があったので、その後、お呼びの声がかからなかったというふうに学校建築設計の専門家の方はおっしゃっていました。

○【上村和子委員】 よかったです。私もホームページで再三確認いたしました。マスタープラン協議会は9か月というふうな公式の記録が残っております。それをもって解散したのだと思っております。よかったです。ここについては同じ認識であると思います。

続きまして、私も陳情事項の中に書かれてある陳情事項を確認したいのですが、「国立第二小学校改築工事において、既存樹木の移植・保全に国立市は市民との合意形成を図り」と書いてあります。

それで全ての費用を主体的に負担する方針を検討するということを現時点で要請されているわけですが、これが原則だったろうというふうなつもりでお書きになったと解釈を致しますが、国立市、この場合の市民との合意というのは具体的にどういうことを指すのか、もう少し説明していただけますでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 私は、市の二小の改築に当たっての説明がインターネットに載っていたり、あるいは書類等が残っていたり、お話しさせていただいて分からないのは、基本計画がまとまったのが、先ほどのスロープの陳情の際にも出ていたんですけれども、一昨年、2021年の初めには基本計画ができていたわけです。そうすると、市としては、およそ基本計画がまとまっていれば、ほぼ同じ時期、あるいは多少ちょっと遅れてもいいんですけれども、既存の樹木をどのように保存していくか、どの部分はどうしても伐採せざるを……、私は全部残しておかなくちゃいけないなんていうのは全然思っていないんです。それをどういうふうに計画するかということで、まず、方針とか検討を、これはこれでまた大変だと思うんですけれども検討していただいて、移植費用、生かしていくための費用を算出しながら、そして、およそ計画を立てて検討したならば、それがA案、B案、2案できるか、あるいは1案だけかもしれないんですけれども、それを作成したならば、児童の保護者、それから近隣の方、市民の方とも話し合う時間は十分あったであろうと。それが、私が伺っている範囲では、100本は伐採せざるを得ないというような最初から結論ありきで今年まで来たということを私は伺っています。

それで急に、先ほどお話ししましたように、5月1日にくにたちみらいの杜プロジェクトの、私はある特定のだと思います。特定の市民の団体と移植・保存に関わる協定を結んでというのは、これまでの移植・保存に努力する姿勢が十分でないために市民が自ら手を下して、資金も集めて移植の費用をクラウドファンディングによって出すということに任せるのは、やはり市としての責任をきちんと果たしていないのではないかと私は思います。

私は、学区は三小です。二小は私の友人が住んでいますけれども、その建て替え、国立市の小学校の建て替えでは嚆矢、一番最初だと聞いています。それが次なる三小、一小等の建て替えのときにもこのようなことがまた繰り返されるようなことは避けてもらいたいと思う意味もありまして、今回の陳情を提出いたしました。以上です。

○【上村和子委員】 まさしくここに書かれています。先ほどのスロープのときにもマスタープラン協議会が開かれていたじゃないかと、そこですごくしっかり議論されていたじゃないかと、そこになかったスロープについては、もう一遍そこで再考すべきだというような趣旨で7号が書かれてあります。翻って二小の樹木に関して、マスタープラン協議会のほうではどのような議論がなされたかと陳情者は理解されておられますでしょうか。教えてください。

○【山本隆夫陳情者】 マスタープランが検討されたのは2018年から19年ぐらいにかけて、ですから今から3年前、4年前ですね。そのときは、さすがに樹木は、この辺の樹木は残せるかなというような非常に雑漠とした考えは出ていたかもしれないんですけれども、何本残して何本は伐採だというような話はしていないと思います。ただ、その後、中庭のスロープのことでも話が出ているんですけれども、その後にはいろいろな検討課題がもちろん出るわけです。スロープの問題もそうです。そのほかに樹木の問題もそうです。そのときに教育委員会は座視しているわけではなくて、やはり忙しく机の上の作業、それから市業務をやっておられると思います。その中で、どれだけの木が残せるかという具体的な案を専門家も交えて作成して、その上で市民の方とか保護者の方、教育の専門家、学校関係

者の方と打ち合わせしていく時間が十分あったのではないかと私は想像するんです。以上です。

○【上村和子委員】 まさしくマスタープラン協議会で本件についてどの程度協議したのかといったとき、私も見直しましたけれども、多くの木、二小の特徴、宝は何かと言ったら桜並木であるとか大きな樹木であるという、自然であるという表現は確かにあります。そして、木々を残す、自然を残すという方向性まで打ち出されています。しかし、具体的に、陳情者がおっしゃったとおり、じゃあどれくらい残すのか、どうなるのかという議論は、そこまで協議会ではできておりませんでした。

そこで、4つ案がマスタープラン協議会で当初出てきます。4つのプランのときに、もしも樹木を最大残すということの方針が第一優先順位としてあったならば、東側に移すという案を最終的にマスタープラン協議会が取るということはなかったろうというふうには推測できるわけです。先ほどの陳情では、マスタープラン協議会のやったことを大変陳情者は評価されておられましたけれども、東側に決めたというのがマスタープラン協議会の結論ですけれども、そのときに東側に校舎を移すというメリットはたくさんありました。たくさんありましたが、東側に移すことによって起きる、既存樹木を大きく切らなければいけない。そのことについての議論が実は具体的になされていないというようなマスタープラン協議会の問題というのはあったらうと思っております。そのことに対しての認識は一緒と思ってよろしいでしょうか。違いますか。

○【山本隆夫陳情者】 実際樹木を、設計をしていけば、皆さん、想像してお分かりだと思うんですが、樹木を完全に残すということはなかなか設計上難しいですね。ましてや従来の、今までの校舎の配置を変えていきたいと、あるいは既存の校舎を使い続けながら改築をしたい。そうしますと、どうしたって今ある樹木の位置も、ある程度伐採しなくちゃいけないということになると思います。それは取捨選択で、木を残すことが最大の目的ではないですね。その計画によっては、どうしても木を伐採せざるを得ない。あるシンボルツリーだけは残していこうとか、そういう柔軟い考え方があっていいと思います。私の考えは以上です。

○【上村和子委員】 ということは、陳情者は、樹木を保存する、市民の方が協定を結んで樹木保存にいったということを最初評価されているのかな、その書き方かなと思ったんですけど、今の話を聞いていると、こういう特定の市民との協定による残し方に対しては、基本的には反対であるというようなスタンスでいらっしゃるように聞こえるんですけど、もし違っていたら訂正をお願いいたします。

○【山本隆夫陳情者】 少し違っているような気がします。樹木を残していくということがまず大前提にあるわけじゃなくて、小学校の計画を、いかにしたら子供たちにとっても、みんなほかに使うコミュニティ施設にとってもいい施設になるかというのを検討することが大事です。ですから、樹木を保全するというくにたち有志のグループが、それがあくまでも大前提として、ドグマとして大切にしなくちゃいけないということでは僕はないです。

それで問題は、特定の市民団体とだけ話をしている。私が伺っていますと、私の友人でも孫が二小に通っている。それで二小出身の方がいらっしゃるんだけど、最初は樹木を残すということで少し賛成だったんだけど、あの残し方と、それから多くの市民の方に意見を聞いて——全員とは申しません。でもやはり多くの方と意見を交わして、今度新しく完成したときに、今40本移植した木をどこに残すかということも含めて多くの市民の方と話し合って、ここだったらいいんじゃないかなと。ここだって費用がかかり過ぎだから、これはやむなく処分することになるかもしれない。そういう話合い、検討をきちんとする過程がないまま、国立市及び教育委員会が特定の団体と協定を結んで、その

活用の仕方その2で協議して決めるという方向の協定が出ているということに問題を感じている次第です。

○【上村和子委員】 特定の団体とおっしゃっておられますけれど、最初からそういう特定の団体があったのではないという解釈を私はしております。中身に入るので、さきの陳情と同じでして、マスタープラン協議会に基づいた計画の原案が出てきたときに、初めて近隣住民説明会によって東側に移築されて木が100本ぐらい切られるというのは、そこから分かってきます。その時点が、近隣住民説明会でそれを聞いた住民から、大きな木がたくさん切られるという相談が私にきました。それが一番最初だと思っております。そこから何回も何回も当局とその場で説明会を開いていただいたりとかはしています。というふうに一番最初にマスタープラン協議会で決まった、原案の前、それは広く市民に向けても知らされているわけですが、既にこういう案は市報を通じて知らされておりました。そこに対して、私の記憶の限りにおいて、議員をずっとやっておりますので、一番最初に樹木のことを問題だと言ったのは、マスタープラン協議会の中での議論の後で起きたのは、近隣住民説明会において、それを聞いた住民から起きたと解釈しております。

ですから、そういうプロセスの中では、一番早い段階でその問題が起きて、そのことについてずっと当局とやり取りをしている中で、マスタープラン協議会の中でも残せる木は残したいというコンセプトの中で、ただ、東側になって校舎に当たるところに木があるので切らざるを得ないという状況の中で、1本でも残せるなら残したいんだけど、残せないというやり取りがそこでさんざん起きています。私が一般質問で取り上げてとも言います。それは特定の市民団体とおっしゃる人たちが動く前の話です。その辺りからもう議論が起きていたということを私はその場にいた人間だからお伝えしたいのですが、そのことについては、陳情者は把握されていなかったということによろしいでしょうか。

○【山本隆夫陳情者】 上村さんがくにたちみらいの杜のプロジェクトの方とお話を聞いたりして非常に情報を通じていらっしゃるということで、それはそれで貴重なことだと思うんだけど、その話に加わっていない保護者の方や市民の方もいらっしゃるわけです。その方たちがどのように見ているか。もちろん賛成の方もいらっしゃると思うけれども、ちょっと頭をかしげている人もいます。これを御覧になったら、この木々、本当にもう足や手がもがれて、これを新しい校舎のいわゆるグラウンドに向けたところに移植するのが本当にいいのかどうか、それを疑問に思う方もいらっしゃいます。その辺のことも含めて、みらいのプロジェクトと教育委員会の2者だけで話し合うのは、その方は話合いに加わってはいけないなんていうのは私は申しません。その方たちは汗をかいて、今回もクラウドファンディングで資金を集めるべく努力をされていると思うんです。ただ、そうでない方、多くの方もいらっしゃるということを心の片隅に置いて議論を進めてもらいたいと思います。

○【上村和子委員】 心の片隅じゃなくてちゃんと把握しなければいけないと思っております。私が今言ったのは事実であります。特定の団体が先に立ち上がって、特定の団体が何か動いたのではなくて、協定を結ぶ段階において何か名前をつけなければいけないので、そのときに初めて保護者の人たちとか、それから市民の人たちが一緒になってつくった名前がみらいにつづくという名前であります。そういう意味では、私の記憶の限り、一番最初に声が上がったのは、周りの人たちが知る段になった近隣住民の説明会です。そこでしかマスタープラン協議会以外の人間は意見を言えなかったんです。その一番最初のときに、木を切らないでくださいと言った近隣の人がいたということ、そこから始まったのですということを、お話を事実としてお伝えしたということです。

それからこの協定まで行くにはかなり時間がかかっております。そこまでの間、決して二小の建て

替えについては閉じられた話ではありませんでした。計画は市報を通じて出ております。そういう中で、3月議会もありましたし、この件で問題だと思う、樹木を残したいと思う人たちの動きがあってもおかしくありませんでした。そういう中で、ぎりぎりになってこの協定があったというわけですけど、お話をされていなかったということなので、実は、私が極めて残念なのは、私たち議員はまだ正式にはこの協定についての説明をちゃんと、当局からは聞きましたけれども、もう一側の市民のみらいの杜プロジェクトさんの話を正式には誰も聞いておりません。議員としてまとまって聞いてはいません。そういう意味では戸惑いが多い議員にもあると思います。その中で、本陳情が出されたことを受けて、そのみらいの杜プロジェクトさんから共同代表3名の名前で陳情8号の取扱いに関する要望書が全ての議員に出されております。6月8日時点ですが、この要望書については、議員向けですからお読みになっておられないと思いますが、まず、読んではおられませんよね。お伺いいたします。

○【山本隆夫陳情者】 参考にある方から少し見せてもらって、一応一読はしております。

○【上村和子委員】 それでは、目を通しておられる。別段これは議員向けですから、閉じられた情報ではありませんので、読まれていたということで、それを読んでおられたならばいいかと思います。（「ホームページに載っています」と呼ぶ者あり）ホームページにも載っているので、公開されているんだったらいいことです。（「協定書」と呼ぶ者あり）協定書じゃないよ。

○【古濱薫委員長】 質疑を続けてください。

○【上村和子委員】 これは載ってないですよ。特定の団体からの議員向けの要望書ですから、基本載ってないかと思うんですけれども。この要望書の中に、最初にお伝えしたいのは、本陳情が私たち市民グループの活動に関係するものでありながら、私たちの全く知らないところで、また、意図するところとも異なる形で出されたものであるということです。このことに私たちは非常に困惑していますと書かれています。どういう形であっても、こういう陳情は、聞きようによっては、この特定の団体のやったことを批判する、否定するというような中身も含まれているように私には見えたりしますので、これを出されるに当たって、市民グループの皆さん方の活動に関わるものでありながら、知らないところで意図するところと違う形で出されたものであって非常に困惑しているというものが冒頭に書かれた要望書が出ております。このことについて、率直にどのようにお考えになりますか。今考えられることを言っていただければ結構です。そうすると、こういう意見と陳情者の意見というふうに両方合わせて把握できますので。

○【山本隆夫陳情者】 陳情を出すということは、私、市民の1人として出しているの、ほかの市民の方はいろいろな思いがあると思います。それから、市民の団体の方が何の断りもなくっておかしいですよ。市民の間一人一人は独立した人格で、市議会に対しても発言の権利はあるわけです。そこを何の断りもなくという言葉が出てくるのはおかしいと思います。

ただ、私が一番思いますのは、既存樹木の移植と保存に関わるこの問題、いかにも4月末から5月にかけて、この1か月ぐらいで起きた問題のようですが、実はこれは改築工事の敷地における樹木をどのように扱うかということで、国立市の教育委員会の問題の扱い方、あるいは既存樹木をどのようにして残すかということの問題を整理して市民に投げかけることが非常に遅く、あるいは子供たちももうこの桜の木は切ってもやむを得ない、ウッドチップにするんだという話を聞いて、それを信じて子供たちはいたわけです。そうするともっと早い時期に国立市教育委員会としては動きを始めて、いかに残せるかということをお大人たち、教育委員会とか先生方、それから父母の方も含めて検討しているということがあれば、よりよい改善策になったんじゃないかなと私は思います。以上です。

○【上村和子委員】 協定というのは、協定書を結ぶまではなかなか表に市も市民側もできなかったのだと思います。それとは関係なく、樹木を残してほしいという近隣住民の声、保護者の声があったということです。突然協定が出たわけではないということを私は分かっていたきたくて、まず説明をさせていただきました。

それで、この要望書の中で、一つこの当事者団体が言い訳ができない状況に今ありますので……

○【古濱薫委員長】 要望書は議員向けのものなので、あまり深く入らずに質疑をしていただけますか。

○【上村和子委員】 はい、分かりました。その要望書の中身を読むと、これは協定書が出ていますので、協定書というのは、その協定内容によると、協定内容を含めると協定そのものが——質疑を変えますね。協定そのものが問題だったということでしょうか。協定そのものが問題だから、この陳情を出されたということですか。

○【山本隆夫陳情者】 るる述べませんが、この協定書の中にも問題点があるということを先ほどの陳情の中で述べました。これは責任範囲がくにたちみらいの杜プロジェクトにあるのか、それとも国立市にあるのか、不分明なところがあるんです。実際これがもし倒木、木が倒れたり、それから仮囲いが壊れて児童生徒、学校に通う生徒に何かあったときにどういう責任分担になるかというところが不明確で、これをあくまでもくにたちみらいの杜という有志の方たちの責任に帰すようなことが協定にあるんですけれども、その書きぶりが少し曖昧なんです。だからこの件はきちんと検討して、どこまでが市の責任であるか、どこから、民間のほうでクラウドファンディングでやるとしたら、どこまでが責任範囲かということをしちゃんと明確にしていきたい、そう思います。

○【上村和子委員】 ちょっと待ってください。確認。

○【古濱薫委員長】 上村委員。ちょっと休憩に入って……。

○【上村和子委員】 この確認だけさせて、そんなに長くするつもりじゃないんです。私の質疑に対して答えていただけてないからお聞きしているんです。

○【古濱薫委員長】 この質疑を最後に休憩にさせていただきます。上村委員。

○【上村和子委員】 私も協定書を読んでおります。お聞きしたかったのは、協定内容の中にも疑義があるから、この協定そのものが問題なんだということをおっしゃりたいのですかという、ここだけ聞きたいんです。協定の内容が問題だから、協定したことが問題。だったら協定について聞いていかなきゃいけないので、こういう協定をやっちゃいけないと言っておられるのか。この協定はいいんだけど、協定の中身が問題だとおっしゃっているのか。ちょっとよく分からないのでお聞きしています。この陳情の書かれているところの何が一番問題なのかというところで、協定が問題と考えていいんですか。

○【山本隆夫陳情者】 この場って陳情ですよ。市民が訴える場ですよ。何か私1人が喚問される裁判のような気がしますよ、私は。（「違う違う」と呼ぶ者あり）違う違うと言ってずっとあなたが質問されているじゃないですか、私に。そのような形態を見て、何と思うか。

それから、協定が問題であるかという御質問、この質問には答えたいと思います。まず、協定にも問題があるということで、私、陳情の中でもる述べています。ただ、協定だけではなくて、国立市の教育委員会及び国立市の永見市長も含めて、どのように二小に残っている樹木、今ある既存樹木の移植・保存というものを考えるかということも、この1年半あまりですか、ちょっとはっきりとした期間は今明示していないので、間違いがあれば御指摘ください。その期間にいろいろ検討して市民と

も協議してこなかったことに、まず大きな責任、瑕疵があるのではないかという問題提起です。

○【古濱薫委員長】 質疑の途中ですが、ここで休憩と致します。

午後2時21分休憩



午後2時39分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

質疑を続行いたします。ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、陳情者に対する質疑を打ち切ります。

それでは、当局に対して質疑を承ります。遠藤委員。

○【遠藤直弘委員】 まず、お伺いしますけれども、先ほど橋本部長は移植を数十本、陳情者のほうから約束をしているというふうなお話を聞いたんですけれども、それは本当ですか。

○【橋本教育部長】 私が議員さん宛てに配った文書のところに書かせてあるところを読ませていただきますと、仮移植をして一定期間経過後に、～つづく つながる～くにたちみらいの杜プロジェクト様と協議の上、本移植をする予定です。この協議はどういうことをするかというと、協定書の中に第4条というものがございまして、本植の実施に向けた協議ということで、本樹木の移植先への運搬、植込み及び倒木防止作業を行う場所及び具体的内容については、別途、甲乙協議の上これを定めるということで、あくまでもこれは場所も含めて甲乙協議という認識でいるところでございます。

○【遠藤直弘委員】 ということは、学校の中で整備が終わる前なのかな。外構になったときには、残っているものを協議の中で植える可能性があるということでしょうか。

○【橋本教育部長】 それはあるともないとも、現時点のところでは決まっていないという状況でございます。

○【遠藤直弘委員】 ちなみに100本を、私は伐採と言わないで更新という言い方をしていますけれども、100本更新した中で何本植え替えるんですか。

○【島崎教育施設担当課長】 市の設計の中では、二小にございます記念樹木3本を植え替える予定でございました。

○【遠藤直弘委員】 それで樹木は何本ほかに植えるんですか。

○【島崎教育施設担当課長】 新植する樹木の数につきましては、中高木で約350本を予定しているところでございます。

○【遠藤直弘委員】 元は170本、それを倍にするということですね。

○【島崎教育施設担当課長】 大幅に増やす計画となつてございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員】 それで、計画はマスタープランの中でも、ちょっと読ませていただくと、シンボルツリーの保存に努めると、樹木についてはそんなところなんじゃないかな。適切な保存、更新をするという書き方がされていますけれども、マスタープランの中でもそれで合意が取れて、それで移植するのは3本だったと、そういうことでよろしかったですね。

○【島崎教育施設担当課長】 マスタープランの中では、二小のシンボルツリーである二松を保存するというふうなことから、樹木を大切にしていこうということがございました。具体的などれを移植するかということにつきましては、学校側とも協議する中で決めてきたという経過がございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員】 その中には市民との意見交換が少ないと感じていると先ほど陳情者の方が言っていましたけれども、樹木のことについて、何か意見交換等したことはありますか。

○【島崎教育施設担当課長】 これまで複数回、市民の皆様に御説明の機会をつくらせていただいております。その中で樹木については伐採時期がいつですかとか、そういった御質問を頂いたことはございました。以上です。

○【橋本教育部長】 若干補足をさせていただきます。樹木の保存について、なるべく木を切らないでいろいろ考えてもらえないかという話はございました。実際我々も二小の西側の外構というんでしょうか、西側の通路のあたりの樹木を切るとか切らないかというところの中で、切る部分について、もう少し何とかできないかというところを、市民の何名かの方と実際現地を見て協議をしながら話したという経過はございました。ただ、なかなかその中では保存という部分のところまでは整理ができなかった。なかなか難しさがあったという経過はございました。以上でございます。

○【遠藤直弘委員】 私が今聞いた中では、議論をしたりとか、検討している様子はいかがなんでしょうけれども、その中で、現在保存をしている、団体が保存して40本あるんでしょうけれども、それは移植して、これ聞いてもしょろがない質疑かもしれません、ちゃんと残るものなんですか。

○【橋本教育部長】 なかなか公の場でどこまでというところは非常に難しいところであるというか、一般論とすると、なかなか移植をして根づくというのはハードルが結構高いのかなという話は聞いております。そういう中で、どこまでできるかという中で、我々としては、学校側との協議の中では3本の記念樹木を移植するという経過に至ったということもございます。

○【遠藤直弘委員】 市内の植木屋さんとかいらっしゃると思います。何か御意見とか聞いたことはありますか。

○【橋本教育部長】 移植についての難しさというのは市内の造園業者から聞いた記憶がございます。ですから、そこはやるとしても、しっかりとリスクを捉えながら検討する必要があるのだろうという御意見を頂いたということはございます。

○【遠藤直弘委員】 分かりました。あとクラウドファンディングで賄うということが、これはいかなものかというような御意見なのかなと思うんですけども、このことについて何か問題があるかないかというところがなんでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 市が今回この協定を結んだ経緯として、市民団体様より可能な範囲で移植を行いたいという理念に共感いたしまして、工事に支障のない範囲で市民団体さんの負担において移植を実施していただくということに合意いたしました。クラウドファンディングを用いて資金調達することは市民団体さんのほうで採用された手法でありまして、協定上は、市はその資金調達を妨げないとしているのみでございます。ですので、市は市民団体の行うクラウドファンディングには関与していないというところでございます。以上でございます。

○【遠藤直弘委員】 クラウドファンディングを負担する人らが何らかの権利が生じてしまう懸念があると陳情文にあるんですけども、こういったことは想定できるんですか。

○【島崎教育施設担当課長】 先ほどの答弁と重なりますが、市民団体さんの資金調達に市は関与しておらず、それは妨げないということにしているのみでございますので、クラウドファンディングの負担者に対して、市が何らかの権利を与えてしまうということは想定してございません。以上です。

○【遠藤直弘委員】 分かりました。以上になります。

○【矢部新委員】 クラウドファンディングに関して権利が付与されることは想定していないという

ことだったんですけれども、みらいの杜プロジェクトさんの団体のクラウドファンディングのページを見ますと、クラウドファンディングに出資した方々が得られる権利、これは主にプロジェクトの方々の発信を得られるということになっております。市として、資金調達を妨げないということはもちろんですが、陳情者さんの疑義にもありますように、クラウドファンディングをした方がどのような権限を持つのかというのは、市の公共財産、そして市民の財産を管理する上で確認が必要かと思えます。こうしたクラウドファンディングに関与していなくても、クラウドファンディングによって出資者が得られる権利、こういったものの確認はしておられますでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 市民団体さんのインターネットの発信によると、出資をされた方に特典を市民団体さんからお渡しするというふうなことはあると確認をしています。以上です。

○【矢部新委員】 こうした今後の本移植についての経緯は、今後協議ということですが、こうした経緯について、例えば移植した木の所有権、あるいは管理の責任、こういったことについては、学校内、敷地内に本移植をするのかどうかといったことも含めて、様々な場合分けの検討が必要かと思えます。こうした今後の話合いについては議会に諮るであるとか、幅広く市民の意見を募るといったような予定はありますでしょうか。

○【橋本教育部長】 今、まさに質疑委員さんがおっしゃったように、場合分けの想定というのは必要だと思っています。そういう中で、仮にですけど、しっかりと協議をする中で、もし予算ということが出てくるならば、それは当然議会に諮る必要もあるでしょう。ただ、まずその前に、どういうスキームで協議を調わせて、それを市民の皆様にも広くお知らせしながら、どういうことでやっていくかということは、これは教育委員会としても努めていかなければいけないのかなと思っているところでございます。

○【青木淳子委員】 では、何点かお尋ねいたします。陳情書には、樹木はまちの景観を形成していくことが大切であるとして、国立市都市計画マスタープランの記述を挙げられていらっしゃいます。緑の拠点として、「公園、学校や公共施設等と一体的な地域の中心的な緑を『緑の拠点』に位置づけ、緑豊かなふれあい・交流の場として公園・緑地等の機能の維持・充実を図ります」といったことが記載されていますけれども、緑の拠点としての学校、樹木の保全の計画は十分されていないとありますが、今回の植栽計画と都市計画マスタープラン、緑の拠点、この整合性は取れているのかお尋ねいたします。

○【島崎教育施設担当課長】 今回の植栽計画につきまして、まず、教育委員会では二小の植栽計画においては既存樹木を大切に、やむを得ず伐採する樹木については、それ以上の本数の新植を計画しており、緑豊かな屋外環境となるように計画を進めてまいりました。

また、こちらにあります国立市都市計画マスタープランですとか、そのほか緑の基本計画、こちらと整合を図りまして、従前から二小に生育している樹種を含む植樹をしていくということを計画しております。以上によって、これらの計画との整合を図ってきたと認識しているところでございます。以上です。

○【青木淳子委員】 分かりました。それから当初100本を伐採し、中高木をもともと170本植えることを想定されていましたが、350本植えるということに変更されています。100本を伐採するその理由と、また350本を植える、その根拠についてお伺いを致します。

○【島崎教育施設担当課長】 まず、100本伐採をやむを得ずしなければならない理由ということなんです、これはマスタープランの中で校舎配置を、現在の北側の配置から東側に校舎の配置を動か

すということになります。校舎の配置を動かすと、二小の敷地、東側には今桜並木を含む大きな樹木がございまして、建物を建設するに当たってどうしても支障になってしまうということになります。これが樹木を伐採しなければならない一番大きな理由となります。そして、約350本を植える理由でございまして、こちらにつきましては、まず、マスタープランの中でも緑豊かな環境をつくっていくという理念がございまして、そのために多く木を植えたいということと、あと建物を新たに建てるに当たっては緑化の基準がございまして、そちらの基準を満たすという意味合いでも多くの木を植える必要があるというところでございまして、以上でございまして。

○【青木淳子委員】 今、御答弁の中に緑化基準となさっていましたが、この緑化基準をもう少し具体的に教えていただけますか。

○【加藤建築営繕課主幹】 緑化計画について説明させていただきます。東京都の条例で建物を建てる際に、東京における自然の保護と回復に関する条例に基づいて緑化計画の届出をするという規定がございまして、その中で地上部の緑化面積などが決められております。第二小学校に関しましては、基準と致しましては2,329.98、約2,330平方メートル緑化をする必要がございまして、その基準に基づいて計画をしております。計画の面積としましては、その基準を上回る2,798.1平方メートルで計画をしております。以上です。

○【上村和子委員】 陳情者の中にある疑義というものに関して、市民とのパートナーシップ協定、これが唐突に急に行われたということに対しての1つの疑義があると思うのですけれども、本件に関わって事実経過というものが、私は自分なりの解釈として、本計画が東側に校舎を、マスタープラン協議会の案を受けて国立市が選択した案でいくと、東側に行くがために既存の樹木を伐採しなければいけないという計画になっていた。それはマスタープラン協議会での議論で、申合せとしては、できるだけ木を残すというコンセプトを持ちながらも、東側に行くとき絶対木を切らなければいけないと。それがどれくらい切らなければいけないかという議論がなされたかどうかなんですけれども、そういう意味でまとまった計画が初めて住民に対して具体的に説明された近隣住民説明会というのはいつになりますか。それはすぐ出ますかね。

○【島崎教育施設担当課長】 具体的な時期についてなんですが、マスタープランでそのような校舎配置を決めて、それを具体化するために設計を進めてまいりました。ですので、基本設計及びまちづくり条例に関する説明会の中で概要が固まったと認識しているところでございます。

○【上村和子委員】 それはいつ頃になりますか。

○【島崎教育施設担当課長】 基本設計が大筋完了いたしましたのが令和3年ですので、その辺りかと認識しております。以上です。

○【上村和子委員】 令和3年、すみません、西暦にちょっと直していただけますか。知りたいのが、私の認識でいいかというのを確認したいんです。近隣の住民説明会というのが開かれたのが、多分、一番それが早いと思うんですけど、それがいつ頃かというのを知りたいんです。

○【橋本教育部長】 すみません、本当に具体的な、手元に資料がないのであれなんですけど、令和3年としますと2021年になるんでしょうか、基本設計がその前後で固まってきて、まち条の説明会で、たしか春先やったのかなと記憶しています。その後、もう一度夏ぐらいに説明をして、そこで北門の問題が出てきて、その後、樹木のこととか、スロープのこととか、そういうふうな中で議論が進んできた。ですから、樹木のこととも2021年の春先ないし夏頃の話……（「3月」と呼ぶ者あり）3月と今課長が言っています。3月と、あと夏頃だと記憶しているところでございまして。

○【上村和子委員】 それでは、2021年の3月ですか。4月、桜の花は終わっていませんでしたかね。2021年の春としておきましようかね、もし期日が分かったら。それがまちづくり条例に基づく説明会であったと。そこで条例に基づいてやったら、樹木に関してはどうなるんですかというような近隣住民からの声があったというのは事実ですね。確認です。

○【島崎教育施設担当課長】 まちづくり条例の説明会で住民の方から樹木に関するお話が出たということはあったと記憶しております。

○【上村和子委員】 それが恐らく最初だと私自身はそう捉えています。それでいいですね。間違っていないですね。それより前に、樹木は残してほしいとか、樹木に関してどうなっているんですかという問合せは来てないと思うんですけれども、それが初めてであったということでもいいですね。確認です。

○【島崎教育施設担当課長】 説明会において住民の方からお話が出たのは、まちづくり条例の際が初めてだったと記憶しております。以上です。

○【上村和子委員】 そこに参加した方から問合せがあって、私がそこから動き始めました。ですから、一番新しく動ける。それまでは、それこそマスタープラン協議会の中でやっていただかないとできない話でしたので、そこの中でのコンセプトとしては、できるだけ多くの木を残したいという大きなコンセプトはあったけれども、具体的には、そこに対する議論、何本残し、何本どうしていくかという議論まではいかなかったと理解しております。

そこで、まちづくり条例に基づく住民説明会が開かれて、そこで真っ先に声を上げた人がいて、それから何回か話合いが行われて、なかなか難しいという話合いがずっと続いていきます。これは私も議会で質問しておりますので、困難である。もう建て替えが進んできているので、残したいという思いはあるけれども、非常に困難であるという状況で行きました。そしてぎりぎりになって、今年の3月ぐらいで、いや、困難だけど、できそうだというふうに話が急転直下していくと思うんです。そこから辺りの話がどういう経過をたどっていったかというのがよく分からないがために、こういうふうに何か協定が突然結ばれて、乱暴に実行されていったみたいな、そういう理解のされ方があると思うんですけれども、この市民協定に至るまでの経過について、簡単に時系列で話をさせていただきますでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 今回の協定の締結に至るまでの経過でございます。まず、今年の3月末に二小の樹木を観賞する会というのを計画させていただきました。その際にお越しいただいた市民の方から、この樹木を残したいというお話を頂きまして、何とか樹木を残す手法があるという御提案を頂き、その後、4月に入りまして、1週間に1回から2回打合せを重ねて、その中でどのようにしていったら樹木を移植していけるのかというお話を伺いながら協定の内容を整理いたしまして、工事業者さんとのほうもどのようなスケジュール感であれば作業できるかというふうな調整を致しまして、ゴールデンウィークに向けて調整を行って協定を結んだというような経過でございます。以上です。

○【上村和子委員】 3月に樹木を観賞する会というのを開くようになったいきさつはどういうことでしょうか。

○【橋本教育部長】 樹木を切らなければいけないということで、工事も始まると。例えば二小の正門からのところでしょうか、そこの桜並木が今年が最後になるのではないかということのお話があって、質疑委員さんからも観賞みたいな形をできないかという、たしか質問もございまして、我々もそれはぜひともいいことなので、学校とも協議させてもらいながら、そういう会の開催に至ったと記憶

しているところでございます。

○【上村和子委員】　そうですね。私が近隣住民の方から声を受けて、何度か話をさせていただいて、とても無理だといったところで、せめて、今年の桜の花が最後になる。そのような並木になるということが分かりましたので、では最後の桜の花、これをしっかり子供たちにも、そして近隣住民にも市民にも見てもらったほうがいいということで、3月の桜が満開のときに樹木を觀賞する会というのが開かれております。この案内については、学校と近隣住民にビラをまいたり書いたりして広げたということよろしいでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】　そのような形で御案内をさせていただきました。

○【上村和子委員】　この樹木を觀賞する会は、市のほうも大変だったと思います。休みの日を使いながら、ずっと説明をしたと思います。どれくらいの方が見に来てくれましたか。どんな人が見に来てくれましたか。

○【島崎教育施設担当課長】　すみません、具体的な数字については、今ちょっと手元にないところですが、近隣の方、保護者の方、二小に何らかの関係があった方、樹木にそもそも興味がある方、いろいろな方がいらっしゃってくださったと記憶しております。以上です。

○【上村和子委員】　当然、私もそういう声を受けていましたので伺いました。それで雨も降っておりましたけれども、学校で子供に配られたということで多くの親たちも来ておりました。近隣の方も、卒業生もおりました。それで知らなかったという方が多々ありました。そういう中で、どうして桜を切らなければいけなくなったのかという説明を丁寧に当局がやっておりました。そういう中で誰もがこの木を切らなければいけないんだろうか。これがなくなるのは寂しいと思うのは当たり前でありました。それだけ花が美しかったからです。そういう中であって、決して当局は切りたくて切ったわけではないということが私は分かってきました。担当課長にお伺いしますが、どうにか切らないで済む移植の方法はないかということをやっと研究したというようなお話を伺っておりましたが、それは私の聞き間違いではないでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】　樹木の移植については、学校ともお話をさせていただきまして、やはり難しいとか、樹種をどうするとか、時期がどうかというふうなお話を検討してきた経過がございます。以上です。

○【上村和子委員】　決して切ればいいのかとは誰も思っていなかった。どうにか残せないか。これだけの思い出のある木をどうにか残せるものなら残したいということでいろいろな研究をした。しかし、なかなか難しい。特に桜などは難しいという困難の状況があって、仕方なく伐採していくという結論に至っていった。その背景があったということが分かります。これが今年の3月の話です。私自身もう駄目だと思って泣きながら桜の花を見ておりました、2日間。それは私自身がもっと早く知っておけば、マスタープラン協議会の中身にもっと入り込んでいけば、もっとその段階で言っていればどうにかなったのではないかと思いがらでしたけれども、時既に遅しでした。ところが、そこに来られた人たちの中から、いや、残せるんだということを言ってくださった専門家と市民の人がいた。そこから協定の話が始まっていくわけです。ですから、この話が始まるのは、今年の3月の末ぐらいだということよろしいですか。

○【島崎教育施設担当課長】　最初に移植の話を具体的にお持ちいただいたのは、樹木觀賞会の3月30日と記憶しております。以上です。

○【上村和子委員】　その3月30日あたりに、いや、できるんだということを言ってくださった市民

というか造園家がいて、『杜人』のドキュメンタリーをやっている矢野さんたちですね。森を残していくという活動をやられている方々が、実際、渋谷でも同じような移植をやったと。学校の空き地に、学校が変わる、公園に建て替えが行われるときに、その公園にある樹木を短期間で残した。可能だというようなお話がこのときに初めて市民から伝えられます。それから、そういうことが本当に可能なんだろうかとということ、市民が残してほしい、これだったら残せるんだという話を保護者が中心となって言い始めた。そして、そのときがもう既に4月ぐらいいにかかってくるわけです。その段階で本体工事については、本体工事における桜並木の伐採はいつ頃予定されていたんですか、その段階で。

○【島崎教育施設担当課長】 記憶のあるところですが、4月の頭に造園家の方とお話をさせていただいて手法の確認などを行いました。その上で、現場の着手は4月10日頃に工事現場は着手するということを聞いておりました。行く行く樹木の具体的な伐採はゴールデンウィーク明けになるであろうという話が出てきたと記憶しております。以上です。

○【上村和子委員】 4月に入って、その可能性がありそうですよと言われたときに、もう見えていた工事の着工の予定は4月10日から工事の準備に入る。そして、伐採される予定の木に赤いテープが幾つも巻かれていく。そしてゴールデンウィーク明けには木の伐採を予定している。ゴールデンウィーク明けですから、基本的には5月8日、9日、10日、この辺りから木が伐採されるということがもう見えておりました。そういう中で残すということをやろうと思うならば、工事に支障がないという条件を守るのであるならば、ゴールデンウィーク中までにその保存をすることは可能かという話になっていったと思います。そしてそれは可能だということで話が進んでいったと思いますが、その流れでよろしいでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 そのように認識しております。

○【上村和子委員】 そうなってきたときに、ゴールデンウィーク前に、工事の支障がなく樹木を伐採しないで保存をする、1本でも2本でも保存するといったときに、市民側、特に造園の専門家に頼みながら、それでやれるということはゴールデンウィーク中までにやらなければいけなかった。しかし、勝手にやることはできません。当たり前です。それは当然、これは思いは一緒だ。やっていいよという市との何らかの形の合意が必要でした。そのことの合意を結ぶということに本格的に動いたのはいつぐらいからですか。いつ協定を結べましたか。

○【島崎教育施設担当課長】 樹木を移植するという考えをお聞きして、具体的にどうしていくかというところで協定というプロセスが必要であろうというお話になったのは、4月の中旬頃だと思います。そして、その上で具体的に協定を締結したのは、令和5年5月1日でございます。以上です。

○【上村和子委員】 その期間、選挙でした。議員が一斉に選挙期間に入っている中、我々議会は動こうと思ってもなかなか動けない。そのような状況に実はぴたっとはまっています。ですから、例えば担当者が議員に対して丁寧に説明をしようと思ったり、丁寧に議員が話を聞こうと思うのがほとんど不可能でした。そういう中で市民たちは選挙とか関係なく、樹木のことは今しかないということで動いておられたわけです。そういう中で5月1日に協定が結ばれるわけですが、5月1日に協定を急ぐ必要があったのは、さっき言ったように本体工事に影響を来さない。5月8日までに、5月8日のときにはもう樹木が移植されているという状態にしておかなければいけなかった。たった1週間しかなかったわけです。その1週間の中で、しかも、工事の時間帯の限度がありましたので、事実上、協定上は何日間の仮移植の作業日になっていたのでしょうか。

○【島崎教育施設担当課長】 実際の仮移植が可能な日にちは5月3日から5月6日の4日間と認識しております。以上です。

○【上村和子委員】 5月3日から5月6日のこの期間しか仮移植はできなかった。たった4日間でする限りの樹木を保存していく。それは市民の決断でした。そのときに日にちがない。そして、協定を結んだとき市が言ったことは、本体工事に支障を来すことはできませんということと、それから予算はありません。なぜなら、今年度予算は議会での決を採っているから、これに関わっての予算を計上することは無理なんですというお話でした。その中で市民活動として、市民の思いとして市民の皆さんのできるのであればということで協定が結ばれ、そして市民の皆さんもお金というより、お金の問題であつたら残すものが残せないということで、この際、お金に関しては市民自らが集めますという形で木を残す。木を残したいということの思いで教育委員会と市民側が合意をして協定を結んだのではないのでしょうか。これは合っていますか。

○【島崎教育施設担当課長】 そのように認識しております。

○【上村和子委員】 そして、先ほど陳情者が無残な形とおっしゃっていましたが、いずれにせよ、もしも市民のこのような動きがなかったならば、ゴールデンウィーク明けから、あの桜並木は全部伐採されて違う光景が広がっています。そのことに対して子供たちに十分な説明が当時できていたか、やられていたか。そのことは、私はいろいろリサーチの中でほとんどできていなかっただろうと思います。なぜなら、私は議員として、作業期間のときに毎日ちょっとだけ行って様子を見ていました。

毎日多くの市民の方、本当に多くの市民の方、それから近隣の方が見えておられました。その方々が一様に言っておられたのは、これは何ですか、切られるんですか。木が切られてしまうんですか。そういうお話でした。そういう木を切られるということをほとんどの方が親であつて、知りませんでした。そういう中で、今やっている作業は何ですかということで、これは残す作業なんですと説明されていました。そしたら、ああよかったというふうにおっしゃっている方が大抵でした。そうではありませんか。私のその場の見た空気は違いますか。——見てないか。行政は行ってなかったね。どうですか。

○【橋本教育部長】 我々もゴールデンウィーク、5月6日、最終日に現場を視察させていただいています。今、質疑委員さんがおっしゃった部分というのは、我々も確かに確認できていませんので、この場でどうだったかという答弁は差し控えさせていただければと思います。

○【上村和子委員】 少なくともこの市民協定について、議会に対して、全議員に対してこのような協定を結びましたという案内については、いつ配付し、ホームページにはいつアップしましたか。

○【島崎教育施設担当課長】 議員各位に御配付させていただきましたのは5月2日になります。ホームページにつきましては、すみません、記憶になるんですが、5月中にはアップをさせていただいたと記憶しているところになります。

○【上村和子委員】 この協定について、全ての議員に配付されて、5月2日というんですかね、協定の翌日です。それで配付された。それは5月1日に協定を結んだということがあつてのことだと思いますが、ホームページにアップしたのが、これは遅れたということですよ。だから協定によってこの木が残されたということについての説明というのは、実はまだ行政的にはちゃんとやっていないと言ってもいいんじゃないでしょうか。これお伺いします。今からでもやったほうがいいんじゃないかなと思うから。

○【島崎教育施設担当課長】 こちらの樹木移植と協定の話については、二小の改築に当たりまして、広報紙として二小改築だよりというのを作成させていただいています。そちらのほうでもこの仮移植の作業について焦点を当てさせていただいて、周知をさせていただいたという経過がございます。以上です。

○【上村和子委員】 二小の中においては、情報は細かに出ているというように解釈いたしました。

最後の質問でちょっと確認をしておきたいんですけども、今回いただいたプロジェクトの要望書の中にも書かれてあるんですけども、もう時間がない中で残すということを決めていくときに、お金のことを言っていたら残せなかったと。ですから、二小の校舎建て替えというものとは別のものとして、建て替えのときに伐採される木々たちを少しでも残したいという新たな市民要望として協定を結ぶことによって残せる木を残していきたいという、そういう市民の思いとか保護者の思い、それを受けての協定によってそのことを成立させていくので、これに関しては予算が今どこにもないから、ここに関しては、市民活動を市がバックアップする、支援するという意味なので、この活動についてにかかる、これ仮移植ですが、仮移植に関して、ここにかかる費用については市民負担とするということ合意したという解釈でよろしいですか。

○【橋本教育部長】 協定の中で、出発点の中で、仮移植という部分の中で費用についての協定は結んで、我々ではなく、先方のプロジェクトのほうで負担をしますという中で、協定の中にも書き込んでおります。その先については、協定の中のとおり、別途、協議ということで現在結んでいるという状況でございます。

○【上村和子委員】 地球温暖化が進む中、子供たちに新しい木も大事ですけども、大きな樹木を残していくという活動というものは、環境教育としては大きな意義があるし、そもそもコンセプトの中にそれは外れてはいない思いとしてあったということは理解いたします。そういう中で、ぎりぎりになってこのような形で市民とのまちづくりパートナーシップですね、パートナーシップを協定という形で進めていこうとした、このことは私は評価するものです。

市長に最後に質疑いたします。市長自身はこの経過に対してどのような考えをお持ちでしょうか。もしよかったらお聞かせください。

○【永見市長】 今るるずっと経過を、私自身もそんなに細かく経過を1つずつ知っているわけではなかったんですが、今るる聞かせていただきました。そういう中でどういう見解を持っているかということですけども、ある意味ずるいような言い方をしますと、市民の皆様が公的な活動をするということ、それと行政がどういう形でお互い連携しながらそれを進めていくかという、そういう形は必ずしも定まったものがないのが現状だと思います。ただ、ある公的規制に向かって進めていくときには様々な課題が起きますけれども、できる限り多くの市民の皆様と協働でまちを進めていく、そういうプロセスはこれからもいろいろな場面出てくるだろうと思います。

そのときに、それぞれ起きてきている事案そのものにおいて、それぞれなし得る対応をその中で考えていく。現場で1つずつ積み上げていく。こういうことが将来にわたって市民と一緒にまちをつかっていく基礎になっていくんだろうなと思っています。ですから、これからこういうことを、初めて教育委員会が協定という形でやったわけですけども、このことを1つは大事にしながら、先に向かって実りあるようなものに結びつけていく、こんなことが重要なことではないかなと考えています。

○【上村和子委員】 ありがとうございます。これは新たな一步と捉えたいと思っているんですけども、では、この陳情で、教育長はどういうふうに考えているかということと、それから担当の窓口

でずっと動いてきた、最後に島崎担当課長に今の協定についての思いがあればということで、実感でいいのでお伺いできたと思っています。これで質疑を終わります。

○【雨宮教育長】 結果として、このような市民の志を持った方々と協定というような形で一つのまとまりになったことに関しては、我々国立市教育委員会としては、一つの成果と言っていいんだらうと思っております。話し出すと長くなってしまうんですけども、そもそもは切られてしまうというようなことがあったわけですけども、その中においても様々な面において、質疑委員をはじめ、1本でも多く残してほしいというような御依頼を頂いて、我々もできることであれば、それはその精神でいいだらうと思いました。本当に限られた、先ほどの経過がありましたけれども、時間の中でこれだけの志を持った方々がいらっしゃって、我々と様々な協議をする中において、一つのまとまった方向性が示されたということは大きな成果だらうと思っています。

ただ、今後、いろいろまだ解決していかなければいけない部分というのは何点かあると思いますので、その辺りにつきましては、今回、協定を締結した市民の皆様とも意見交換する、あるいは見えないことがあって、ちょっとよく分からないよねみたいな疑義も頂いていますから、そのことは情報を出していく中において、そしたらこれはこうしたほうがいいんじゃないか、これはこうしたほうがいいんじゃないかというような新しいものも生まれてくるかもしれませんので、そのようなきっかけにもなればいいのかなどと思っています。以上でございます。

○【島崎教育施設担当課長】 この間、市民団体さんと工事請負をしてくださっている工事業者さんとの間に入らせていただいて、いろいろな調整を担当させていただきました。その中で、子供たちにとってよりよい学校を造っていくという中で、マスタープランにもあります、緑を大切にしていくということの一助として、このような取組に関わらせていただいて、いろいろ勉強させていただいております。今後とも、素晴らしい学校づくりのためにいろいろな方に協力をしていただきながら努力してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○【高柳貴美代委員】 では、私からも何点が質疑をさせていただきたいと思います。まず、この木を残すということは、皆さん、望むことではあったらうということで、しかしながら、東側に校舎を造るということで伐採しなければならぬ。そういう木が100本あったということだったと思うんです。その後でいろいろ残す方法を考えていたんですけども、残す方法が見つからなかったという御答弁が先ほど他の委員の質疑にあったと思うんです。その見つからなかったというのは、どのような方法を見つけていらっしゃったのか、まず聞かせてください。

○【島崎教育施設担当課長】 まず、マスタープランの中で校舎配置を変えて、その中でそれを具現化するために設計を進める中で、多くの樹木を伐採しなければならぬ。やむを得ずそのような計画にはなっていた。そういった中でも、なるべく校舎の配置を微調整する中で、どうにか伐採する樹木を少なくしていきたいというような取組もさせていただきました。ただ、その中でもやはり全体計画の中では微調整をするような範囲であったので、そういった中で多くの樹木は、計画上は切らなければいけない。移植についても検討を重ねていたところではございますが、大規模に実施をするというのは、多方面の検討からなかなか難しいという経過の中で、今回の改築計画、植栽計画に至ったというような経過でございます。以上です。

○【高柳貴美代委員】 移植についても考えていたんですけども、多方面から考えて難しかったという今答弁があったんですけども、私も二小に通って地元住民でもあります。桜の木を考えたときに、私もちょいちょい二小に行きますけれども、あそこの桜並木の桜は大分古かったと思うんです。その

ような状況の中で、以前、樹木医さんに診断してもらったとか、その桜、そのような木が残せる状況であったかということの今までに審査した経緯はありますか。

○【島崎教育施設担当課長】 樹木の診断については、設計の中で一部行わせていただいているところになります。その中で、今回残っている樹木は、少なくとも危険な状態ではないというような診断をしていただいているかなと記憶しています。以上です。

○【高柳貴美代委員】 そうしますと、それを動かしても危険な状態ではないと判断をされたので、今回、市民団体の方々からこのようなお話を頂いたときに、それならばできるのではないかと市は判断したと捉えてよろしいですか。

○【島崎教育施設担当課長】 樹木の移植については時期のものですとか、その樹木の樹種、大きさ、いろいろなことが関係していると聞いております。その中で市民団体の方から、過去に実施した事例ですとか、スケジュール的なもの、手法的なものをお聞きする中で可能性があるかと教育委員会内でも判断いたしまして、実施していただいたというところでございます。以上です。

○【高柳貴美代委員】 その際に、国立市内の造園業者に御相談したというような経過はありましたか。

○【島崎教育施設担当課長】 なかなかタイムスケジュール的にも厳しいものでございましたので、市内の事業者さんの御意見というのは伺っていない状況でございます。

○【高柳貴美代委員】 分かりました。そして、先ほど陳情者の方もおっしゃっておられましたが、やはり地域の方々、私の耳にも入っているんですけども、今、仮移植をしている状況で、塀の中に大きな木が上のほうだけ見える状態の中で、通学路ということで、今、大きな災害が、水害にしても風害にしても非常に大きい中で、自分の子供たちが通っているという状況を考えたときに非常に不安である。中が見えないですから、そのような不安を抱いていらっしゃるというお声を正直私も頂いているんです。その辺のところで、先ほどの協定書を見たときに、もし何か事故が起きた場合は、この団体の方がというようなことが書いてあるんですけども、これはホームページに載っているの、そういう方々も御覧になっていらっしゃると思います。でも、保護者の方々のお気持ちからすると、事故が起きてからとか、そういうことでは取り返しがつかないと、何よりも子供の命をまず第一に考えてもらいたい。とにかく市長をはじめ、国立市教育長には、やはり子供の命ということを一番大切に考えてもらいたいんだという御意見を私も頂いておりますので、その辺の安全対策をしっかりと、これから台風シーズンもありますし、想像できないような災害が起こる可能性がある中で、そのような心配を抱いていらっしゃる市民の方がいらっしゃる以上、そのような方々に対する説明、そして、今ここで、そのようなことに対して、市はどのように取り組もうと思っていられっしゃるのかをしっかりと答弁していただきたい。

○【橋本教育部長】 安全対策につきましては、当然、我々も二小の区域内にあるわけですから、これは教育委員会としてもしっかりと確認しながらやっていかなければいけないだろうと思っております。我々も実際現地に行って話を聞きながら確認したことは、木の周りに杭を何本も打ちながら、その杭でしっかりと支えて、そこを番線みたいなのでしっかりと巻きつけて固定していることとか、あと木を筋交いにして1本で倒れないように組織というんですかね、木を連なって、そういう中でしっかりと保っていこうとかということとはしっかりと確認しております。

また、実際、他市の例なんかをみると、倒木したということも聞いていないところでもあります。実際、天災なんかは非常にそこも心配だと思いますので、そういう部分についてはしっかりと教育委員

会も実際のやられている市民団体の方とも話をしながら対応を、これは我々としてもやっていきたい、そんなふうを考えているところでございます。以上でございます。

○【雨宮教育長】 補足的に私のほうからも、技術的なことという部分で私が申し上げられるすべはないわけですが、今御指摘いただいた児童の安心安全ということは最優先、大原則にしなければいけないということでございますので、今、頂いた御意見も踏まえながら、先方の団体さんのほうに私からもその旨をきっちりお願いしたいと思います。以上でございます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、質疑を打ち切り、意見、取扱いに入ります。上村委員。

○【上村和子委員】 私は本陳情に関しては不採択の立場で討論いたします。本当は、私はこの件を議論するのだったら、しっかり協定を結んだ方側のプロジェクトの人たちの話もちゃんと一度は聞いたほうがいいと思います。本日は市のほうの側の話は聞きました。市民協定を結んだ市民側としては、どのような体制、そして整備、その状況で協定を結んだのかということは、後日であっても議員全員で聞いたほうがいだろうと思います。そのことをまず最初に述べさせていただきます。

今日、陳情者は、プロジェクトの人たちとこの件に関して意見をしながら、この陳情が出てきたわけではないというお話でしたので、あくまで協定された市民の側は置いておきまして、切り離して本陳情について考えてみました。私自身は今回、二小の校舎建て替えにおいて樹木をどのように考えていくかということは、実は未来に向けて大きな課題であつたろうと思います。二小マスタープラン協議会の中の子供たちの意見というところに多く自然のことが書かれてありました。子供たち自身が、6年生の子供たちも二小の宝は樹木であるということを書いています。桜であるということも書いていますし、緑を大事に残し、芝生を残した自然豊かな二小を残してほしい。できれば校舎も木のぬくもりがある、そのようなものがいいというような思いは書かれてありました。

そういう意味では、樹木を残していくという、緑を残していくというのは、実は二小建て替えのときの大きなコンセプトであつたろうと思います。そのことについて協議が足りなかった、研究が足りなかったということを、私は今の段階で言える立場にはないと思っています。なぜなら議員として、そのことについてどうなっているのかと問うことはできましたし、私自身が返す返すも、二小のマスタープランの協議会というものが立ち上がったことによって、住民の声が十分反映されたものが出来上がってくるということを信じておりました。その中にしっかりとした樹木保存のコンセプトも具体的に反映できるものが出てくるということを自分自身が信頼し、尊重しなければいけないという思いでいたことが、まずは自分の動きが遅れた1つの理由になったと思います。ということで私自身は、そのような自分自身の責務において見落としてしまった問題として、二小の樹木の問題については見ておりました。この3月の最後の満開の桜を見ても本当にいろいろ思うことがありました。

しかし、それから市民協定が進んでいったときに、私は新たな国立の自然を守る運動が始まったと思いました。これまで自然を残すということについては、実は住民間とか行政間でも対立構造として起こってきました。今回が初めてではなかったでしょうか。木を残すということにおいて、自治体行政と市民と事業者が折り合いをつけながら一つの協定として合意作業をやっていく。このような協定の在り方というのは、私は理想的だと思いました。陳情者の言うことの納得のいく点は、そのことをもっと早くから、もっと市民合意をもって広くやるべきであった。これはそのとおりだと思っています。陳情者がお書きになった思いのとおりだと思っています。しかし、現実にはそれができないタイム

スケジュールがありました。反対運動をしようと思っただけでした。しかし、反対運動をしても木は残らない。そういう中で、住民たちが自分たちがお金を集めるから、1本でも2本でも木を残したい。その思いの共有を行政とやったわけです。その思いは行政も同じでした。残せるものなら残したい。木を真ん中に置いて自然を残すと、それを子供たちに見せていきたい。そういう思いで大人たちが、利害関係のある大人たちが持ち寄って、集まって車座になって、少しずつ折り合いをつけてできたのがこの協定であります。

これから国立で緑を残そうと思っただけ、農地を残そうと思っただけ、こういう動きじゃないと私は残せないと思っております。大学通りの緑もしっかりです。全てこれからの未来に残していく。そのためには市民とまちづくりのパートナーシップを結んでいって木を残す。そこに向かって、桜守の大谷さんなども一生懸命やっておられますけれども、そういう市民の日頃の日常の細かな手を入れる、その作業がないと樹木は守れません。いただきますの森もそうです。都市が買った土地ですけれども、農地保全のためにどれほどの市民が作業に手を入れているのでしょうか。

今回、市民協定で特定の市民がお金を出してしまうと、そこに何かの特権が生まれるかもしれないという御心配を頂きましたが、私は決してそういうことにはならないと思っております。それはそのためのお金ではないからです。お金のことを議論していったら戦いにしかならなかった。だから、お金も含めて引き取る覚悟を持った市民たちが、木を残したいという思いでぎりぎりの選択でありました。そういう中で子供たちに何を残していくか、何を見せていくか。それは対立する大人たちを見せたいんじゃない。協力し合う大人たちを見せたいんだ。その思いでやったことがこの協定の姿であります。そのつなぎをやったのが市の担当局であります。そして教育委員会が筆頭となってまとめる役を背負いました。本体事業をやる工事会社にもどれほど頭を下げたことでしょうか。そして、市民の側にも入る時間、安全面の件、さんざん注文をして、そして注文しただけじゃなくて、そこも誠実であろうとバックアップしました。私自身は行政のあるべき姿がここにあったと思います。担当課長は工事事業者に対しても、そして木を残したいと思う市民に対しても、子供に対しても、苦情に来た市民に対しても誠実であろうと誠意を尽くしていると私は思っております。

今回の陳情を出された方はとても納得がいけないと思われるかもしれませんが、今後もそこに向けて、今回の市と市民の協定が何を物語るのか。これが何を未来に向けて残したものになるのか。自然を残すということはどういうことであるのかということに粘り強く、今からでも市民の皆さんに広く伝えて理解をしていただく。対立構造に持っていかない。みんなで国立の自然を守る、緑を守る、そのような構図を行政が中心となってしっかりつくっていただきたいことを述べて、私は不採択の討論と致します。

○【青木淳子委員】 本陳情を不採択の立場で討論を致します。この改築工事に当たるマスタープランのコンセプト2では、自然とふれあい豊かな心を育てる、具体的な計画方針がございます。そこには調査に基づき、危険な樹木を除去する。総合的な観点から既存樹木を適切に保存、更新するとありますけれども、今回、東側に校舎を改築することになったため、検討を重ねた結果、100本の伐採することに至りました。その上で東京都の緑化基準に基づき、350本を植える計画がなされました。国立市都市計画マスタープランに基づき緑の拠点の充実を図るため、東京都の基準をさらに超える緑化を進めようとしていること、これは評価をさせていただきます。

～つづく つながる～くにたちみらいの杜プロジェクトの二小保護者の方や近隣住民が主体となる皆さんから、二小の樹木を残したい、移植したい、残す方法があるという提案を受け、4月、市は何

度も協議を重ねてきたことが分かりました。保護者を代表する国立市民との合意形成が図られてきたと考えます。その上で、国立第二小学校改築に伴う樹木の移植・育成に関する協定が締結されました。この協定書において仮移植、本樹木の養生・育成、移植先への運搬など、協定に係る一切の費用負担をプロジェクトが負担するものとされています。プロジェクトの方々の思いとしては、1本でも2本でも残したいとの思いからスタートし、その実現のため、この協定が結ばれたのだと考えます。

この協定が市と結ばれたということは、どちらかの一方的な考えではなく、市当局とプロジェクトの皆さんが、協議を重ねた両者が一致したことを意味するものであると考えます。陳情事項にある市と市民との合意形成を図りとありますが、既にこの点で合意形成がされており、費用負担に関しても協定書で締結されたとおりであると考え、負担する方途を検討することはそぐわないと考えます。今後、学校や公共施設の更新が進められてまいります、その際には同様の事案が出てくる可能性があると考えます。ぜひとも東京都の緑化基準を守りながら進めていただくようお願いを致します。

また、建築計画や危険除去のため伐採する場合は、これは二小のマスタープランにも書かれておりますけれども、「子どもたちの気持ちやいのちの大切さの学びに配慮し、既存樹木の種子から苗木を育て植樹したり、伐採した樹木をサイン板や内装に取り入れたりして、教育に生かす工夫を行う」。こういったこともぜひ今後しっかりと取り組んでいただきたいと思います。伐採によって全てがなくなるのではなく、命が新たに生まれ、命がつながっていくことを学ぶことができると私は考えます。

以前、国立駅南口にカンザクラがいつも国立の桜の中で一番最初にきれいな花を咲かせていたこと、記憶に残っておりますが、それが伐採されたときは非常に寂しい思いをしたことを私思い出しました。しかしながら、そのカンザクラは接ぎ木をされ一中に植えられて、そのカンザクラはすくすくと育ち、毎年早く桜の花を咲かせています。そのカンザクラを見るたびに、こうやって命がつながっていくことを私自身学ぶことができました。こういったことも子供たちは学ぶことができると思いますので、そういった点も考慮しながら、今後の公共施設や学校の更新が図られるときには、ぜひ考慮して進めていただきたいと思いますをお願いし、不採択と致します。

○【遠藤直弘委員】 私も不採択の立場で討論いたします。まず、先ほど陳情者の方もおっしゃっていましたが、やはり市民との合意形成というのは難しいということがあると思います。本当にいろいろな御意見がありますので、この木は好き、だけどこの木は嫌いとか等々、本当に人それぞれの御意見がある中で、全ての方が同じ意見になるというのはなかなか難しいことだなと思います。その中で市民との合意形成を図り、移植・育成計画等々検討を要請しますとありますけれども、その一番最初のところがなかなか難しいと私は思っております。

樹木のことを言いますと、私も一般質問等々で樹木に対してずっとやり続けております。私の考えとしては、樹木というのが昔は生活の木だったと。谷保の人たちが甲州街道沿いに家を建てて、それで樹木をまずは伐採して、恐らく土地を耕したのでしょう。その中で残せるものは残し、それをどうしたかといえ、恐らく薪にしたり、また伐採したものを家を建てる時に使ったり等々して、恐らく生活に必要だったものが樹木だったと。めでたり、自分の精神の安定のために使ったり、また、教育のために使うなどということは、まだまだその時代は難しかったのでしょう。

恐らく樹木の問題というのは、初めて出てきた新しい問題だと思います。そのことがいろいろな方の考え等々が混ざり合いながら、私の考えとしては、行政が植えた樹木に関しては、行政がしっかり管理すべきだという立場であります。そうしないと責任が取れない、そういうふうに考えます。例えば今回も協定書の中で、樹木が万が一何かあったときには、団体の方たちが責任を取るような書きぶ

りがありますけれども、私、実際には無理だと思います。実際に何かがあったときには、市民は市を訴えると思います。例えば仮置きされていたものが台風などで倒れた場合、それで例えば車が傷ついたりとか、人にけがを与えたとか、そうなった場合、協定があるのでそちらにしてくださいと言ったところで、市も認識していたんでしょうということで、恐らく市の責任が問われるのではないかなと予想しています。恐らくそうなると思います。

私は、理事者がしっかりと責任を持って管理をしなければいけないものだと思います。市民の合意を得てなどと言っていると、市民の安心と安全が守られない。木というのは生きているようで、しかし、人間が管理をしなければいけないものなんです。自然に生えて、いわゆる原生林と言われている、そのような森であれば、これは人間が手をつけてはいけなくて守らなければいけない。このような森はあります。しかし、植えてある木に関しては、これは人間がしっかりと管理をしなければいけなくて、その植えた人たちが管理をしなければいけないんです。その中で更新をする際にはその方たちがしっかりと責任を持って更新をしなければいけない。それを判断したのであれば、しっかりとそれに沿ってやらなければいけない。それを基本方針として持っていただきたいなと私は思います。

いろいろなことを言われる方がいらっしゃいます。それはなぜかという新しい問題だから、今出てきた問題なんです。それに対して、先ほど市長がおっしゃっていました、市民が公的な活動に関わってくる。これが、実は定まった形がないとおっしゃっていましたが、まさにそのとおりで、定まった形がないから、今迷走しているのかなと思います。私は腹据えてしっかりと行政が責任を持って、更新をするのであれば、決めたのであればしっかりと更新をしてもらう。そのような形を取っていただかないと、今後先、公共施設の更新がいっぱいある中で、樹木を植えるのに恐らく消極的になるんじゃないかという心配をしています。例えば高木を植えるときに、この高木があと何年後かに大きくなる。そうすると、またこのような論争になる。このようなことを考えれば、新たな樹木を植える際に高木はやめようか、このような議論になってくると思います。ですので、私はしっかりと桜とか楓とか、特徴のある樹木を植えてもらいたいですが、しかし、管理のしやすい樹木になっていってしまう。このようなことにならないように、私はしっかりと行政が決めたことを遂行していただきたいということをお願いを申し上げて、反対の討論とさせていただきます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、意見、取扱いを打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本陳情を採択とすることに賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手少数。よって、本陳情は不採択と決しました。

ここで休憩に入ります。

午後 3 時 5 分休憩



午後 4 時 1 0 分再開

○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

議題(3) 第 5 0 号議案 国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

○【古濱薫委員長】 第50号議案国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案を議題と致します。

当局から補足説明を求めます。行政管理部長。

○【藤崎行政管理部長】 第50号議案、国立職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明させていただきます。総務文教委員会資料No.32も併せて御参照ください。

本条例案は、情勢適応の原則を踏まえ、東京都や他市に準じて職員の退職手当に係る調整額の調整期間を10年から20年とするため、条例の一部を改正するものでございます。

資料No.32－1、改正の背景、目的等を御覧ください。退職手当の調整額は、職員個々の在職時における職位をポイントに換算し、その支給額を決定するものでございますが、東京都及び多摩26市のうち、24市は調整期間を20年としております。

国立市では、平成23年度、2011年度に調整額の仕組みを導入しましたが、当時は、調整期間を20年とした場合、職員の中で、主任職に昇任する機会のなかった層が一部生じたことから、職員団体との交渉の結果、その期間を10年と致しました。このたび、制度の導入から既に10年以上経過し、昇任機会も均等になっていることから、調整期間を20年とするため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、資料の2、改正の内容を御覧ください。退職手当は職員個々の勤続期間に応じた基本額と在職時の職位に応じた調整額との合計で支給されます。このたびの条例改正におきましては、調整額の期間を20年に延ばすほか、職位ポイントを現行の2分の1と致します。なお、1点当たりの調整単価は現行の1,100円で変更はございません。

次に、資料の2ページの3、激変緩和措置の内容を御覧ください。今回の改正に際しては、令和4年7月より職員団体との間で丁寧な交渉を重ねてまいりました。その中で、次の4つの激変緩和措置を設けることで交渉を妥結しております。1つ目の措置は、10年間の激変緩和措置期間を設けること。2つ目は経験者採用により、入職から退職まで20年に満たない職員に対し、主事職としての入職前加算をすること。3つ目は激変緩和措置期間に限り、最大減額幅を10%までとすること。4つ目は制度改正後の昇任機会確保の観点から、各職位の選考年齢の上限を引き上げることでございます。

最後に実施時期につきましては、令和6年4月1日の施行としてございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります……。質疑がございました。矢部委員。

○【矢部新委員】 すみません。こちら、調整額10年、本来は、他市は20年ということなんですけれども、他市が20年を導入したのは、国立と同タイミング、2011年度あたりと見てよろしいでしょうか。

○【中道職員課長】 そのとおりでございます。

○【矢部新委員】 となると、国立のみ10年であったということは、職務制に移行ということが、国立だけ多分遅くなっていると思うんですけども、これはどういった理由によるのでしょうか。

○【中道職員課長】 資料のほうでもお書きをしましたけれども、国立が職務級、いわゆる主任職の制度を取り入れたのが2011年の、およそ10年ぐらい前だったんですけども、結局、他市が調整期間20年の制度を取り入れたときには、国立の場合は、主任職という職がなかったわけですから、そうすると、既にそのときにいらしゃった職員の中では、主任に昇格する時期が満たない職員が多くいたと。そうなってくると、その職員に関してはポイントが当然少なくなってしまうので、そうした不利益を被る職員がいたということで、時期を一旦は職員団体との調整の中で、10年と据え置いたところ

でございます。以上です。

○【古濱薫委員長】 よろしいですか。ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



議題(4) 第51号議案 国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案

○【古濱薫委員長】 第51号議案国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案を議題と致します。
当局から補足説明を求めます。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 それでは、第51号議案国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案につきまして、補足説明申し上げます。お手元に配付しております総務文教委員会資料No.34、国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案の主な内容について、及び、同No.35、国立市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例案、新旧対照表により御説明申し上げます。なお、改正内容のうち、今回御説明する主な内容の改正条文につきましては、新旧対照表では網かけにてお示しをしております。

総務文教委員会資料No.34、主な内容についての1ページを御覧ください。初めに、1、森林環境税に関する規定の整理についてですが、令和6年1月1日から施行される森林環境税について、賦課徴収方法、納税通知書の記載事項、給与・年金からの特別徴収の方法及び過誤納金の取扱いに関する規定の整理を行うものでございます。総務文教委員会資料No.35、新旧対照表では、1ページ上段の第31条の9並びに2ページ下段から7ページ上段にかけての第35条、第37条、第39条、第42条、第42条の2及び第42条の6に改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料No.34、主な内容についての2、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の見直しについてですが、給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項が、その年の前年の申告内容と異動がない場合には、記載すべき事項の記載に代えて、異動がない旨の記載によることができることとするものでございます。総務文教委員会資料No.35、新旧対照表では、1ページ下段から2ページ中段にかけての第33条の3の2、第2項に改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料No.34、主な内容についての3、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税額に関する規定の整理についてですが、改正道路交通法により新設された特定小型原動機付自転車の区分に該当する車両、電動キックボード等に対して課する軽自動車税種別割の額について、車体の構造等がミニカーの要件に該当する場合であっても、これまでと同様に、現行の原動機付自転車1種と同じ税額2,000円を適用するものでございます。総務文教委員会資料No.35、新旧対照表では、7ページ中段の第74条に改正条文をお示ししております。

次に、総務文教委員会資料No.34、主な内容についての2ページを御覧ください。4、不正を行った軽自動車メーカーに対して課する納付不足税額への加算額の割合の引上げについてですが、軽自動車税メーカーによる燃費性能試験等における不正行為により、軽自動車税の納付不足額が発生した場合に、当該軽自動車メーカーに対して課する納付不足額に加算する金額の割合を現行の10%から35%に

引き上げるものでございます。総務文教委員会資料No.35、新旧対照表では、7ページ下段の附則第19条の3、及び、8ページ上段の附則第20条の2に改正条文をお示ししております。以上が改正の内容でございます。

最後に、総務文教委員会資料No.35、新旧対照表、8ページの附則以降が本改正条例の附則でございます。第1条で施行日を定めております。第2条は、市民税の経過措置、第3条は軽自動車税の経過措置でございます。説明は以上でございます。御審査のほどよろしくお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。質疑を承ります。ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決しました。



**議題(5) 第57号議案 令和5年度国立市一般会計補正予算（第3号）案
（歳入のうち所管する部分、総務費、教育費）**

○【古濱薫委員長】 第57号議案令和5年度国立市一般会計補正予算（第3号）案のうち、総務文教委員会が所管する歳入、総務費、教育費を議題と致します。

当局から補足説明はありますか。政策経営部長。

○【宮崎政策経営部長】 第57号議案、令和5年度国立市一般会計補正予算（第3号）案のうち、総務文教委員会の所管する部分につきまして、補足説明申し上げます。初めに、4ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正は、総務文教委員会の所管するものは、追加が5件です。第二小学校改築工事については、建築工事が、期間を令和6年度から令和8年度まで、限度額を7,180万6,000円、第Ⅰ期電気設備工事が、期間を令和6年度、限度額を459万1,000円、第Ⅰ期機械設備工事が、期間を令和6年度、限度額を656万4,000円とし、いずれも労務単価上昇に対応するため、債務負担行為を追加するものでございます。

旧本田家住宅復元事業については、復元工事が、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を2億4,985万7,000円、復元工事監理業務委託料が、期間を令和6年度から令和7年度まで、限度額を1,757万2,000円とし、いずれも復元工事に着手するため、債務負担行為を追加するものでございます。

第3表地方債補正は、総務文教委員会の所管するものは、変更が1件です。歳出予算の補正に伴い、その財源として、旧本田家住宅復元事業債の起債限度額を変更するものでございます。

次に、歳入の主なものについて御説明いたします。10ページ、11ページをお開きください。款15国庫支出金、項2国庫補助金は、歳出の補正予算に対応し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加するものでございます。款16都支出金、項2都補助金は、歳出の補正予算に対応し、文化財保護事業費補助金を増額するものでございます。項3委託金は、歳出の補正予算に対応し、人権尊重教育推進校事業委託金を追加するものでございます。款19繰入金、項2基金繰入金は、今回の補正予算の100万円単位の財源調整として、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。款20繰越金、項1繰越金は100万円単位未満の財源調整のため、前年度繰越金を増額するものでございま

す。款22市債、項1市債は、歳出に連動し、旧本田家住宅復元事業債を増額するものでございます。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。12ページ、13ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費は、物価高騰対策とデジタル地域通貨の試行導入のため、デジタル地域通貨事業運営委託料を増額するものでございます。

28ページ、29ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費は、不登校対策として、都の配置校の内定を受けた学校に対し、支援員を配置するため、校内別室指導支援員報酬を追加するものでございます。項2小学校費及び項3中学校費は、要保護、準要保護世帯を対象に、児童生徒1人当たり1万円の給付を行うため、物価高騰対策特別給付金を追加するものでございます。

30ページ、31ページをお開きください。項5学校給食費は、環境確保条例及び土壌汚染対策法に基づき、第1、第2給食センターの表層土壌の状況を調査するため、学校給食センター表層土壌状況調査委託料を追加するものでございます。項6社会教育費は、旧本田家住宅の復元工事を実施するため、旧本田家住宅復元工事請負費を追加するものでございます。補足説明は以上でございます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○【古濱薫委員長】 説明が終わりました。歳入歳出一括して質疑に入りますが、質疑の際には補正予算書の該当するページを発言していただきますようお願いいたします。

それでは、質疑を承ります。ございませんか。上村委員。

○【上村和子委員】 それでは、絞って質疑いたします。教育に関してだけ質疑します。28、29ページに、10教育費で、会計年度任用職員の857万3,000円の補正が出ております。内、副校長補佐報酬が223万2,000円で、校内別室指導支援員報酬634万1,000円とあるわけですが、まず、副校長補佐報酬がなぜ、これも会計年度任用職員なんですけれども、この223万2,000円がなぜ出てきたか、その背景と、これがどう配置されるのかということについて、まず、伺います。

○【荒西教育指導支援課長】 副校長補佐でございますけれども、これ、2校については認められたということございまして、時給が1,460円ということで、会計年度という形で入っております。基本的には、月に16日、1日5時間というような形で入ってまいりますので、そのような数字になってございます。

○【上村和子委員】 これがついた背景に何があるのかということ。

○【荒西教育指導支援課長】 こちら、副校長の仕事の慢性的な仕事の過多というようなことがございまして、業務負担を軽減して、学校における働き方改革を推進するためにということで、東京都のほうに配置するものになります。

○【上村和子委員】 副校長の慢性的業務過多というのが、これをつけなきゃいけないぐらい深刻な状況になっているということは、具体的にどういう実態があるんでしょうか。何が、こういう補佐がないと過多になっているんでしょうか。

○【荒西教育指導支援課長】 副校長の仕事なんですけれども、基本的な様々な業務管理のほかに、施設管理も含めて、管理業務のほかに外部との折衝の窓口、さらに様々な教育課題とか子供たちの問題とかに直接対応したりとか、管理業務のほかに実務労働も行っているということで、調査ものの回答なども副校長が自身でやっているという状況がございまして、こういうことを1人でやっていくというような形になりますと、かなり過多の状況になることでございます。

○【上村和子委員】 校長じゃなくて副校長が何で業務過多なんだろうかというところが知りたかったんですが、様々な管理業務だけでなく、実務があるということで、これって国立に限って言え

ば、2校に入ったということですが、初めて副校長になった人につけるような対象とは聞いておりません。現状は、教員が国立で定数に満たないとか、それから、学校の中で、副校長が担任代わりにならなきゃいけないような事態が現場で起きているのではないかなと思うんですが、そこらあたりの実情について少し説明していただけますか。

○【荒西教育指導支援課長】 実際、副校長については、対象となる学校は5校あったんですけども、こちらについては、2校について認められたという形になっています。その対象になる学校の1つにつきましては、昨年度中、やはり副校長が担任業務をやらなければならないような状況があり、相当な時間外労働が生じたということがありまして、認められているというような状況でございます。

○【上村和子委員】 現状の教員の成り手が少ないと、定数がもう満たないというぐらいの、これ、間違った情報ですかね。東京都の教員採用試験、100%を切っているというか、100%を切っている現状があるというのを聞いていますが、それは事実ですか。

○【荒西教育指導支援課長】 小中合わせると今3倍を切ったというところで、小学校に限ると今年度、1.3倍というような形で話を聞いております。

○【上村和子委員】 1人1.3倍で、1より多く、落ちる人もいるというのを聞いてよかったなと思いますけど、これ、根本的に、副校長の仕事が過多というより、先生方の業務が過多になってきているという傾向で、抜本的に先生方の業務をもっと整理したり、先生方にかかっている負担とかの見直しが必要だと思うんですけれども、そういった要請とか、市教委からの要請とか、そういった動きは都教委に対してはなされてないんですかね。もしくは、都教委の中で検討みたいなのがなされていないんでしょうか。

○【荒西教育指導支援課長】 働き方の問題については、これは都に限らず全国的な問題という形で認識されておりまして、私が教員をやっていた頃に比べると、かなり様々な改善がなされていると思います。こういった副校長に補佐を入れるであるとか支援員を入れていくであるとか、そういったことについては、常々こちらからも申し上げていったんですけれども、それが一つ一つ、実現しているなという、そういった感覚は持っております。

○【上村和子委員】 基本はそこにあるんだろうということでお聞きました。

次に、校内別室指導支援員報酬、これも会計年度任用職員で634万1,000円で、これは東京都が学校の中に不登校の子が行ける教室をつくらうということで生まれたということですが、もう少し具体的に教えてください。

○【川畑指導担当課長】 こちらのほうは、不登校児童生徒の中でも、校内の別室であれば安心して、校内の別室であれば登校できるという児童生徒に対して、安心して、自己存在感や充実感を感じられる場所を校内に設置して対応できるよう、そのための支援員の配置に係る費用を、都のほうが補助するといったような事業になっております。以上です。

○【上村和子委員】 具体的に634万1,000円の使い道を教えてください。

○【川畑指導担当課長】 こちらのほうは、都のほうから配置が認められた学校が4校あります。各校に1名ずつの配置を考えておりまして、1時間当たり1,890円の6時間、そして、2学期、3学期分の日数と考えております。そこに通勤手当がプラスされた概算となっております。以上です。

○【上村和子委員】 すみません。4校1名ずつということですが、4校について教えてください。

○【川畑指導担当課長】 実際に配置する学校としましては、国立第五小学校、国立第一中学校、国立第二中学校、国立第三中学校の4校となります。

- 【上村和子委員】 どうしてこれらの学校が対象になったのでしょうか。
- 【川畑指導担当課長】 この学校が、都のほうから配置を希望する学校の調査があった際に、こちらが、令和5年1月末日時点で、原則として、欠席日数が30日から89日の児童生徒数が10人以上の学校といったようなところがありました。市内でも、4校のほかに全部で9校が希望はしたんですが、都のほうから実際に配置する学校として指定があったのが4校となっております。
- 【上村和子委員】 9校を希望したんだけど、4校だけ認められたって、どうしてそこに4校となったのでしょうか。その理由はお聞きになりましたか。
- 【川畑指導担当課長】 そちらのほうの明確な理由のほうは特に聞いておりません。指定があったといったような決定でした。
- 【上村和子委員】 殊さら、この4校が、人数が多いところから、上から順番に4つ取ったとか、そういう話ではないんですか。
- 【川畑指導担当課長】 すみません。こちらのほうから、9校出したときの優先順位はつけております。
- 【上村和子委員】 優先順位の高いほうから4校ということではよろしかったのでしょうか。
- 【川畑指導担当課長】 そのとおりでございます。
- 【上村和子委員】 優先順位はどういう順番ですか。優先順位の一番は人数ではないのでしょうか。もし人数だとしたら、人数が何人、何人、何人、何人と言えるのでしょうか。
- 【川畑指導担当課長】 すみません。優先順位のデータのほう、今、持ち合わせておりませんので、大変申し訳ございません。ただ、学校の人数、不登校の児童生徒の人数の単純に多いところからつけたわけではなく、学校の状態と総合的に判断してつけました。以上でございます。
- 【上村和子委員】 そうするとすごく分かりづらくなるんです。公平で人数が多いほうから順番といたら一番分かりやすいんですけど、それだけじゃなくて総合的という、何をもって総合的になるかというのを、みんな、うーんと言っている。我々は素人だから、もう少し説明していただければと思います。
- 【荒西教育指導支援課長】 ちょっとこれ裏の話になりますけれども、まず、中学校については、これは都のほうで、ぜひ入れてほしいというようなことがあって、全校もう入れられたという形で、逆に小学校、こちらのほうも入れたかったですけれども、なかなか順位、入れてほしいなというところが全部は行けなかった。我々が重視していたのが、数もそうなんですけれども、もう既にそういったニーズがあるということ把握している学校について、国立第五小学校については、そういった既に別室登校ができるような場所も確保して、それを家庭と子供の支援員などで回しているような状況があったので、既に活用できるという状況がありましたので、こちらのほうで優先順位を上げて、提出したという形でございます。
- 【上村和子委員】 中学校を優先してほしいという東京都の希望があったということで、では中学校と小学校の対象となる児童生徒の数、不登校の子供たちの数について、最新の国立の状況を教えてください。人数。
- 【川畑指導担当課長】 最新の数としましては、令和4年度のものになります。小学校は45名、中学校は72名となっております。
- 【上村和子委員】 中学校は72名、小学校が45名、合計117名が不登校と言われる対象になっているということですか。

そこで、ここの別室の支援員は会計年度任用職員ということで、教員ではない。資格は持っているかもしれないけど教員ではないわけです。そのときに位置づけられる別室というのはどういう、教室になるんですか、学級になるんですか、何になるんですか。法律上の教室ではないと思うんですよね。学級ではないと思うんですよね。担任がいるわけではないので、保健室でもないの、このようにつくられる会計年度任用職員がいてもいいという場所のことは、何て言うんですか。法的に規定ないと思うんですけど。

○【川畑指導担当課長】 教室以外の居場所といったような形で示せるかと思います。以上です。

○【上村和子委員】 教室以外の居場所を、そこで、そこに行けるという居場所、だから居場所ですよ。学校の中の居場所ということで、この居場所というところでは、中学校で1校とか、3校ですけど、学年はばらばらということですよ。その子供が、ここだったら行けると思う子が、ここに来て過ごす場ということですよ。

そうすると、会計年度任用職員の人は、そこで何をする人になるんですか。勉強を教える人になるんですか。何をする人になるんですか。

○【荒西教育指導支援課長】 基本的には、その子の状況に応じた対応という形になります。勉強ができるということであれば、担任の先生の指導とかによって、勉強の内容とかが示されて、それを行っている、実習をするのを見守るであるとか、それで、分からないところについてはちょっと助言するとか、そういったことについては、支援員のほうでもやれると考えております。

○【上村和子委員】 ここが私はやっぱり一番引っかかるんですよ。学校というのは、基本的には勉強するところで、先生がいて、担任がいて、保健師さんは保健の養護の教諭がいて、全部教諭なんです。そういう資格を持った教員の専門家が関わって教えていくという、そういう場なので、そこにそういう資格がなくてもいられるし、保障するという場づくりをするということが、どういうことなんだろうかということが、私は法定というか、子供の居場所を学校がある時間帯に、学校の校舎内につくるということは、それは子供の居場所を確保する、勉強する場所を確保なんですか。居場所を確保なんですか。どちらなんですか。

○【荒西教育指導支援課長】 その子に、本当に、よるといような状況でございまして、居場所として本当に求めているということもあるので、そういったところは居場所という形になりますし、もう本当にまずは情緒の安定を図らなければならないというお子さんもいらっしゃるんで、そういったときには居場所としての扱いで、集団が苦手、クラスの状況の中に入り込むことができないというお子さんについて、別室であれば、リモートなどで勉強できるというお子さんもいらっしゃいますので、そういった場合については、別室に移動して、そこで勉強していくと、そういった形の運用になるかと思います。

○【上村和子委員】 これあまり長くやってもあれですから、最終的に聞きますね。私はフルインクルーシブ教育というものの視点が大事だと思っていて、それは通常学級の中で、全ての子の居場所をつくっていくというのが基本だと思っているんです。私は思っています。それで、全ての子が通常学級を母体とするという視点から見たときに、その母体にいる、通常学級にいる子供たちから見たときに、学校の中に1つ特別な場所があって、そこには学校に行けない子供たちが行っているらしいと。

〇〇ちゃんはその中行っているらしい。その子はどこに所属する子になるんですか。本当はどこに所属する子になるんですか。

○【荒西教育指導支援課長】 これはもちろん通常の学級、在籍の学級という形になります。実際に

別室を利用するお子さんについても、完全にそこに入るというお子さんはかなり少なく、行けるときには通常の学級に行く。例えば給食のときは通常の学級で食べていたりとか、ただ、勉強については、もう厳しいのというような形で、自分で選んで別室にさせてくださいというような形になったりとか、そういった形の子も多いんです。ですので、母体はあくまでも学級だというふうに考えております。

○【上村和子委員】 母体は、例えば1年何組、2年何組という母体は、そのクラスの子供なんだけれども、そこには行けない何かがあって、それ以外の場に行くと。そういうことをやり続けていったときに、母体のクラスの中の課題というものは、どうやって解決するんですか。その子供が、私は、本来的な教育の場ということを考えたときに、特別な場を、その子たちが行ける場を確保するということが、その子供にとってのベストなものだとはどうしても思えないです。ほかの子供から見たときにも、その子は特別な子になっていくだろうし、自らもそうなる可能性があって、やっぱり通常学級が誰もが行けるようにすることが大事で、通常学級における不登校の子供たちに対する取組はどうなっているのでしょうか。最後に聞きます。

○【荒西教育指導支援課長】 これがまさに今、目指しているところでございまして、通常の学校でそういったセンシティブなお子さんであるとか、課題を抱えるお子さんが、そういったところも含めて通常の学級で気持ちよく過ごせるというところが1番目指すところかと思えます。

ところが、現実的にそういったところがまだ整備されていない、ノウハウがないというようなところもありまして、どうしても集団の中に入れないというお子さんがいらっしゃいます。そういった子が学校に来るということすらもできなくなってしまうということじゃなくて、学校には来れるということなのであれば、まず、その居場所を確保して、学級の中で何か改善できるものがあれば、それについては、しっかりと議論して対応し、その子が学級に戻れるような働きかけは常に続けていくと、そういった形でやっていきたいと考えております。以上です。

○【青木淳子委員】 それでは、何点か質疑をさせていただきます。よろしく願いいたします。まず、総務費でございます。ページ数が13ページです。政策経営費になります。これ、委託料運営管理デジタル地域通貨事業運営委託料が5,490万出ております。当初予算にも委託料2,000万円が計上されていたかと思えますけれども、今回補正をされた委託料5,490万の増額の中身と委託先はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 こちら、国立市のデジタル地域通貨事業、こちらにつきましては、令和6年度、来年度からの本格運用というところを目指しております。今回、補正予算計上させていただいておりますのが、本格運用に向けた試行実施というところに向けての予算ということで計上させていただいております。具体的には、今年の10月から12月まで、この3か月間、市内の加盟店で利用できるデジタル地域通貨ポイント、こちらを市民の方、1人当たり最大3,000円、申込者数に応じてポイントは、配分して付与させていただきますけど、最大3,000円のポイントを付与させていただいて、お使いいただくということで考えております。

申込みににつきましては、ウェブ申請ですとか紙申請、併用いたしまして、アプリのほうでポイントを付与させていただく場合と、紙申請いただいた方にはカードのほうで運用させていただく、そのようなことを考えてございます。

委託先につきましては、今年度の当初予算、先ほど申し上げました2,000万円を利用させていただきまして、今、契約のほうを進めているところになりまして、他市でも導入実績、一番多いというよ

うなところを選定させていただいて、また、特に紙カード、こういった形の運用の実績のあるところというのを選定させて、今、進めさせていただいていると、そういったところになります。

○【青木淳子委員】 分かりました。当初の予算は、契約を進めているためということでございました。さらに5,490万円は本格運用するものに向けての予算ということでございます。1人3,000円分を上限にということでございますが、申込者の人数に応じて変更すると聞いておりますけれども、申込みの想定人数は大体何人ぐらいを想定されておりますでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 基本的には全ての市民の方にお申込み頂けるような形で考えているんですけども、予算の想定としましては、1万8,500人程度、大体4分の1程度の方に申込み頂ければ、お一人最大3,000円付与させていただく。それ以上になれば、3,000円からだんだん低減してポイント付与させていただくと、そういった形になっております。

○【青木淳子委員】 お一人上限3,000円、例えば、御家庭であっても、4人家族でみんなスマートフォンを持っているとしたら、それぞれ最大3,000円と、そういった理解でよろしいでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 質疑委員、おっしゃっていただいたような形で、御家族それぞれ3,000ポイント付与させていただく。お子さんとか高齢者の方とか、もしアプリを持っていない、使えないという方に関しては紙で申請していただいて、3,000ポイント付与させていただいたカードのほうを送らせていただく、そういった形で考えております。

○【青木淳子委員】 分かりました。そうすると想定は1万8,500人ですけども、それ以上増えた場合は3,000円にはいかず、もう少し少なくなるということ、ということの理解でよろしいでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 おっしゃっていただいたとおりになります。1万8,500人以上になりますと、だんだんポイントが低減していきまして、仮に全市民の方に応募いただいた場合には、700円台という形になるかと考えております。

○【青木淳子委員】 分かりました。まず、これは試行的に行うことでありますので、市民の方がどれほど関心を持っていたかということも、そういったことも分かるかと思っておりますので、まずは、この金額でスタートされるのが良いかと思っております。

商工会と連携して行っていくということでございますので、商工会の加盟店の方のみが対象ということでございます。それでよろしいでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 おっしゃっていただいたとおりで、まず、商工会の皆さんと一緒に国立市デジタル地域通貨を検討してきた経過がございますので、まずは国立市商工会の加盟店さんというところにはしたいと思っております。

今年度につきましては、さらに国立市の商店会のほうに加盟していただいている店舗にもぜひ御参加いただけたらということで、今年度につきましては、商工会と商店会の加盟店さんに限らせていただきたいと思います。

○【青木淳子委員】 分かりました。商店会に加盟している方も含めるということですので、大分これで広がるかなと思います。商工会に加盟している方と限定しますと、大分店舗が限定されてしまうので、せっかく付与されたポイントの使い勝手が悪くなってしまうと、それは市民にとってはあまり都合のいいものはないですので、そこが確認できてよかったかと思っております。

それから換金手数料ですけども、これ事業者負担と聞いていますが、これ大体どのくらいなのか教えていただけますか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 こちら換金手数料につきましては、来年度以降、デジタル地域通貨事業、補助金なども当然活用しながら行っていくことになるんですけども、補助金に過度に頼らずに、自立した運営をという中で、加盟店の皆様は換金手数料の御負担というところを検討していただきたいと思います。

今年度につきましては、試行実施というところがございますので、換金手数料を頂かないで、市のほうで負担させていただくということで考えてございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。ありがとうございます。以前、市で行った、やったときに、事業負担が結構重いんですというようなお声を、実際に現場からお聞きしているので、ここはなかなか難しい点ではあるかとは思いますが、それは委託先によってということでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 今、我々のほうで委託を考えている事業者につきましては、必ずしも換金手数料を設定するということではありません。他市では設定していない例というものもございます。

ただ、我々、国立市としましては、先ほど申し上げましたけども、補助金だけではなくて、商工会の皆様、そういった加盟店の皆様は、ぜひ御協力いただく中で自立した運営、継続した運営をというところで換金手数料というのを設定させていただきたいと思っております。

○【青木淳子委員】 分かりました。継続した運用を行っていくには、やはり加盟店の事業者の方にも一定の御負担をしていただくというお考えだということが分かりました。それでも、また、それは理解できるんですけども、大きな負担とならないよう、ここはよく検討していただきたいと思います。

それから、10月にくにたちウオーキングを、これも健康ポイントとして付与していくようなお考えがあると聞きましたが、これに関しては、今回の補正予算には入っているのでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 こちら、くにたちウオーキングのほうの参加いただいた方に、国立市のデジタル地域通貨のポイントの付与ということを考えさせていただいております。こちらの予算につきましては、当初予算のほうで、健康まちづくりのほうで計上させていただいているもの、100万円がございまして、そちらを活用させていただければと思っております。

○【青木淳子委員】 分かりました。どのくらいのポイントかはお尋ねしませんが、参加者の数に応じてポイント付与していくことだということだと思います。

すみません。もう一点お聞きしたいと思います。教育費のほうでございまして、29ページ、就学援助事業費、小学校と中学校に対して、物価高騰対策特別給付分を給付されます。小中学校で行われますけど、就学援助事業費の事業の概要を簡単に御説明お願いいたします。

○【石田教育総務課長】 就学援助は、就学が困難な児童生徒に対しまして、学用品や修学旅行費などの経費を補助する制度でございまして。

○【青木淳子委員】 今回は就学援助の事業費に対して、物価高騰対策特別給付分として、さらに増して、増やして給付するという、そういった制度でしょうか。

○【石田教育総務課長】 通常支援する金額のほかに、新たに生活が逼迫する、予想される就学援助の対象者に、児童生徒当たり1人1万円を追加するというところでございまして。

○【青木淳子委員】 これはいつ頃になりますか。

○【石田教育総務課長】 現在認定受け付けをしているところでございまして、支給については、おおむね夏過ぎ、8月頃になる予定でございまして。

○【青木淳子委員】 分かりました。これは特別に申請の必要が、これ、物価高騰対策特別給付分と

しての1万円の就学援助事業費に対して、その対象者が申請をする必要はないと捉えてよろしいのでしょうか。

○【石田教育総務課長】 通常の申請の中で行えるということでございます。

○【青木淳子委員】 分かりました。後続登録もされていらっしゃるの、そういった御負担もなく給付されるということが確認できました。私からは以上です。

○【中川貴大委員】 13ページの政策経営費の部分のデジタル地域通貨事業運営委託料の内容につきまして、何点か御質疑させていただきます。まず、デジタル地域通貨につきまして、ここに運営委託料という記載がございますが、こちらの開発費というものは別途になる予定でしょうか。また、毎年度、今後は、今年度は試行的な実施かと思いますが、今後も同様の金額での実施の計算をしているのでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 まず、開発費につきましては、先ほど別の質疑の委員の方にもお答えしましたけれども、今年度の当初予算の2,000万といったところで、開発ですとかそういったところの委託を今、計上させていただいているところになります。

今年度は試行実施ということで、大きな5,490万ということで計上させていただいております。今年度はこちらからポイントを付与させていただくということで運営させていただこうと思っておりますけれども、来年度以降は、市民の方にも現金でチャージをしていただいております。さらに国のほうのキャッシュレスキャンペーンですとか、こういった交付金の活用みたいなものがあれば、ぜひそういったものも活用するということも検討していきたいと考えてございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。こちらはシステムの管理等もかかって、毎年かかってくるかと思うんですけれども、こういった部分につきましては、どの程度の費用を想定していらっしゃいますでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 具体的な金額としましては、年間のランニングコスト、今、委託を考えている事業者につきましては、年間で550万かかるという形になっております。こちらにつきましては、今年度につきましては、国のデジタル田園都市国家構想の交付金ですとか、ああいったものの活用、また、市長会のほうのレジャーの関係の助成金などございますので、そういったものを使って、なるべく一財負担はないような形で今年度は行いたいと思っておりますし、来年度以降も補助金、助成金、活用できるものがあれば、ぜひそういうものを活用していきたいと考えてございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。ぜひこれだけ予算をかけて行う事業ですので、他の自治体も結構ぼやってしまうケースもございますので、ぜひ、様々な仕組みと、ぜひ連携をしてやっていけたらなと思っております。あと事業者の方の御負担のお話、他の委員からもございましたけれども、これ実際に換金手数料がかかるということだと思えます。今年度はかからないということなんですけれども、こちらの事業者の方につきまして、決済が、消費者の方がしていただきまして、その後は、こちらは事業者の方に現金として戻すことができるというような流れになっているという理解でよろしいでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 まず、今年度考えさせていただいているところで申し上げますと、毎月毎月、月末で締めまして、その月に御利用されたポイントについて、翌月に現金のほうで換金させていただくということを考えてございます。来年度以降、換金手数料を設定する際には、

その換金で現金をお戻しする際に、換金手数料を差し引く形で御負担いただければと考えてございます。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。続きまして、デジタル地域通貨に関連しまして、例えばこれ、仕組みと致しまして、先ほど申し上げましたように、様々な制度と連携していかなければ、なかなか流通量が広がっていかないのかなという部分もございます。例えばなんですけれども、これは都の事業かと思われますので難しい、困難かもしれませんが、例えば受験生チャレンジ支援貸付事業費について、例えばこういった貸付けの予算があるかと思います。こちら、実質的には給付に近いような状況となっていると伺っております。ですので、こういったもので、デジタル地域通貨とのひもづけなど、こういったものは可能でございますでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 今おっしゃっていただいたような形に受験生チャレンジのほうの事業になっていると伺っています。都の事業で、都社協のほうが審査を行っている、給付に近いのかもしれませんが、基本的には貸付けというものになっておりますので、基本的にデジタル地域通貨、給付ですとかそういったものに活用していただくところかなと思っております。

1つは、加盟店さんの問題があるかなと思っております。例えば、受験生チャレンジであれば、塾のようなところは今度、デジタル地域通貨の加盟店になっていただけるかどうか、そういったところが当然必要になってくるかと思っておりますので、そういった課題が1つあるのかなと思っております。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。ただいま受験生チャレンジ支援貸付事業費に関連させてお伺いさせていただいたんですが、例えばほかに、市として生活保護費、生活保護というものも支給していらっしゃるかと思いますが、こういった、例えば、大阪においては生活保護費の生活扶助費の相当分につきまして、こちらを実証的にプリペイドでの支給というものをやったことがございます……

○【古濱薫委員長】 中川委員、ちょっと所管外に入ってしまうので、質疑を変えていただけますか。所管内でしていただけるように質疑してください。

○【中川貴大委員】 はい。仕組みと致しまして、デジタル地域通貨として、こういった他の、ただいま申し上げましたような事業と連携をして、こういったデジタル地域通貨とのひもづけを行って支給をしていくということは可能でございますでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 質疑委員には一般質問などでも御質問いただいたところになりますけれども、今年度以降のデジタル地域通貨、ツールとして我々、導入したいと考えておりますので、おっしゃっていただいたように、行政の様々な給付ですとか、そういった事業に置き換えてぜひ使っていただけたらなと思っております。

流通量を増やしていくことによって、地域経済の活性化というのを図っていきたいと思っておりますので、生活保護というところになって申し上げますと、現金ですとか現物というのが基本と伺っておりますので、なかなか難しいかなと思っているんですけども、それ以外に様々、給付の事業、母子保健ですとかございますので、そういったものにはぜひ使っていただきたいなと思っております。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。例えば、例に挙げた、ほかのものとのひもづけというのが、デジタル地域通貨の事業として可能かどうかという部分をお伺いをさせていただきましたが、ぜひ市内の様々な事業と連携をして、先ほども申し上げましたように、市内の流通量を増やしていく。そして、市民の皆様、これ、決済の1つの手段として使っていただけるように、先ほどの目標も、他の委員の質疑への回答として、全市民が目標であるということもお伺いいたしましたので、ぜひデ

デジタル地域通貨事業、せっかく……

○【古濱薫委員長】 質疑はありますか。質疑をしてください。

○【中川貴大委員】 失礼しました。ありがとうございます。今伺いましたような活用を、ぜひ行っていただきたいと思いますが、見解はいかがでございませうでしょうか。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 基本的に全市民の方に使っていただければというのはもちろん思っているところでございます。そういう意味も込めて、国立市の場合は、他市でデジタル地域通貨を行っている場合、アプリだけの運用みたいなのが多いんですけども、デジタルディバイド対策というところで、カードタイプ、アプリですとかスマホを使えないという方に対しても使えるような環境を整えてきたと思っておりますので、ぜひ多くの方に使っていただきたいと思っております。

○【中川貴大委員】 ありがとうございます。

○【古濱薫委員長】 質疑はないですか。

○【中川貴大委員】 以上、すみません。失礼しました。

○【古濱薫委員長】 質疑はないですね。ほかにございませぬ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ質疑を打ち切り、討論に入ります。

○【上村和子委員】 私は考えた結果、本補正予算には反対を致します。それは、たくさん貴重なものもありますけど、私の中で今日質疑をした学校現場の状況、先生方も多分に変な状況にある、しかし、先生の成り手が少なくなっている、事務量が増えている、そういう中で様々な問題が起きてきている中の、先生方を支援していく仕組みというのが一つずつ改善されてきたとおっしゃっていますけれども、もっと根本的になされないといけないんじゃないかという立場に立っております。なぜなら、やっぱり子供たち、学校における先生たちというのは大変重要な存在であります。子供に関わる専門職でありますので、校長、教頭も含め、また副校長も含めて、子供にはそういう人たちがちゃんと一義的には関わるというのが本質だろうと思っております。

そういう中で、今回、私が悩んだのは、一見選択と保障ができてよかったと捉えたいところ校内別室指導支援員報酬の634万1,000円です。学校の教室以外なら行ける子供がいるという前提で話されていましたが、通常学級ではなく、学校の中で、通常学級以外なら行けるという子供の状況の抜本的な問題に向き合うことが一番重要なところを、教室以外で行けるんだったら選択を保障する、その子の教育を確保、保障するということで、居場所をつくっていく。サードプレイスみたいなものを学校の中に、授業時間につくっていく。そのことが、その当事者の子供以外のほかの子供も含めて、それがどういう教育的効果を出していくのかというところが、私はまだまだ研究が足りないと思っております。

その不登校になる背景の中に、様々な理由があります。決してその子の問題ではなく、その子が、その子自身が何か抱えた困難性がある、そのことを回避するために、自分を守るために学校へ行くことを止めるということはよくあります。これは昔から無理に出さないということは鉄則であります。子供の命を守るためには休みを認めていくということは、原則親に一番求められる、いの一番のことです。

そういう中で、ここが無理ならここはあるんじゃない、ここが駄目だったらここはあるんじゃないというふうに、暗黙のうちに行くことを前提に大人が関わっていくということは、実は私は不登校においては極めて危険だと、実は思っております。そこが私自身は、我が子が不登校でしたから、それ

で我が子の命を守るためには学校を諦めるという選択を致しました。そのことによって、自分の子供の命は守られたと思っているからです。十分に休んで元気になればどんどん勉強もするし、どんどん社会にも出ていく。今では誰よりも働き者になりました。

だから、人生の中で行けなくなるときとか休みたいときというのは、安心して休めるという状況をつくるのが一義的に必要だと思っております。それをしなければ、ストレスを残したまま、ここなら行ける、あそこなら行けるというふうに大人がつくることがあまりに多くなり過ぎると、本人が本当に立ち止まって考えて、そして自分で力をつけていくという機会の創出にもつながると私自身思っているからです。

そういうことで考えたときに、別室の指導、支援というのが、恐らくもう既にこういう場所があって、ここに対して、そこが居場所になっている子供たちもいるということで、何の抵抗もないということであるというようなお話も聞きました。ここに、だからこういうものが必要な子供がいるということも分かっております。それを東京都が認めて、積極的にここに対して、教員ではなく634万1,000円の、これ4で割ったら1人当たり、2は立ちませんので100万台です。なぜ担任を置かないのか。なぜここにお金をかけないのかと本当に思います。人件費、位が1つ足りないんじゃないですかと思うぐらいです。ちゃんと子供たちを大事にするのであるならば、不登校の子供たちの居場所をつくりたいのであるならば、こういう場所ではないはずだと私は思います。

そして、このような不登校の子供たちに関わる大人は、極めて子供に受容的であり、そしてしっかり子供たちと寄り添える、そういう存在が必要です。それだけのスキルがあって、それだけの経験があって、それだけの見通しを持った人たちを、このようなアルバイトの募集のような形で、特別支援、会計年度任用職員で雇えるんでしょうか。教員自体が少なくなってきた中で、本当にこのことは、場とお金を用意すればそれで済むという話では到底ない。このことは、社会も本当に分かった上だと思えます。

一方、さくらもずっとあります。さくらで通って、一生懸命勉強している子供たちもいる。じゃあ、さくらとこれから学校に行く子供たち、学校の別室登校する子供たち、その違いは何なんでしょうか。さくらから別室登校に行ってみない、それから母体学級に行ってみない、まるでその課程が、その子にとってのベストのような、そのように見えてしまうライフプランというのは、今の時代に合うんでしょうかと本当に思います。そういう意味で、私自身はもっと不登校の子供たちの現状に沿ったときに、その子供たちを中心に置いたときに、どういう場で学校はありたいのか。やっぱり、そのことをもっともっとフルインクルーシブの視点で、大人たちは考えたほうがいいのではないかと考えております。

私は今回、反対を致しましたけれども、正直私は自分の考えていることが正義だというふうに振りがざす気は全くありません。考えてほしい。本当に子供たちの、不登校の子供たちが求めている場所というのは一体何なのか。求めている学校というのは何なのか。やっぱりそこを本気でみんなで考えなきゃいけないんじゃないでしょうかということの問題提起をしたいと思って、本補正予算案全体に、このことだけなんですけど、ほかにいいのもありますけれども、反対と致します。

○【遠藤直弘委員】 賛成の討論を致します。まず、デジタル地域通貨、期待しております。よろしく願いいたします。ただ、加盟店の負担を今後はお願いしていくということは、課題なのかなということは、質疑の中で感じました。

また、先ほど上村委員も言っていました——ごめんなさい、副校長先生の仕事が多岐にわたってい

ると、本当にそうだなと思います。毎朝顔を合わせる副校長先生が本当に頑張っているなということを感じます。その中で補助がつく、2校がつくということでございます。また、副校長先生なりたての方もいらっしゃる、その中で、ベテランになるともう校長先生になっちゃうということでしょうから、副校長先生って、どっちかという新人さんが多いみたいな、イメージが多いんですよね。なりたての方が多様なイメージが多いので、これは継続してやっていただければなと、東京都に要望していただきたいなと思います。

また、別室登校の件なんですけれども、私は多様性が逆に増えていると認識しています。これ、私は子育てしたことないのであれなんですけれども、ただ、不登校の原因って本当に分からないと、そのとおりだなと思っています。昨日まで元気に来ていた子が、明日になったら来なくなっちゃったって、よくある話で、どうしたんだろうというのが、民生委員の方とかともお話しすると、本当に分からないんですよね。そんな中で、学校には来たいんだけど、教室に入れないという子は確かにいるんですよね。定期的にいます。そういう中で、そのような場をつくっていただけるというのであれば、それが、しかも東京都がお金を出すというのであれば、なお、いいことだろうと思っています。

また、本田家住宅、本田家住宅の旧本田家住宅だよりというのが、また、7号が出て、見させていただきましたけれども、本当に充実した内容が、毎回毎回出ているのを楽しみにしております。いろいろと国立の文化がこんなに深いものがあるんだなというのを感じさせていただきますので、期待しておりますので、どうぞ本田家住宅の再築、よろしく願いを致しまして、賛成の討論と致します。

○【青木淳子委員】 賛成の立場で討論を致します。地域デジタル通貨が、これいよいよスタートすること、大いに評価を致します。今年度は、まずは試行的に実施をして、来年度から本格実施となることとございます。やはり光熱費高騰、物価高騰で、本当にそんな中、頑張っている事業者の方もたくさんいらっしゃいます。デジタル地域通貨が少しでも皆様の勢いというか、になるような流れになるといいなと思いますし、そして、市民の皆様も国立市内でお買物をしていただく、これがぜひ、さらに広がっていくといいなと思いますし、経済が活性化されることを期待したいと思います。

その上で、やはり使用できる店舗を多くしていただきたい、商店会に加盟されている方は御利用できるということでしたけれども、やはりそれでも加盟していないお店もございますので、そういったところも含めて、ぜひ丁寧にお声かけをしていただきながら、対象となるような取組を今後、丁寧に進めていただければなと思います。ぜひとも対象店拡大の努力をお願いしたいと思います。

また、デジタルだけでなく、デジタルディバイドの方に対応したカード発行、これも評価をさせていただきます。さらに一言要望を加えさせていただきましたら、前回行われたポイント還元、コロナ禍の中で70代、さらに80代の方も、スマートフォンを持っている方が非常に増えていまして、ペイペイとかauペイとか使われ、お店の方にお尋ねしながら使っている方もたくさんいらっしゃったんです。今回、アプリをまたインストールするという新しい取組も、高齢者の方にとっては、そう言ったらあれかな、不慣れな方にとっては、ちょっと壁が高いのかなというところもあるんですけれども、ぜひ、そういう方に対して、スマホ教室のような機会を持っていたり、社協とか、また商工会の皆さん、商店街の皆さんに御協力をしていただきながらレクチャーをしていただいて、使っていたる機会をぜひ検討していただければと思います。

また、今回、就学援助事業費に関して、これは物価高騰対策給付分を使つての事業になります。学用品等に係る特別給付として、児童1人当たり1万円の給付、いまだに値上げが止まらない、また、

光熱費高騰も収まらないような状況の中、要保護、準要保護世帯の生活支援につながることを考えます。これは国からの地方創生臨時交付金の中の物価高騰特別給付金として、各自治体が給付されることを見込んで、私ども公明党は、市議団として市長に対して、こういった事業、学用品等に係る特別給付金をぜひ実施してほしいと要望をさせていただきました。それがこういった形で実現できたこと、高く評価を致します。

また、対象の御家庭には口座登録をされていらっしゃるのでもそれぞれ申請の負担がないことを考えます。また、さらに今後も光熱費高騰や物価高騰、収まる気配がまだまだ不透明でありますので、生活不安を抱えている方が多いと考えますので、継続して、状況を見た上でさらなる支援の拡充を求めたいと考えます。

さらに、もう1個、校内別室指導支援員のことを取り上げさせていただきます。今回、質疑は致しませんでした、教室以外の居場所であり、家庭と子供の支援とともに学校に登校する、不登校ぎみ、また、登校渋りのお子さんに対応したものであると考えます。今回の事業は、東京都が不登校対策として進めた施策であると考えます。家庭と子供の支援員の方とお話しする機会が、以前もございました。登校する子供たちは、教室に入ることにはためらうけれども、勉強の意欲は実は高いんだというようにお話を聞きました。

校内にいる子供たちは、その居場所で自分たちの好きな活動をしたり、折り紙をしたり、絵を描いたりして過ごしたりしているんですけども、プリントで自主学習をしていたり、そのときは、まだタブレットが付与されていなかったときにお話を聞いたので、今はきっとタブレットを使いながら自主学習をされているのではないかなと考えます。

その時に、学級担任も時間があるときは、別室登校の部屋に来る場合もあるけれども、やはり担任の教室ですとか、自分の持っている時間がありますので、そう長くは、そのお部屋にすることができないようであります。そういった勉強の意欲の高いお子さんたちにとって、こういった校内別室の指導の支援員の配置がされるということは、自主学習ではなく、教員免許などを持っている方が配置されると聞いておりますので、そういった方が来てくださることは、子供たちとともに学ぶ機会をつくられると考えるんです。

私は校内別室指導を増やすように、ぜひ東京都に求めていただきたい。今回は、4校でありますけれども、全ての求める学校に対して、全ての学校にこういった校内別室指導支援員を配置していただくように、予算をかけるよう東京都に求めていただき、そして校内フリースクール、これをぜひ設置をしていただきたいなど、東京都に要望していくよう求め、賛成の討論と致します。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ討論を打ち切り、採決に入ります。

お諮りいたします。本案に賛成する方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

以上で本会議から付託されました事件の審査は終了いたしました。

ここで休憩に入ります。

午後5時24分休憩



○【古濱薫委員長】 休憩を閉じて議事を再開いたします。

それでは報告事項に入ります。



報告事項(1) (仮称) 国立市食のまちづくり推進計画の策定状況について

○【古濱薫委員長】 報告事項(1) (仮称) 国立市食のまちづくり推進計画の策定状況についてに入ります。

当局から報告をお願いします。政策経営課長。

○【箕島政策経営課長】 では、報告事項(仮称) 国立市食のまちづくり推進計画の策定状況につきまして、お手元の総務文教委員会資料No.28、こちらに基づきまして、御報告させていただきます。また、併せて別途配付いたしました、計画骨子案の冊子も必要に応じて併せて御覧ください。

それでは、まず、資料No.28を御覧ください。(1)策定の背景及び趣旨でございますが、これまで市としては、ライフステージに応じた食育事業をそれぞれ実施してきたところでございますが、現在、食育基本法で、策定が努力義務とされております市町村食育推進計画は策定していない状況でございます。ここで、コロナ禍を経て、また、学校給食センターの建て替え等、こういったところを契機と致しまして、市民生活の基礎である食を改めて捉え直し、食を切り口としたあらゆる分野の取組を推進するため、(仮称) 国立市食のまちづくり推進計画の策定を進めているところでございます。なお、食のまちづくりの推進に当たりましては、行政だけでなく市民や地域で活動する団体の協力が必要不可欠でございますため、本計画が、それらの取組を進める際の指針となるよう、策定をしているところでございます。

続きまして、(2)の経過でございます。令和2年9月から庁内に食育及び関連する部署に所属する職員16名で構成します、食のまちづくり推進プロジェクトチームを設置いたしまして、国立市の食に関する諸問題を様々な視点から議論し、令和3年3月に報告書をまとめてございます。その後、報告書を基に検討を進めまして、令和4年8月には、関連部署の課長職で構成いたします(仮称) 国立市食のまちづくり推進計画策定庁内検討会を設置して、計画策定に向けて議論を行っているところでございます。庁内検討会、これまで4回開催いたしまして、その検討過程におきましては、市内の食に関わる団体に対しまして意見照会を行い、51団体から御意見を頂いているところでございます。こうした検討を踏まえまして、計画の骨子案が出来上がったというところでございます。

続きまして、(3)の計画の骨子案の概要でございます。計画の構成につきましては、別途お配りしている骨子案の目次のほうを御覧いただければと思います。大きな1、計画策定の背景から、大きな5、計画の実現に向けてまでが主な総論部分ということで、大きな方向性を示してございます。大きな6の事業計画につきましては、市が実施する事業をまとめている部分となっております。

冊子の2ページを御覧ください。目指すまちの姿を「食でつながり いきいきとかがやくまち」という形で掲げてございます。これはウエルビーイングを目指すとしている国立市の健康まちづくり戦略を踏まえまして、食の多面性に着目し、食を通じた様々なつながりの創出に市全体で取り組むことで、市民一人一人が自分らしい生き方を実現するための選択肢が充実し、また、町全体の活性化が期待でき、さらに魅力を上げる社会や環境を未来につなげることを目指して設定しているところでございます。

冊子の4ページでございます。食のまちづくりを推進するに当たりまして、多岐にわたる取組を体

系的に整理するため、3つの視点、視点1として、安心安全な食を確保する。2としまして、健やかな食で心身を満たす。3としまして、魅力的な食を未来につなげるという3つの視点で整理をしています。

簡単に御説明しますと、視点1につきましては、生活の根幹に関わる食の安心安全を確保するという視点でございます。安全な食品の提供や正確な情報提供、安心して食を楽しめる環境の整備のほか、生活困窮や災害などの困難な状況においても食料確保ができるということが重要なことでございます。視点の2でございますが、こちらは食が心身の健康に影響していることを意識するという視点でございます。食べることによって人の体がつくられてくるとともに、食を通じて心を健康に保つことができるということを意識する必要があるといったことを記載してございます。3点目としまして、魅力的な食を未来につなげるでは、食を通じたコミュニケーションや魅力的な食文化の発信、次世代への継承といった視点でございます。食を通じて地域とつながることや、国立の食文化の魅力を一層向上させていくことで、まちの活性化につながるといったことを記載してございます。また、身近な食の面から異文化の交流ができるほか、環境的な視点から食の持続可能な社会への取組、こういったことも期待しているところでございます。なお、各視点につきましては、さらに具体化をしまして、2つから3つの基本目標を設定しております。こちらは冊子の5ページ以降に記載をしているところでございます。

最後は、冊子の19ページになりますが、こちらの食育基本法で定める市町村食育推進計画に該当する部分として、市が進める事業計画を掲載してございます。基本目標ごとにと取組の方向性と具体的な事業例を示してございますが、こちらは今後、詳細を詰めてまいりたいと考えております。

総務文教委員会資料No.28にお戻りください。裏面になりますけれども、(4)の機運醸成イベントの実施でございます。現在、具体的な内容を検討中でございますが、本計画の策定に合わせまして、周知及び機運醸成のために、食のまちづくりに関する作品、例えば写真などを募集するコンテスト形式のようなイベントを実施して、できるだけ多くの市民の方に関心を持っていただくよう取り組んでいきたいと考えているところでございます。

最後に、(5)今後の予定でございますが、本日皆様から御意見を頂いた後にさらに検討を進め、事業計画の部分につきましても、さらに詳細を詰めてまいります。そうしまして、7月を目標に計画素案を作成してまいりたいと考えてございます。計画素案につきましては、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からの御意見を反映させた上、計画案としてまとめてまいりたいと思っております。改めて、計画案については、こちらを報告させていただいた後、最終的に計画決定をしていきたいと考えているところでございます。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。意見等を承りますが、簡潔な発言に御協力をお願いします。上村委員。

○【上村和子委員】 意見を。ヒアリングの段階でも言ったんですけれども、ネーミングが、(仮称)国立市食のまちづくり推進計画で、括弧して、国立市食育推進計画と、法に基づく計画名になっているわけなんですけれども、こういうのをやるときに、共に表現だけでは事実を指しているんですけども、これでは何を指すのかということが見えないので、サブタイトルをつけたほうがいいんじゃないかというのは、いつも福祉の計画をつくるときでも、基本計画、基本構想をつくるときにも必ず言っているんです。そういったものを最終的に入れていくということをお願いしたいと思っています。今日、ここの中で、めくったところで、もしかしたら「食でつながり いきいきとかがやくまち」と

いうのが大きく書かれていますので、これがもしかしたらその候補になるかもしれない。でも、それで市の思いが入っているんだったら、この言葉でいいと思いますので、サブタイトルとして、こういう方向性があるというスローガンみたいなが入るといいなということを意見しておきます。以上です。

○【矢部新委員】 趣旨としては、上村委員と大分近いところにもあるのですが、この計画は後ほど、これ素案の検討作成に入って、パブリックコメントを受けるということになっていると思います。そうした意味で、市民の方が一読して目標や趣旨、そういったものがつかめるようにする、そういったことが重要であると思いますし、そういうことも含めると、基本目標の項に、SDGsの目標のアイコン、列記されておりますが、これらの目標とどう関係しているのか、そういった記載が少々不足しているように思いますので、そちらの充実、より充実したものができるよう要望したいと思います。以上です。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、報告事項(1)(仮称)国立市食のまちづくり推進計画の策定状況についてを終わります。



報告事項(2) 令和4(2022)年度施策等評価結果報告書及び市の対応について

○【古濱薫委員長】 報告事項(2)令和4(2022)年度施策等評価結果報告書及び市の対応についてに入ります。

当局から報告を願います。行政改革・情報政策担当課長。

○【山本行政改革・情報政策担当課長】 それでは、令和4(2022)年度施策等評価結果報告書に対する市の考え方につきまして、お手元の総務文教委員会資料No.29に基づきまして、御報告させていただきます。令和4年度につきましては、市長からの諮問により、3つの施策及び5つの関連事務事業につきまして、計3回の担当課ヒアリングを行い、同委員会としての評価意見を取りまとめ、令和5年5月15日に令和4年度施策等評価結果報告書として御答申を頂いております。

それでは、総務文教委員会の所管に関する市の考え方につきまして、主な内容を説明いたします。資料17ページをお開きください。4、施策等評価委員会の活動の振り返りに対する市の考え方になります。過去3年間の委員会活動の総括においていただいた御意見などにつきまして、市の考え方をまとめております。(1)質問対応票についてになります。担当課ヒアリングに先立ちまして、評価委員が質問対応票に質問事項を記入し、担当課が回答するというスタイルを続けてまいりましたが、毎年度、質問への回答が一部抜けている、誤記入があるといったところが散見されておりました。外部評価委員担当課職員が、評価対象施策事務事業に関する正確な情報を共有することは、意見交換を実りあるものにするための必須条件であるというところで、配慮をといった御意見いただいております。

この点、令和4年度の施策等評価委員会におきましては、事前質問への回答について、担当課事務局において可能な限り確認した上で、委員にお示ししてまいりましたので、引き続き円滑な委員会運営ができるよう努めていくとして、市の考え方をまとめております。

(2)施策マネジメントシートになります。成果指標につきまして、3点御指摘いただいております。まず、第1と致しまして、幾つかの成果指標が未達成ということになっておりまして、ほとんどの成果指標が未達成というものの中にはあるということをお願いしております。その原因究明と今後の対策をといった御指摘いただいております。第2と致しまして、例えば合計特殊出生率などのように、短期

的な成果を見る指標は必ずしもふさわしくないではないかといったことで、成果指標、それ自体の妥当性について再検討をといたことで御指摘いただいております。第3と致しまして、令和5年度、令和9年度の目標値が第2次基本計画に明記されております、こちら変更できませんので、成果指標の目標値の具体的数値に関しまして、現在までの数値と将来の数値との間に不整合が生じているといった点があるということ御意見いただいております。改善策をといたことで頂いております。

この点、施策の成果指標につきましては、国立市総合基本計画、こちらに記載されておりますことから、今行っております計画の見直しに合わせまして、より妥当な仕様への変更などについて検討していくとしております。

資料19ページ御覧ください。施策コストについてになります。施策マネジメントシート、施策コストにつきまして、当該施策に帰属する事務事業に関する、事務事業マネジメントシートに記載されております事業コストを積み上げて表示するという仕組みになっておりますが、毎年度の事務事業マネジメント指導の作成に係る負担軽減というところで、裁量性が小さい事業につきましては、3年に一度の作成ということにしております。ですので、事務事業マネジメントシートのコストの積み上げというのが難しくなっており、施策コストの記載ができてない、空欄のままになっているといったところの改善をといたことで御意見いただいております。

この点、施策コストにつきましては、施策評価の重要な要素と考えておりますので、その改善策につきまして、引き続き検討していくとして、市の考え方をまとめております。

資料の20ページをお開きください。施策と関連事務事業の関係についてになります。施策シートにおきましては、1事務事業は1施策のみに帰属し、1つの事務事業は複数の施策に重複して帰属するということがないように整理されているという形になっております。こちらにつきまして、施策シートを用いて評価を行おうとする場合、当該施策に関連ございますが、別の施策に既に帰属している事務事業が評価対象から外れてしまうといった不都合があるということ御指摘いただいております。

この点につきましては、1つの事務事業を複数の施策にひもづけることについて、複雑化してしまうといったところを考える必要がございますが、御指摘を踏まえて、対応について検討していくとしております。

資料21ページを御覧ください。施策シートと事業シートと事業報告書の関係といったところになります。こちら、施策事務事業評価の際の基本資料として、施策マネジメントシート事務事業マネジメントシート、事務報告書といった資料がございますが、例えば事務報告書は予算科目ごとに作成されている、事務事業マネジメント施策マネジメントシートにつきましては、事業単位でつくっているということでございまして、両者の関係性がなかなか分かりづらいといったところがあるということで御指摘いただいております。

この点、こういった資料につきましては、必要なものではございますので、なかなか年度の継続性を担保するということもございますので、なかなかすぐに御指摘いただいた部分を解消することは難しいのでございますけれども、引き続き、検討していくとして市の考えをまとめております。

最後に、資料22ページをお開きください。追記と致しまして、施策及び事務事業を評価するという委員会の主要任務は、令和4年度で一旦の区切りとなりますが、審議の過程で今申し上げたような行政評価システムに幾つかの問題点、課題点があることが明らかになったと。それらを踏まえ、令和5年度には行政評価システム全体の見直し作業を行うことが予定されているということで頂いております。

この点につきまして、今申し上げたような指摘、そういったことを踏まえまして、今年度、令和5年度に行政評価システムの見直し検討を行い、検討結果につきましては、施策等評価委員会にもお示しさせていただくということを予定しております。報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。意見等を承りますが、簡潔な発言に御協力をお願いします。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、報告事項(2)令和4（2022）年度施策等評価結果報告書及び市の対応についてを終わります。



報告事項(3) 損害賠償等請求事件について

○【古濱薫委員長】 報告事項(3)損害賠償等請求事件についてに入ります。

当局から報告を願います。文書法制課長。

○【吉田文書法制課長】 それでは、報告事項3、損害賠償等請求事件についてにつきまして、総務文教委員会資料№30により、御報告申し上げます。初めに、資料の中において原文、片仮名でママとし、訴状の記載をそのまま引用している表現がありますが、報告の正確性を期するためでございますので、御了承願います。

この事件は、原告が過去の国立市議会議員選挙において支出した電動自転車レンタル費用、選挙用頒布物のコピー費用、電動自転車の運転主費用及び電動自転車の充電費用等が選挙活動費用に当たるとして、その支払い等を請求している訴訟でございます。1、事件の当事者でございますが、原告は個人の方1名、被告は国立市でございます。請求の趣旨につきましては、2、原告請求の趣旨に記載したとおりでございますので、割愛させていただきます。原告の主張につきましては、3に記載したとおりでございますが、対応、請求の趣旨1から4までに関しては、原告が選挙において支出した費用が公費負担の対象となるというものであり、請求の趣旨5に関しては、国立市長の給与及び国立市議会議員の報酬が税金の無駄遣いであるというものでございます。係属先の裁判所は、東京地方裁判所立川支部。訴状受領年月日は令和5年3月27日でございます。以上、御報告申し上げます。

○【古濱薫委員長】 報告が終わりました。意見等を承ります。

○【上村和子委員】 すみません。こういう訴訟が来たら、こういう訴訟にかけて大体お金がどれくらいかかるもので、期間とかお金ってどれくらいかかるもんなんですか。

○【古濱薫委員長】 今回、意見等を……。 （「そうかそうか、質疑じゃないんだね」と呼ぶ者あり）上村委員。

○【上村和子委員】 質疑じゃないですね。意見なんですね。正直ちょっと驚きました。内容を見て、それで訴訟の権利があるので、訴訟ができなくはないわけですけども、こういったものに対し、こういう訴訟を受けたときに、市はこの訴訟に対応するために、お金が幾らかかってくるのかとか、手間暇、それから事務手続にどれくらいの労力は割けるのかということについて、また、今度具体的に教えていただきたいということを述べて、非常に驚いた中身の訴訟の損害賠償請求だったなというので、感想を言っておきます。

○【古濱薫委員長】 ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、報告事項(3)損害賠償等請求事件についてを終わります。

以上で、本日の案件は全て終了しました。



○【古濱薫委員長】 これをもって、総務文教委員会を散会と致します。

午後 5 時 5 9 分散会

国立市議会委員会設置条例第29条の規定により、ここに署名いたします。

令和5年6月15日

総務文教委員長

古 濱 薫